

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

令和6年(2024年)3月

西宮市

はじめに

わが国では、いよいよ団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることとなります。今後も高齢化は進行し、介護需要・医療需要はますます高くなってことが予測されております。また、一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、介護人材不足や地域コミュニティの衰退など、様々な問題が立ちはだかっております。

本市に目を向けますと、高齢化率は、依然として全国や兵庫県の平均と比べて低い水準で推移しているものの、高齢者人口の増加率は、全国や兵庫県の平均より高く、確実に高齢化は進行しており、これに対応するため、地域包括ケアシステムをより一層推進し、地域共生社会を実現させていく必要性が高まってきております。そこで、これまでの取組を継承・発展させつつ、さらなる介護予防・重度化防止や高齢者福祉サービスに取り組んでいかなければなりません。

このような中、この度策定しました「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））」では、基本理念に新たに「共生」という言葉を加え、「すべての高齢者が、住みなれた地域で、自分らしく、安心して暮らせる共生のまち」とし、西宮市が地域共生社会の実現を目指すことを明確に示しました。

本計画において、「介護予防」「生活支援」「介護」「医療」「住まい」「認知症支援」「地域生活を支える体制の充実・強化」に関する基本施策を設定し、各基本施策をリードする施策・事業を「重点的な施策・事業」に掲げることで、効果的に計画を推進しつつ、令和22年（2040年）を見据えた取り組みを行ってまいります。

なお、今後、本計画を推進するにあたっては、市民の皆様や関係者の皆様との連携・協働が不可欠となります。一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご審議・ご提言をいただきました西宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、関係団体・機関の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をいただいた市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

西宮市長
石井登志郎



目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1.	策定の趣旨.....	1
2.	計画の位置づけと期間.....	2
3.	日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域.....	5
第2章	本市の高齢者等を取り巻く現状	8
1.	高齢者等の推移.....	8
2.	アンケート調査結果からみる高齢者及び高齢者を取り巻く状況.....	20
3.	高齢者施策の状況.....	24
4.	介護サービスの状況.....	27
5.	介護予防・日常生活支援総合事業の状況.....	34
第3章	第9期計画における課題（取り組むべきこと）	35
1.	第8期計画の基本目標に沿った課題の整理.....	35
2.	地域共生社会の実現に向けて第9期計画において積極的に取り組むべきこと.....	37
第4章	計画の基本理念と基本目標・施策体系	38
1.	計画の基本理念.....	38
2.	計画の基本目標・施策体系.....	40
3.	重点的な取組の設定.....	42
4.	評価指標の設定.....	42
第5章	施策の展開	44
	基本施策1 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進.....	44
1.	介護予防と健康づくりの充実.....	45
2.	生きがいづくりと社会参加の促進.....	47
	基本施策2 日常生活を支援する体制の整備・強化.....	48
1.	日常生活を支援するサービス等の充実.....	49
2.	地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進.....	50
3.	介護者支援の充実.....	50
	基本施策3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営.....	51
1.	介護サービスの充実.....	52
2.	ケアマネジメント力の向上.....	52
3.	介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保.....	53
4.	サービスの質の向上と利用者支援.....	53
5.	介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上.....	54
	基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化.....	56
1.	在宅医療に関する市民理解の促進.....	57
2.	医療と介護にかかわる多職種連携の強化.....	57
3.	在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化.....	58
	基本施策5 多様な住まい方を支援する環境づくり.....	59
1.	多様な住まい方への支援.....	60
2.	安全・安心な住生活環境づくり.....	60

基本施策 6 認知症支援体制の充実・強化	61
1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実	62
2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり	63
3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実	64
基本施策 7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	66
1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実	68
2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進	69
3. 権利擁護支援の取組の強化【西宮市成年後見制度利用促進基本計画】	71
4. 災害・感染症対策に関する体制の整備	71
横断的な取組の展開	72
1. ひとり暮らしになっても安心して暮らせるまちの実現	72
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	73
第 6 章 介護サービス量等の推計	74
1. 被保険者数等の推計	74
2. 介護サービス量の見込み	76
3. 地域支援事業	80
4. 保健福祉事業	84
第 7 章 介護サービス給付費及び保険料	85
1. 介護サービス給付費の推計	85
2. 保険給付費等の負担割合について	88
3. 第 1 号被保険者の保険料	89
4. 低所得高齢者への対策	93
第 8 章 計画の推進体制	94
1. 推進体制	94
2. 計画の進行管理	96
資料編	97
1. アンケート調査結果等の詳細	97
2. 第 8 期計画の成果指標と活動指標の状況	116
3. 基本施策に関連する取組と主な内容（重点的な取組以外）	122
基本施策 1 介護予防の推進と生きがいつくり・社会参加の促進	122
基本施策 2 日常生活を支援する体制の整備・強化	125
基本施策 3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営	127
基本施策 4 在宅医療と介護の連携の強化	131
基本施策 5 多様な住まい方を支援する環境づくり	132
基本施策 6 認知症支援体制の充実・強化	134
基本施策 7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	135
4. 計画策定の経過	139
5. 高齢者福祉専門分科会	140
6. 用語解説	145

第1章 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

わが国では、介護保険制度において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた取組を展開してきました。

今期計画期間中に令和7年（2025年）を迎える中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークとなる令和22年（2040年）を見通すと、依然として、85歳以上の人口が急速に増加し、医療と介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳）が急減することが見込まれています。

さらに、東京圏を中心に都市部では医療・介護需要が急増する一方、地方では病院や介護事業所の撤退が生じる可能性があります。また、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22年度（2040年度）には約280万人の介護職員が必要と予測されており、令和元年度（2019年度）実績から約69万人の増加が必要となっています。

このような状況において、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討しつつ、今期計画で定めることが求められています。

国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年（2023年）5月に、介護保険法や高齢者の医療の確保に関する法律等の改正を一本化した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

今回の改正では、「介護情報基盤の整備」をはじめ「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務」「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」「地域包括支援センターの体制整備等」がポイントとなっています。

こうした国等の動向を踏まえ、本市では、第8期計画期間（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））における取組を継承・発展させつつ、令和22年（2040年）を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目的とする「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

1) 法令の根拠

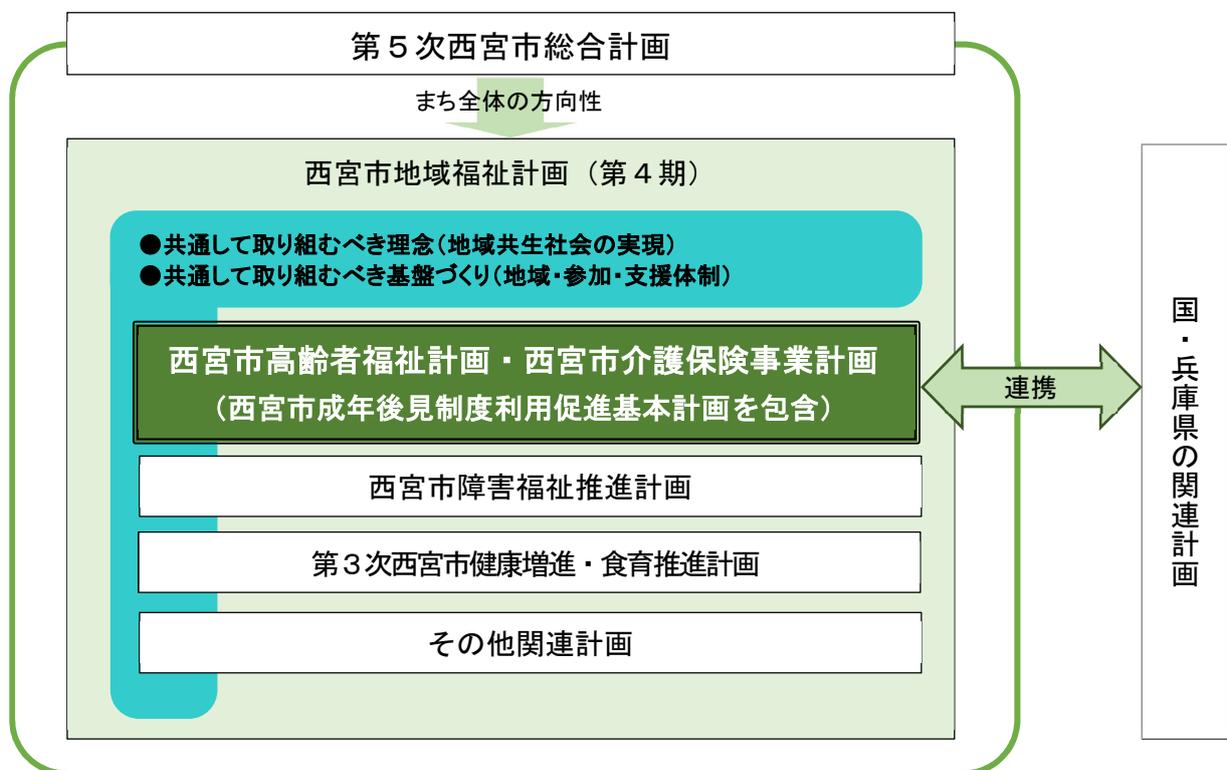
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定める老人福祉計画と、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画とを合わせ、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」として一体的に策定するものです。

さらに、本計画の「基本施策 7－3 権利擁護支援の取組の強化」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する内容とします。

2) 関連計画との関係

本計画は、「第 5 次西宮市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための部門別計画です。なお、本計画に位置づけられる具体的な事業については、「第 5 次西宮市総合計画」の実施計画などとの調整を行い推進します。

また、福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられる「西宮市地域福祉計画（第 4 期）」のもと、本計画で展開する施策・事業などについては、「西宮市障害福祉推進計画」や「第 3 次西宮市健康増進・食育推進計画」などの計画の施策・事業との相互連携が必須となることから、関連諸計画との整合を図りながら策定しました。あわせて、国や兵庫県との関連計画とも十分に整合を図ります。



3) 計画とSDGsの関係

平成27年(2015年)の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGs(Sustainable Development Goals)では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

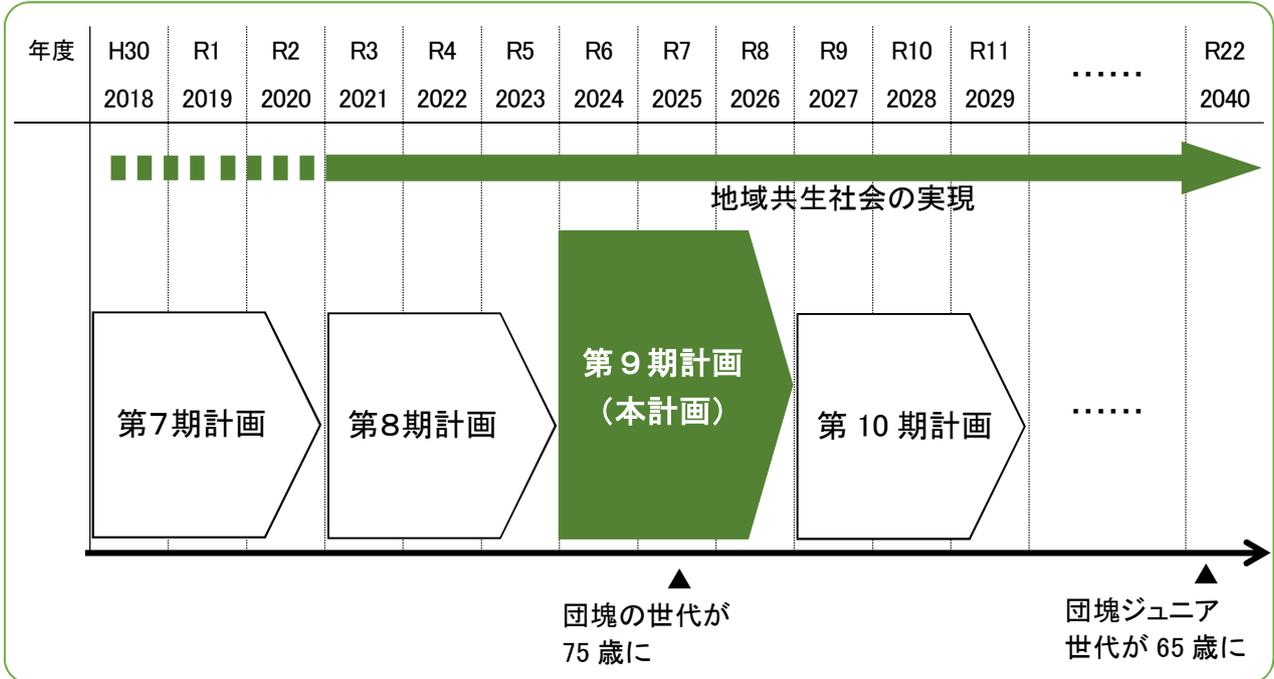
本市では第5次西宮市総合計画の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取組を一体的に推進しています。

本計画においては、市民、地域、事業者、関係団体・機関、行政などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら、地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現をめざす取組を進めることにより、特に以下に掲げるSDGsの4つの目標達成に寄与することが期待されています。



4) 計画の期間

本計画は、令和 22 年（2040 年）を念頭に中長期的な視点で地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現をめざす計画として、令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）の 3 年間を計画期間とします。



3. 日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域

1) 日常生活圏域

本市では、おおむね中学校区を単位として15の圏域を設定しています。

この15の圏域には、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）」を設置し、身近なところで相談を受け付ける体制をとっています。

なお、本市では、地域包括支援センターの呼称を「高齢者あんしん窓口」としており、本計画においては、地域包括支援センターを「高齢者あんしん窓口」と記載します。

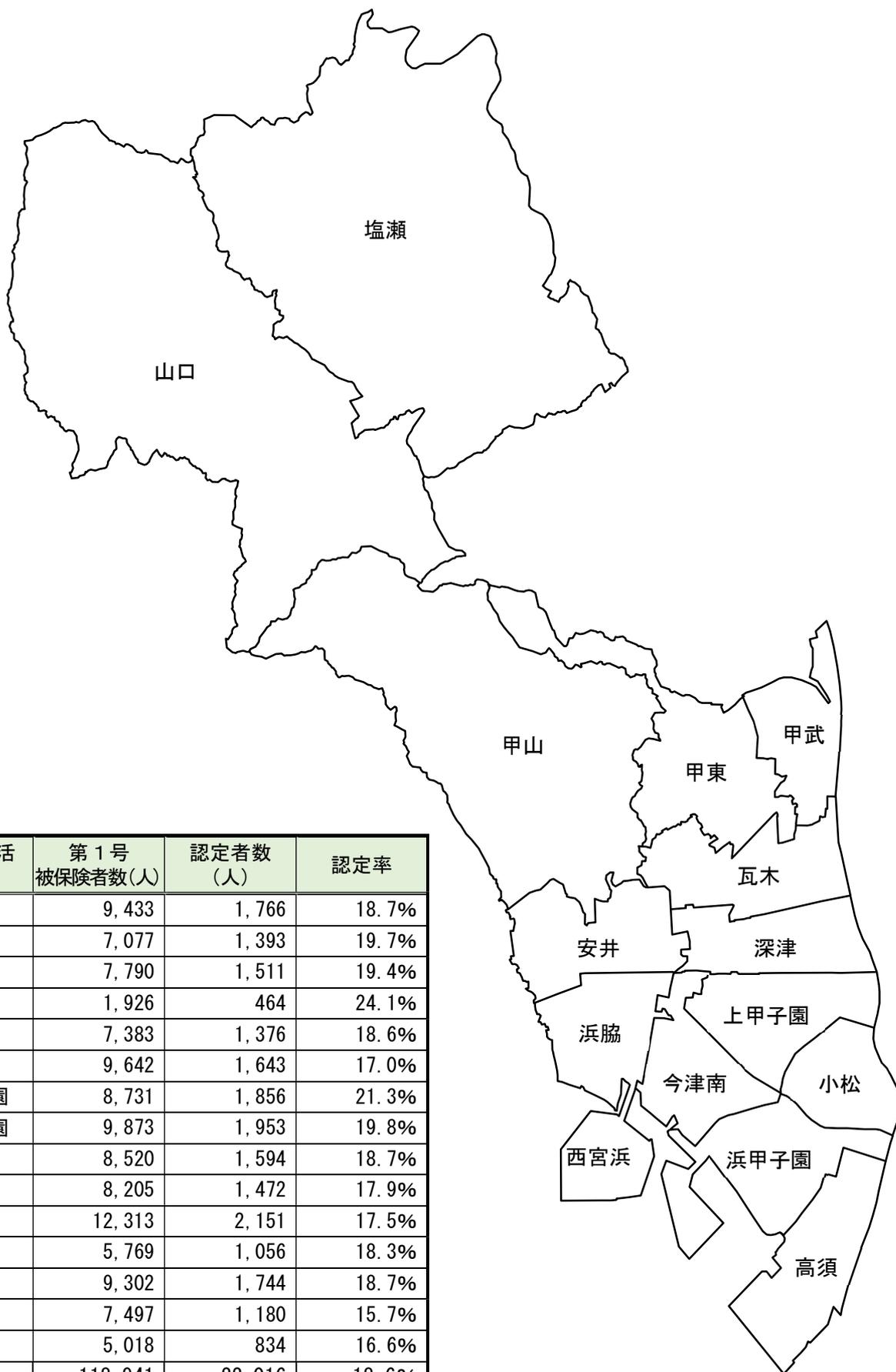
【日常生活圏域とは】

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

日常生活を送る上での生活圏域については、隣近所、自治会、小学校区、中学校区など様々なものが考えられます。ここでいう日常生活圏域とは、市が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的なサービス提供を展開していく圏域となります。

国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区を基本とすることを例示しています。

【日常生活圏域（15 圏域）の状況】



日常生活圏域	第1号被保険者数(人)	認定者数(人)	認定率
安井	9,433	1,766	18.7%
今津南	7,077	1,393	19.7%
浜脇	7,790	1,511	19.4%
西宮浜	1,926	464	24.1%
小松	7,383	1,376	18.6%
高須	9,642	1,643	17.0%
浜甲子園	8,731	1,856	21.3%
上甲子園	9,873	1,953	19.8%
深津	8,520	1,594	18.7%
瓦木	8,205	1,472	17.9%
甲山	12,313	2,151	17.5%
甲武	5,769	1,056	18.3%
甲東	9,302	1,744	18.7%
塩瀬	7,497	1,180	15.7%
山口	5,018	834	16.6%
合計	118,941	22,016	18.6%

資料：西宮市介護保険システムデータより抽出（令和5年9月末現在）

※上記被保険者数や認定者数には住所地特例者が含まれないため、総数とは異なる。

2) 地域包括ケア連携圏域

本市では、市全域と15の日常生活圏域の中間に、5つの「地域包括ケア連携圏域」を設定しています。

地域包括ケア連携圏域ごとに、地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた支援等を行う在宅療養相談支援センターを設置するとともに、医療と介護にかかわる多職種の連携体制の構築・強化などの取組を進めます。

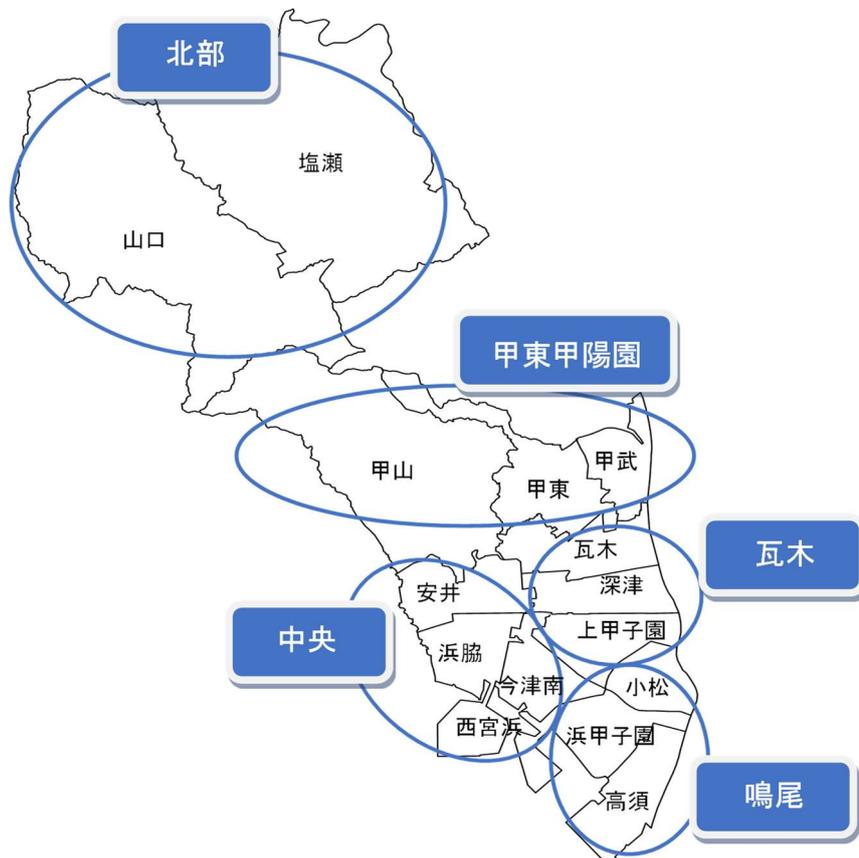
また、地域包括ケア連携圏域内の高齢者あんしん窓口が連携し、ケアマネジャーへの支援を行うとともに、生活支援コーディネーターを設置し、地域包括ケア連携圏域内の複数の日常生活圏域の生活支援体制の整備・強化等を推進します。

【地域包括ケア連携圏域とは】

地域包括ケア連携圏域とは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携や、高齢者あんしん窓口の連携による取組を効果的・効率的に推進していくために、15の日常生活圏域を中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、北部の5つの区域に分けて設定する圏域です。

複数の日常生活圏域を統合することによるスケールメリットを生かして、1つの日常生活圏域では取り組むことが難しい地域づくり等を展開していく圏域となります。

【地域包括ケア連携圏域（5圏域）】



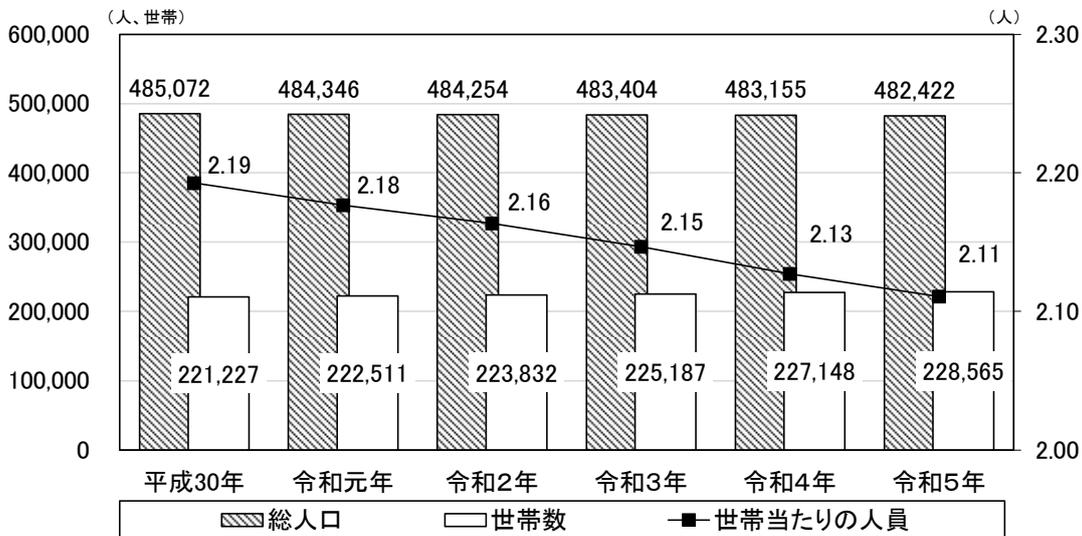
第2章 本市の高齢者等を取り巻く現状

1. 高齢者等の推移

1) 人口・世帯数の推移

- 総人口は横ばいで推移し、令和5年（2023年）で482,422人となっています。
- 世帯数が増加傾向にあり、令和5年（2023年）で228,565世帯となっています。一方で、世帯当たりの人員については減少傾向にあり、令和5年（2023年）で2.11人となっています。

【総人口と世帯数の推移】

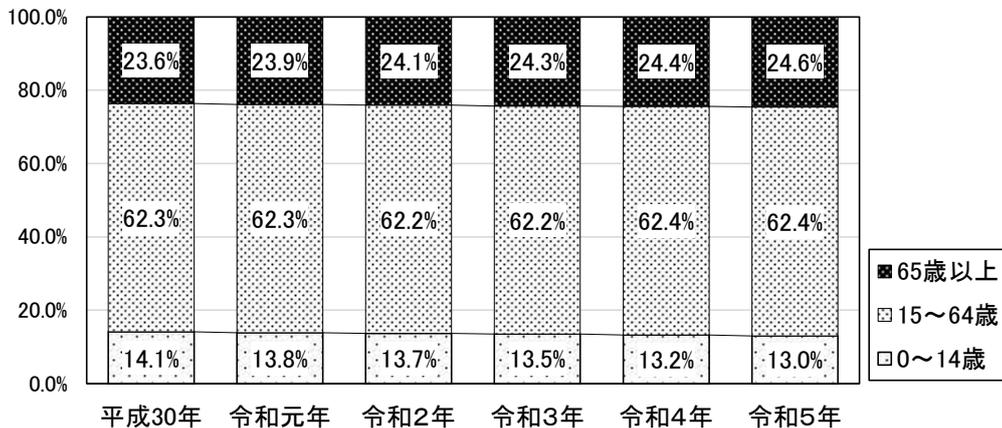


資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

2) 年齢構成比の推移

- 年齢構成比については、0～14歳の人口の構成比は減少、15～64歳の人口の構成比は横ばいで推移していますが、65歳以上の人口の構成比（高齢化率）は増加し、令和5年（2023年）で24.6%となっています。

【年齢構成比の推移】

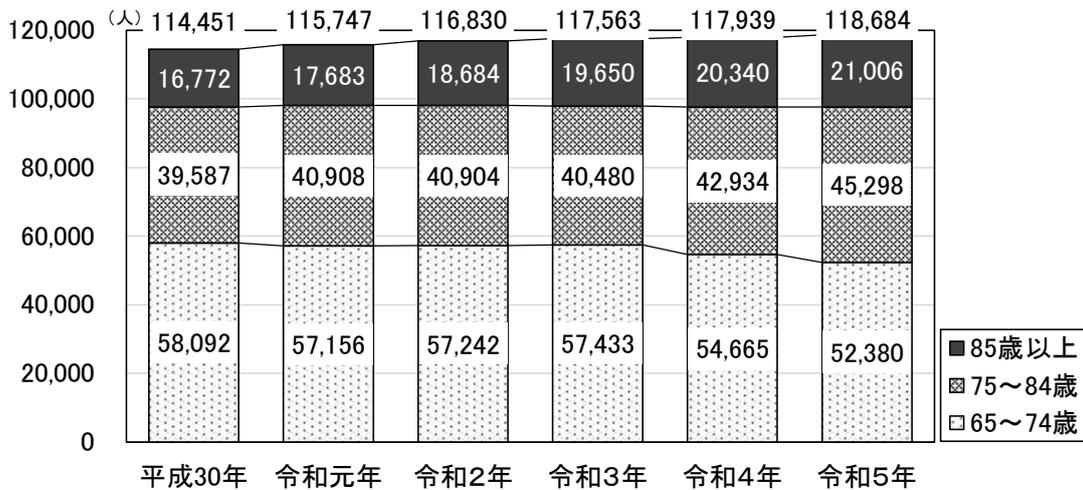


資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

3) 高齢者人口及び高齢化率の推移

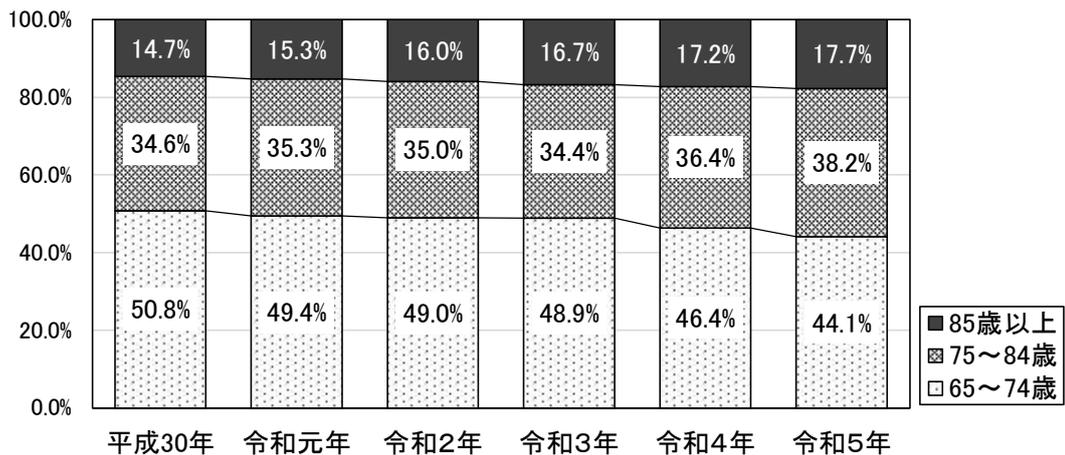
- 高齢者人口（65歳以上の人口）は増加傾向にあり、令和5年（2023年）で118,684人となっています。また、高齢者人口を年齢階層別でみると、令和3年（2021年）以降、65～74歳の人口は減少傾向、75～84歳の人口と85歳以上の人口は増加傾向にあります。さらに、85歳以上の人口は、平成30年（2018年）～令和5年（2023年）にかけて1.25倍増と、高齢者人口の中でも特に増加が目立っています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者人口（75歳以上の人口）の割合は増加しており、令和元年（2019年）には半数を超え、令和5年（2023年）には55.9%となっています。

【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

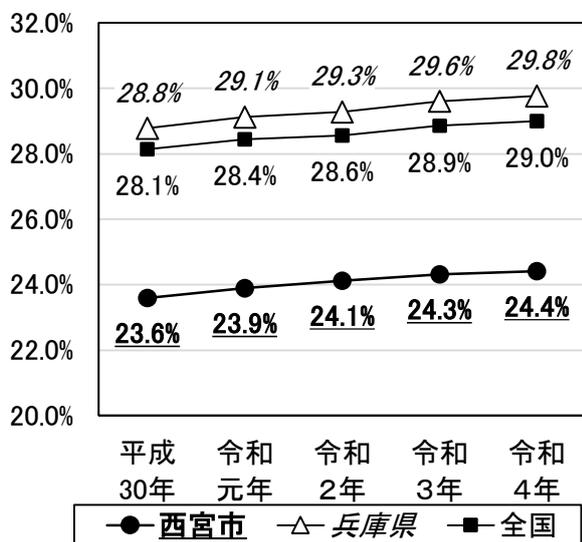
【高齢者人口の構成比の推移】



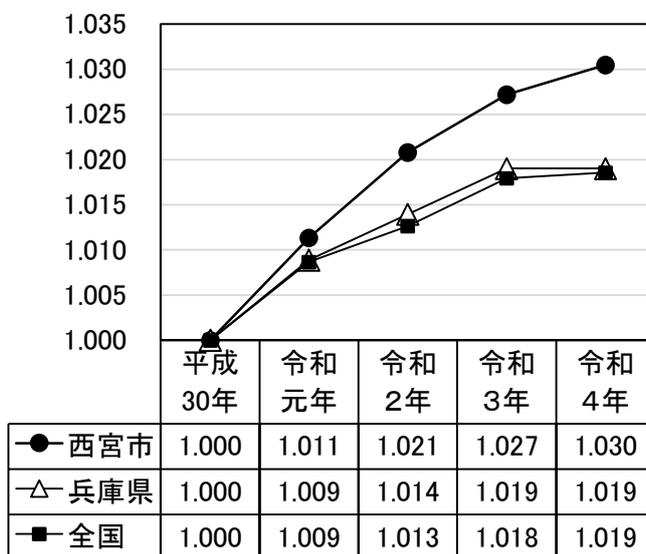
資料：住民基本台帳（外国人人口含む）（各年9月30日データ）

- 高齢化率を兵庫県及び全国と比較すると、兵庫県と全国を下回って推移しており、令和4年(2022年)には24.4%で、全国を4.6ポイント、兵庫県を5.4ポイント下回っています。
- 高齢者人口の増加率(平成30年(2018年)の高齢者人口を基準値(1.000)とした場合)は、全国と兵庫県を上回って推移しており、令和4年(2022年)では1.030となっています。

【高齢化率の兵庫県、全国との比較】



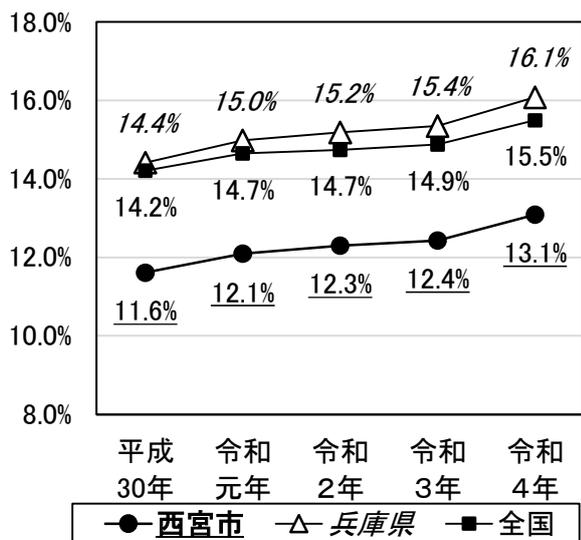
【高齢者人口の増加率】



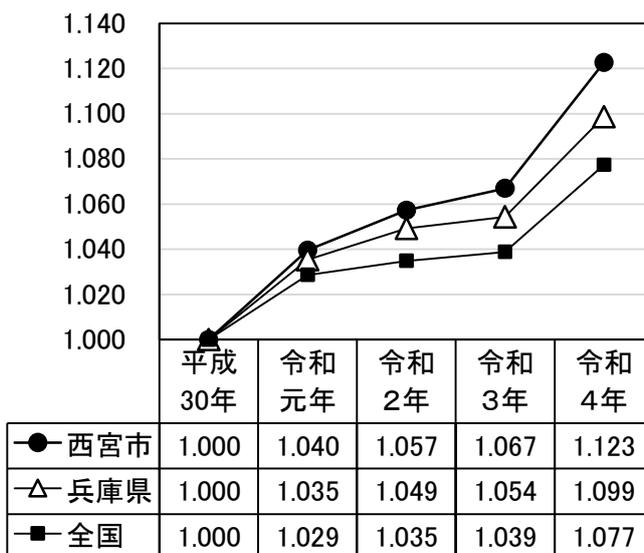
資料：住民基本台帳(外国人人口含む)(各年9月30日データ)、兵庫県及び全国は総務省「人口推計年報」

- 後期高齢化率を兵庫県及び全国と比較すると、兵庫県と全国を下回って推移しており、令和4年(2022年)には13.1%で、全国を2.4ポイント、兵庫県を3.0ポイント下回っています。
- 後期高齢者人口の増加率(平成30年(2018年)の高齢者人口を基準値(1.000)とした場合)は、全国と兵庫県を上回って推移しており、令和4年(2022年)では1.123となっています。

【後期高齢化率の兵庫県、全国との比較】



【後期高齢者人口の増加率】



資料：住民基本台帳(外国人人口含む)(各年9月30日データ)、兵庫県及び全国は総務省「人口推計年報」

4) 高齢者世帯の推移

- 高齢者夫婦のみの世帯と高齢者単独世帯の世帯数は増加傾向にあります。特に、高齢者単独世帯については、平成12年(2000年)～令和2年(2020年)にかけて約2.1倍の増加となっています。

【高齢者世帯の推移】

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯	177,074世帯	190,078世帯	202,454世帯	210,770世帯	215,454世帯
65歳以上の親族 のいる一般世帯	45,077世帯 25.5%	54,024世帯 28.4%	62,691世帯 31.0%	72,597世帯 34.4%	76,882世帯 35.7%
高齢者夫婦 のみの世帯	14,792世帯 8.4%	17,797世帯 9.4%	20,634世帯 10.2%	24,128世帯 11.4%	24,225世帯 11.2%
高齢者 単独世帯	12,263世帯 6.9%	15,802世帯 8.3%	19,064世帯 9.4%	22,449世帯 10.7%	25,821世帯 12.0%

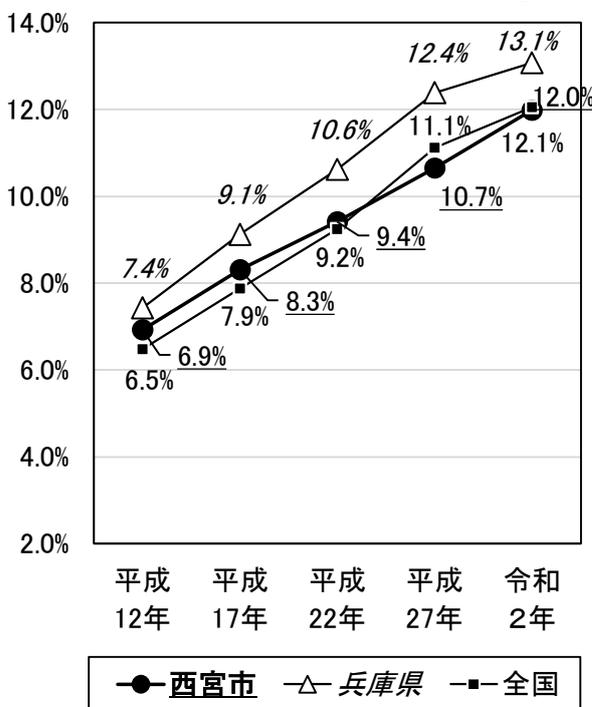
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢者夫婦のみの世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

- 一般世帯に占める高齢者単独世帯と高齢者夫婦のみの世帯の割合を兵庫県及び全国と比較するとともに、兵庫県を下回りつつ、全国とほぼ同じ水準で増加する傾向にあります。

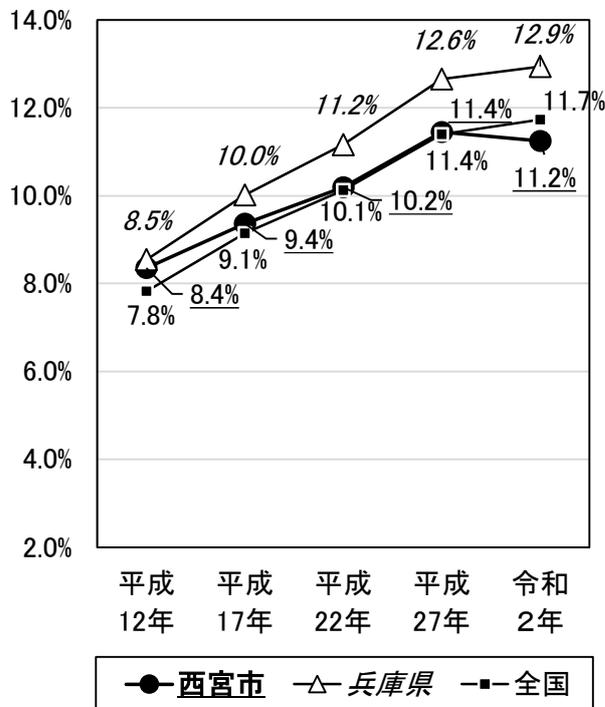
【一般世帯に占める高齢者単独世帯

の割合の兵庫県、全国との比較】



【一般世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯

の割合の兵庫県、全国との比較】



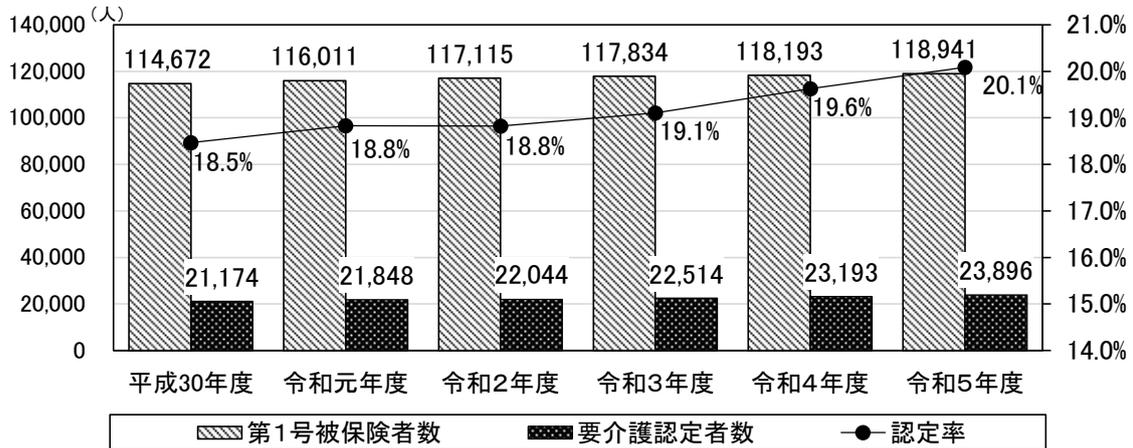
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

5) 要介護認定者数等の推移

- 第1号被保険者数と要介護認定者数はともに増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で、第1号被保険者数が118,941人、要介護認定者数が23,896人となっています。
- 認定率（第1号被保険者に占める要介護認定者の割合）は増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で20.1%となっています。

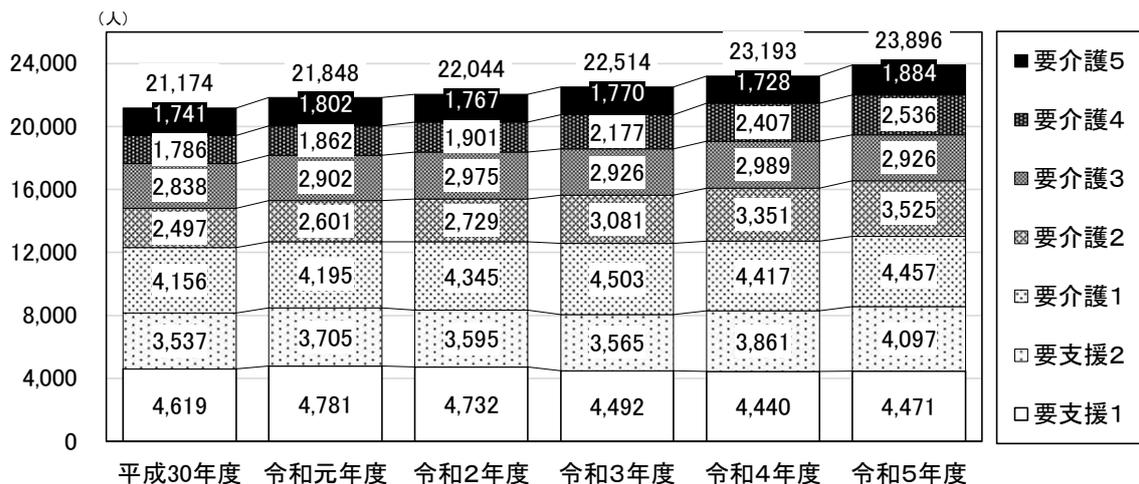
【第1号被保険者数と要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報【9月末】）

- 要介護認定者数（全体）は、令和5年度（2023年度）で23,896人となっており、平成30年度（2018年度）の約1.13倍の増加となっています。
- 認定区分別でみると、要支援1以外の認定区分で増加傾向にあり、要介護2、要介護4は平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）にかけて約1.4倍の増加となっています。

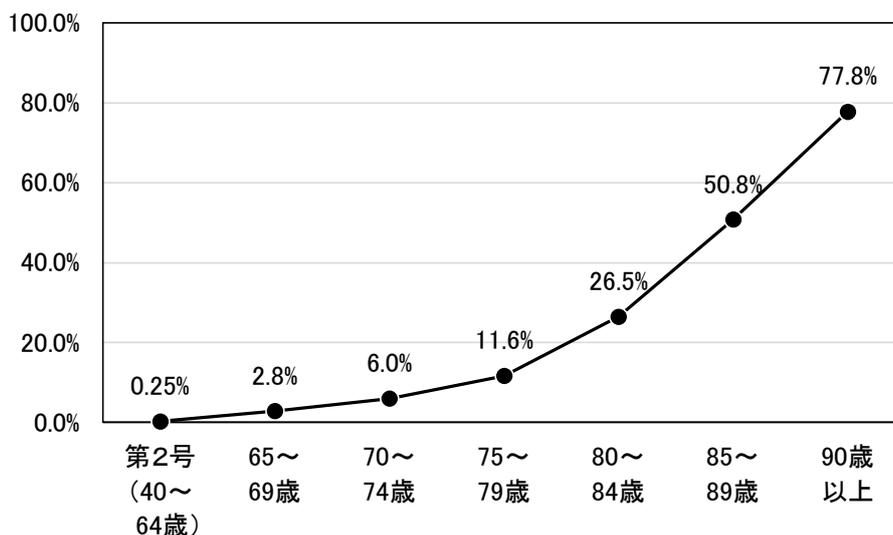
【認定区分別認定者数（全体）の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報【9月末】）

- 令和5年（2023年）9月末の年齢階級別での要介護認定率をみると、前期高齢者では1割に達していません。しかし、認定率は年齢とともに増加しており、特に、80歳を過ぎると大きく増加し、85～89歳で50.8%、90歳以上では77.8%となっています。

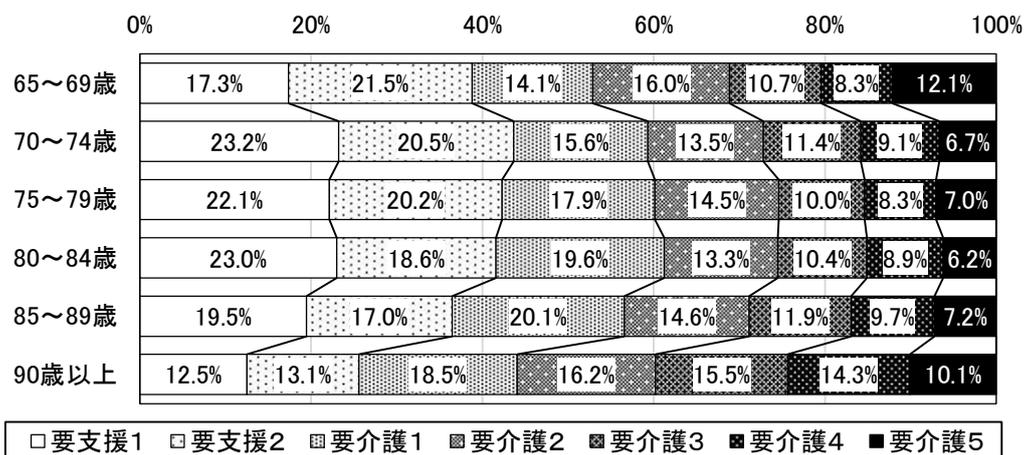
【年齢階級別の要介護認定率（令和5年（2023年）9月末）】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月月報【9月末】）の認定者数を住民基本台帳（令和5年9月末）の人口で除した値

- 令和5年（2023年）9月末の年齢階級別での要介護度等構成比をみると、85歳以上になると要介護1以上が増加しており、特に、90歳以上では重度者（要介護3以上）が39.9%となっています。

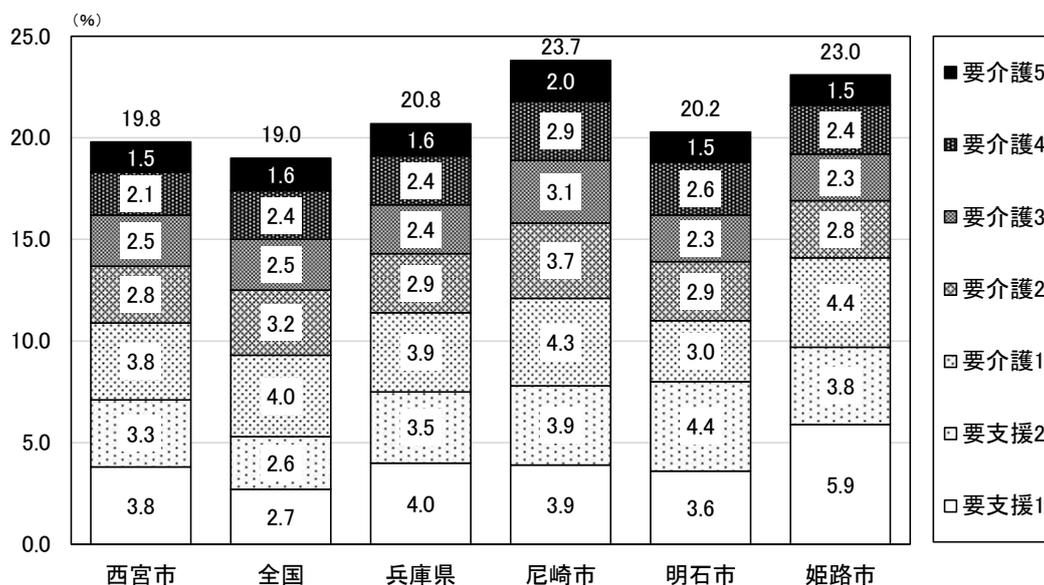
【年齢階級別の要支援・要介護度別構成比（令和5年（2023年）9月末）】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月月報【9月末】）

- 調整済み認定率（第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率）は全国及び兵庫県と同水準となっています。また、県内中核市と比較すると、姫路市と尼崎市を下回り、明石市と同水準となっています。
- また、重度者（要介護3以上）の調整済み認定率は、全国や兵庫県、県内中核市より低く、要支援1・2の調整済み認定率は全国より高く、兵庫県、県内中核市より低くなっています。

【調整済み認定率の全国、兵庫県、県内中核市との比較（令和4年度（2022年度））】

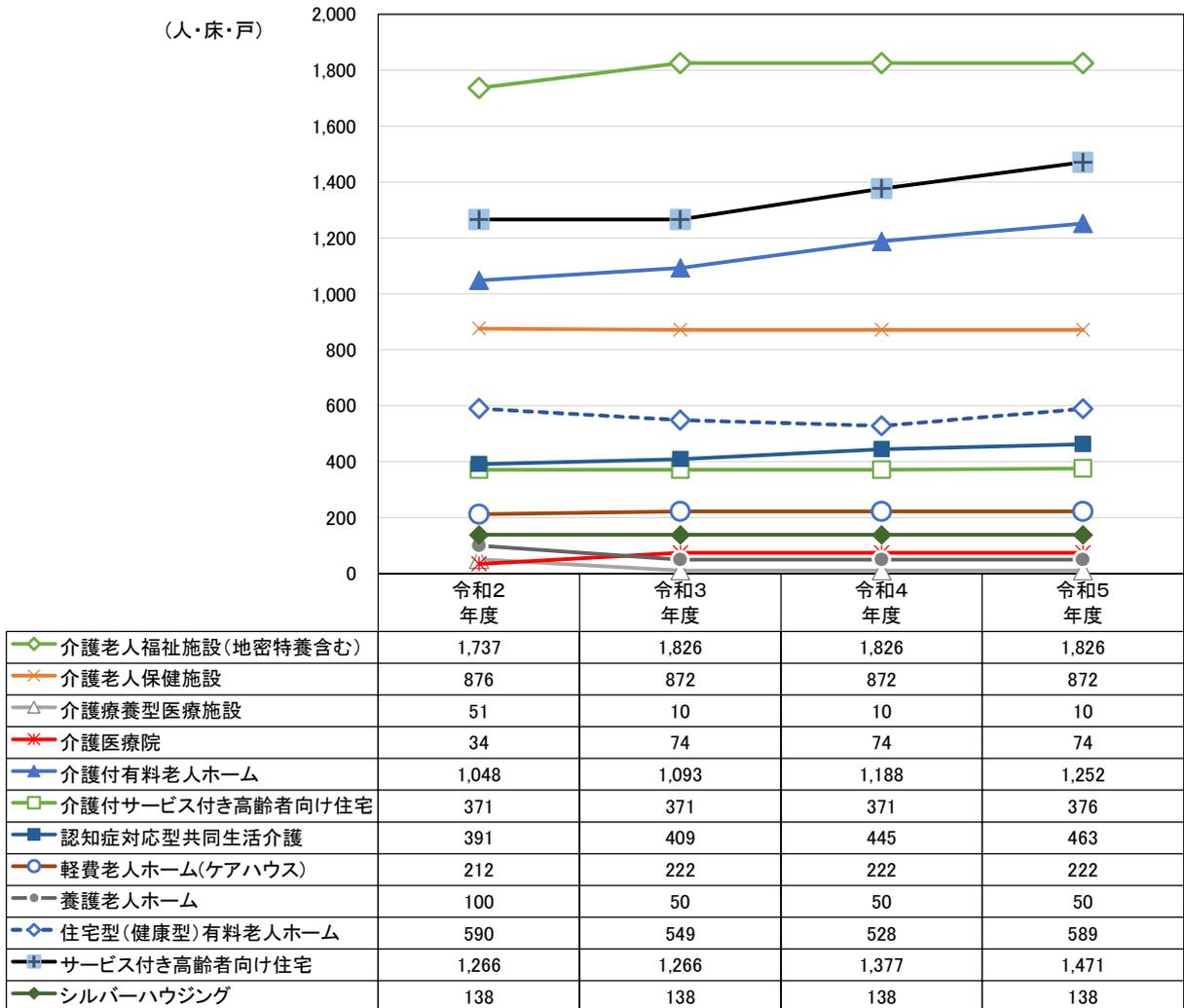


資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より
 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より算出

6) 高齢者向け住まい・施設の状況

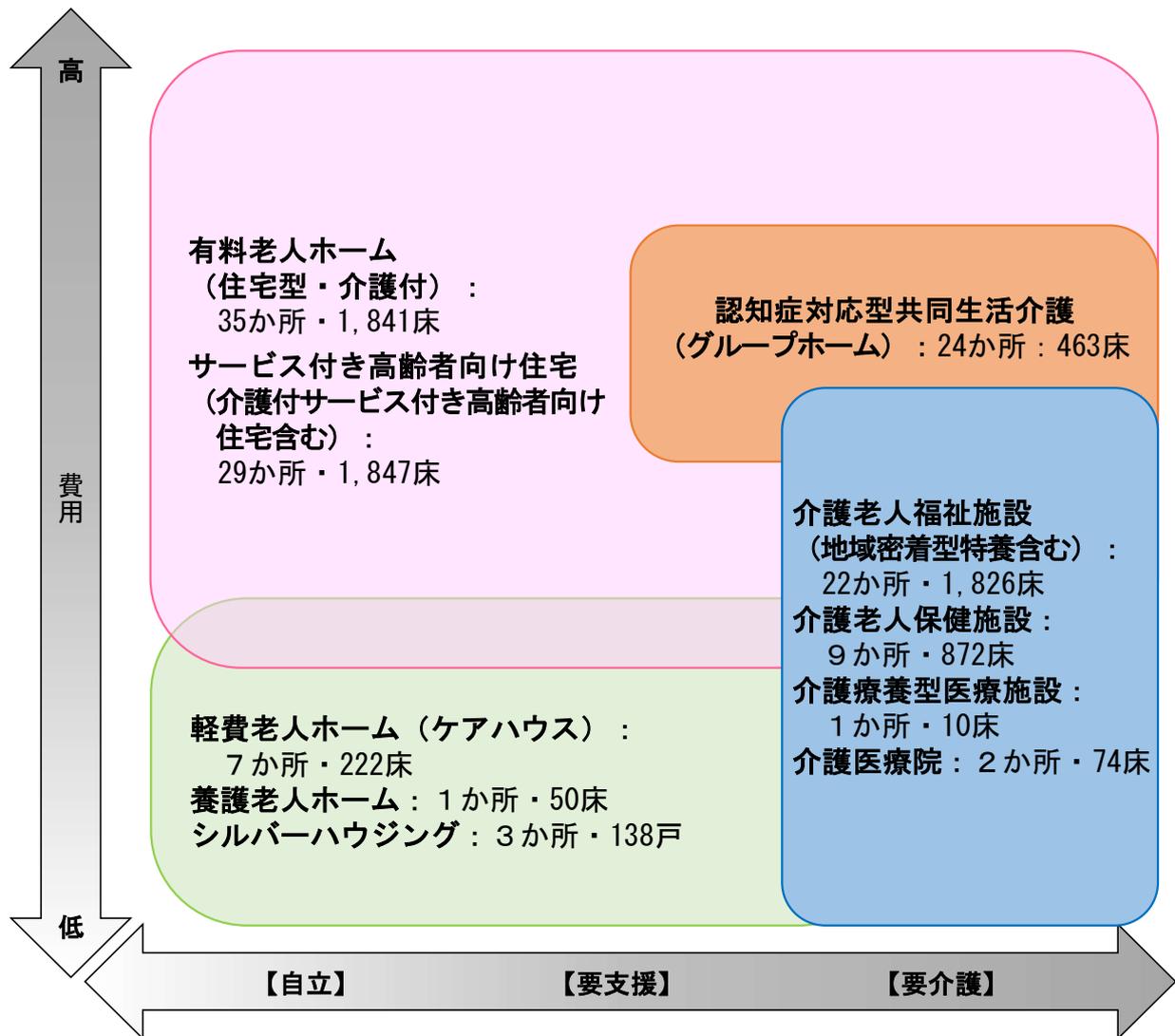
- 高齢者向け住まい・施設の状況について、ほとんどの住まい・施設の定員数は横ばいで推移していますが、介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の定員数は、増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で2,723人となっています。

【高齢者向け住まい・施設の定員数の推移】



資料：福祉のまちづくり課（令和2年度～令和4年度は3月末、令和5年度は7月末、シルバーハウジングについては定員ではなく戸数）

【高齢者向け住宅・施設のイメージ】



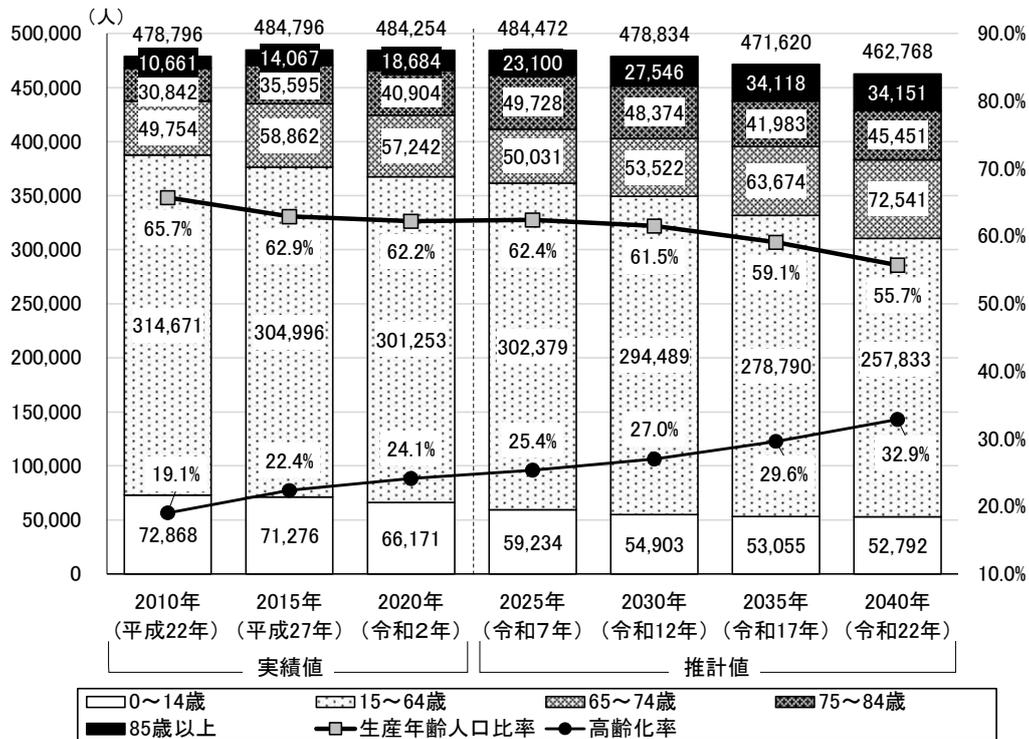
※各施設の箇所数・定員数は令和5年7月末現在の市内の値（福祉のまちづくり課データ）

なお、上記イメージ図は、費用及び身体状況から、高齢者向け住まい・施設のイメージを整理したもので、同種の住まい・施設でも、実際の費用、対応できる介護サービス等の内容が異なることがあります。また、所得に応じて負担を軽減する制度等がある住まい・施設もあるため、必ずしもイメージ図の内容に当てはまらないケースもあります。

7) 令和22年(2040年)の西宮市の姿

- 総人口は減少し、令和22年(2040年)には462,768人になると予測されています。
- 生産年齢人口比(15~64歳の人口比)は減少し、令和22年(2040年)には55.7%になると予測されています。
- 高齢化率は増加し、令和22年(2040年)には32.9%になると予測されています。

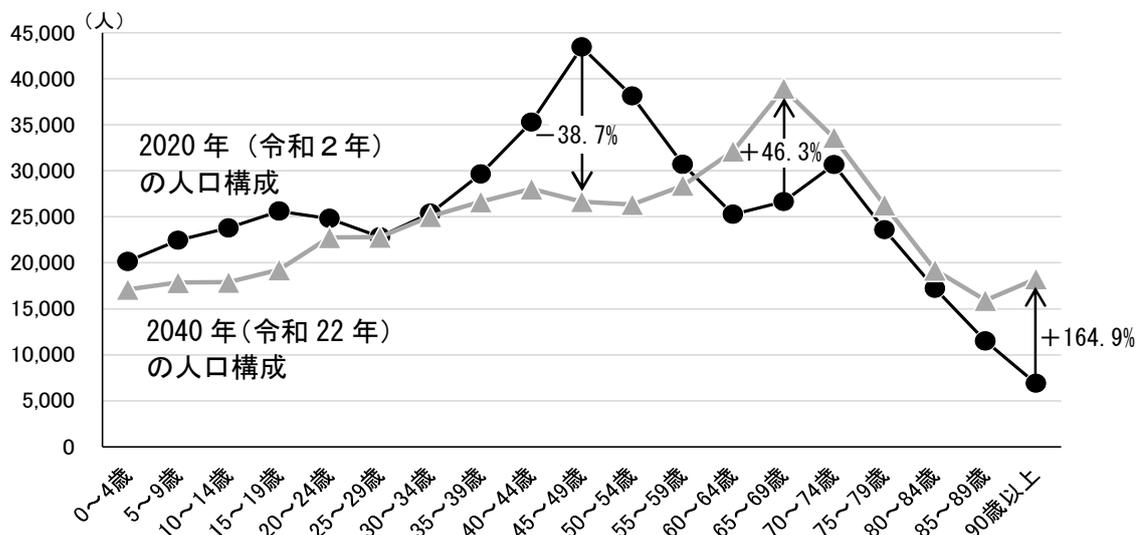
【将来人口推計】



資料：実績値は住民基本台帳人口(外国人人口含む)(各年9月末データ)、推計値は第5次西宮市総合計画(後期基本計画)の将来人口推計

- 令和2年(2020年)から令和22年(2040年)にかけて人口構成の変化をみると、45~49歳の人口が大幅に減少する一方で、65~69歳及び90歳以上の人口が大幅に増加すると予測されています。

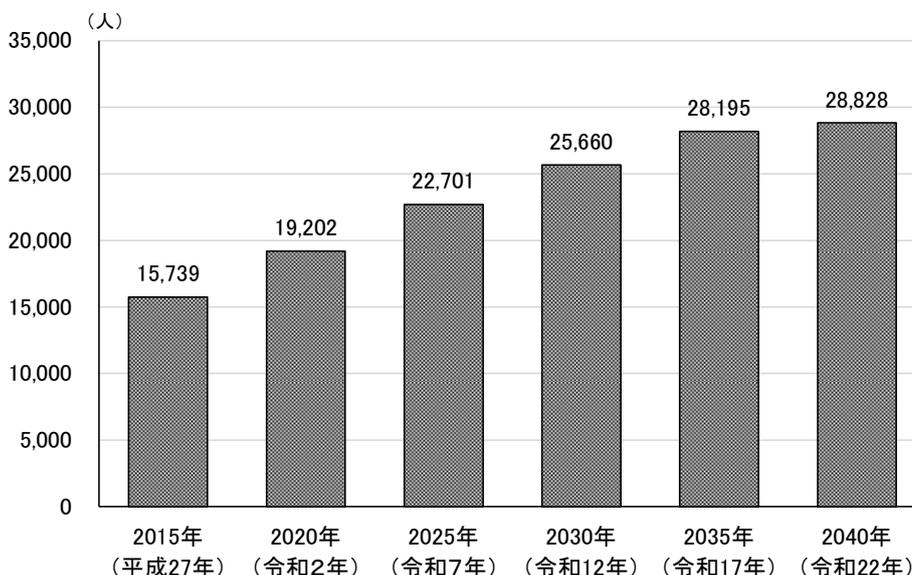
【人口構成の変化】



資料：2020年は住民基本台帳(外国人人口含む)(各年9月末データ)、2040年は第5次西宮市総合計画(後期基本計画)

- 認知症高齢者数は、令和2年（2020年）から令和22年（2040年）にかけて1.5倍増加し、令和22年（2040年）には28,828人となると予測されています。

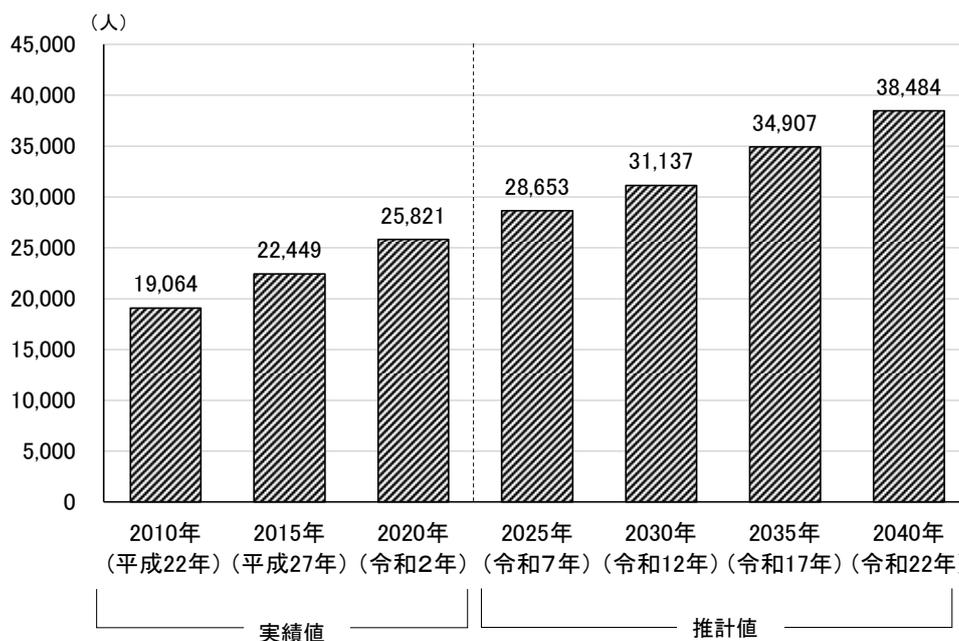
【認知症高齢者数の推計】



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）による性別・年齢別の認知症有病率が一定で推移すると仮定し、2015年と2020年は住民基本台帳人口（各年9月末データ）、2025年以降は第5次西宮市総合計画（後期基本計画）の将来人口推計による性別・年齢別の高齢者人口に、前述の性別・年齢別の認知症有病率を乗じて算定

- ひとり暮らし高齢者数は、令和2年（2020年）から令和22年（2040年）にかけて1.5倍増加し、令和22年（2040年）には38,484人となると予測されています。

【ひとり暮らし高齢者数の推計】

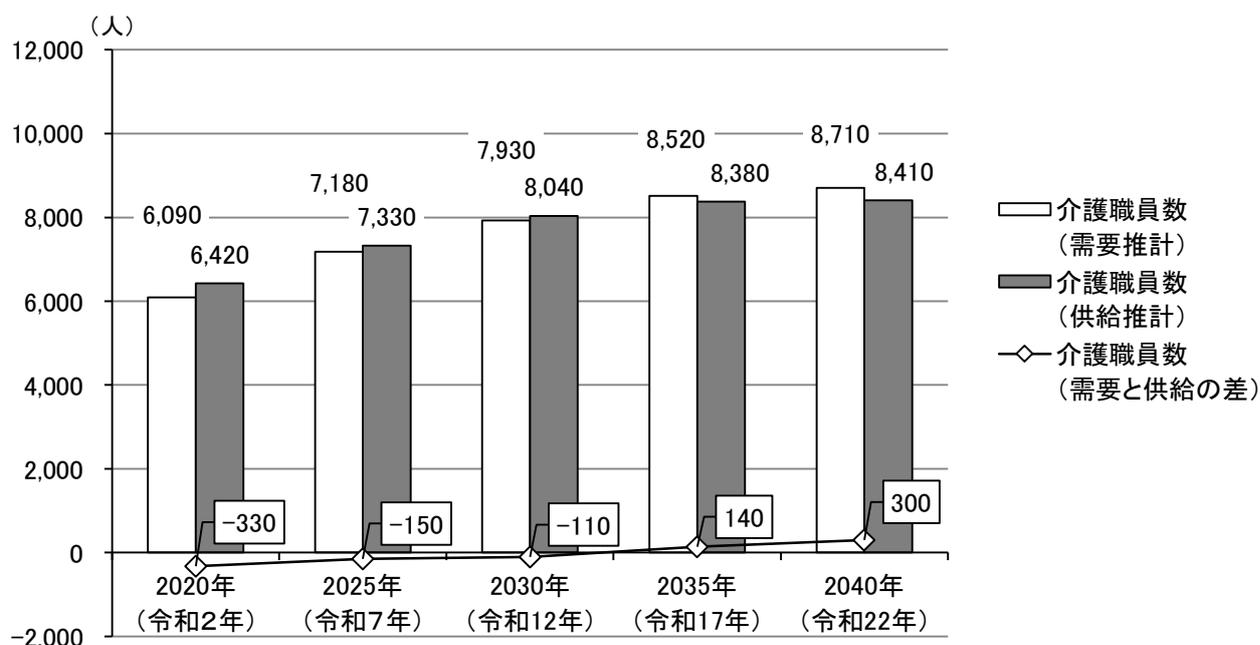


資料：実績値は国勢調査より

推計値は、2005年、2010年、2015年、2020年の国勢調査から、65～74歳、75～84歳、85歳以上の単身高齢者割合を算出して、年齢階級ごとの平均変化率を求め、第5次西宮市総合計画（後期基本計画）の将来人口推計での年齢別の高齢者人口に乘じて算定

- 厚生労働省が作成した介護人材需給推計シートを用いて、本市における将来の介護職員の需要と供給の推計人数を比較すると、2030年までは供給が需要を上回ると推計されますが、2035年以降は需要が供給を上回ると推計されます。
- 現状としても需要と供給の差が小さく、利用者のニーズに応じたサービスを提供することが難しくなっていると想定されるため、介護人材の確保に向けた施策を推進する必要があります。

【介護職員の需要と供給の推計】



資料：厚生労働省「介護人材需給推計シート（2020年版）」を基に算出し、推計。
 ※需要推計は、本市のサービス見込量の推計から、国の職員配置率を用いて推計。
 ※供給推計について、2020年は本市の「介護人材実態調査」から算出。2025年以降は、現在の離職率が今後も続く想定しつつ、現在の採用率と人口推計（20～70歳人口）から新規採用者数を算出し、供給量を推計。

2. アンケート調査結果からみる高齢者及び高齢者を取り巻く状況

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を改定するにあたって実施した①～⑦の調査結果から、高齢者及び高齢者を取り巻く現状を整理しました。

アンケート調査

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）
- ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要支援認定者）
- ③在宅介護実態調査（在宅で生活する要介護認定者、その主な介護者）
- ④ひとり暮らし高齢者実態把握調査
- ⑤ケアマネジャー調査
- ⑥高齢者向け住まいに関する調査
- ⑦介護人材実態調査

※各種調査結果の詳細は資料編を参照

▼ 介護予防への関心が希薄化する一方で、フレイルに対する認知が広がっています。

- 65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない高齢者（以下、「一般高齢者」という。）で介護予防について「非常に関心がある」人は39.0%で前回調査から減少しており、介護予防への関心が希薄化していることがわかります。【①】
- フレイルについて「言葉も内容も知っている」という人は、一般高齢者で38.4%、要支援認定者で29.8%、それぞれ前回調査から3倍以上増加しており、認知が広がっています。【①②】
- フレイルについて知っている人ほど、介護予防への関心が高くなっています。【①②】

▼ 西宮いきいき体操などの介護予防の通いの場への参加頻度が高い人ほど、要介護状態になるリスクを持つ人が少ない傾向にあります。

- 要介護状態になるリスクの状況をみると、一般高齢者では「認知機能の低下」リスク、要支援認定者では「運動器の機能低下」や「うつ傾向」リスクがある人が多くなっています。【①②】
- 一般高齢者では「転倒」リスク、要支援認定者では「運動器の機能低下」リスクや「認知機能の低下」リスク、「IADLの低下」リスクのある人が、前回調査から減少しています。【①②】
- 一般の高齢者のうち後期高齢者と要支援認定者では、西宮いきいき体操などの介護予防の通いの場への参加頻度が高い人ほど、「運動器の機能低下」や「閉じこもり」「低栄養」「口腔機能の低下」「うつ傾向」「IADLの低下」などのリスクを持つ人が少ない傾向にあります。【①②】

▼ 一般高齢者では、収入のある仕事をする人は増加する一方で、地域での活動に参加する人が減少しています。また、要支援認定者では介護予防の通いの場が地域での活動の中心になっています。

- 一般高齢者では、「収入のある仕事」は参加頻度が増加していますが、「趣味関係のグループ」や「ボランティアのグループ」「学習・教養のサークル」「老人クラブ」「気軽に集える場」では参加頻度が減少しており、地域の活動に参加する人が減少していることがわかります。【①②】
- 要支援認定者では、週1回以上「西宮いきいき体操などの介護予防の通いの場」に参加している人が13.1%で他の活動と比べて多くなっています。【①②】
- 気軽に集える場に月1回以上参加している人は、一般高齢者で減少しています。また、一般高齢者と要支援認定者ともに、女性の後期高齢者で参加頻度が高くなっています。【①②】

▼ 一般高齢者では生きがいがある人が減少しています。

- 生きがいがある人は、一般高齢者では 59.4%で前回調査から減少しています。一方、要支援認定者では 46.2%で、前回調査と変化はありません。【①②】
- 日々の生活で役割がある人や趣味がある人、近所でのつながりがある人、地域の活動に参加している人ほど、生きがいがある人が多い傾向にあります。【①②】

▼ 一般高齢者と要支援認定者の多くは日常的に気にかけてくれる家族・親戚がいます。また、ひとり暮らし世帯では、日常的に気にかけてくれる近所・地域の人や地域の見守り活動・声かけといった地域での支え合い、助け合いを頼りにしている人が多くなっています。

- 家族や友人・知人以外の相談相手がいる人は、一般高齢者では 46.5%で、前回調査から減少しています。一方、要支援認定者では 73.2%で、前回調査から変化はありません。【①②】
- 日常的に気にかけてくれる人や何か起きた時に気づいてくれる仕組みがある人は、一般高齢者と要支援認定者ともに 9割程度を占めています。【①②】
- 一般の高齢者のうち後期高齢者と要支援認定者については、特にひとり暮らし世帯で「日常的に気にかけてくれる近所の人・地域の人がいる」「日常的に地域の見守り活動や声かけなどがある」が多くなっています。【①②】

▼ 依然としてひとり暮らし世帯では地域での暮らしの安心度が低くなっています。一方で、いろいろな相談先とつながることで、地域での暮らしの安心度が高くなる傾向がうかがえます。

- 地域での暮らしの安心度（10点満点）は、一般高齢者で 7.27点、要支援認定者で 6.73点となっています。また、一般高齢者と要支援認定者ともに、ひとり暮らし世帯では、それ以外の世帯と比べて安心度が低くなっています。【①②】
- 家族や友人・知人以外に相談相手がいる人は、いない人と比べて地域での暮らしの安心度が高くなっています。【①②】

▼ 主な介護者の 9割は在宅生活の継続に向けて何らかの不安を感じており、特に「認知症状への対応」「排泄」などの介護への不安が多くなっています。

- 在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安を感じる介護等は、「認知症状への対応」が 39.4%で最も多く、「夜間の排泄」「入浴・洗身」「日中の排泄」が上位を占めています。【③】
- 在宅生活の継続に向けて何らかの不安を感じている主な介護者は 90.6%を占め、前回調査から変化はありません。【③】

▼ 在宅の要介護認定者では移動支援や見守り・声かけへのニーズが高くなっています。

- 在宅の要介護認定者が在宅生活を継続するために必要と感じる介護保険外の支援・サービスについては、「移送サービス」が 31.4%で最も多く、「外出同行」「見守り、声かけ」が上位を占めています。特に、「見守り、声かけ」は現在の利用状況とのギャップが大きく、潜在的なニーズが強いことがわかります。【③】
- ケアマネジャーが、要支援認定者の在宅生活を支えるために特に必要と感じるサービスでは、「相談・話し相手の訪問サービス」「病院への送迎・通院介助」「見守りや安否確認等の声かけ」などが上位を占めています。【⑤】
- 在宅生活を支える地域のインフォーマルサービスが充実していると考えるケアマネジャーは 9.6%に留まっています。【⑤】

▼ 一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者の5～6割は在宅生活を希望していますが、介護者やケアマネジャーからは、在宅生活の継続に向けて、柔軟な対応が可能な介護保険サービスの整備が求められています。

- 将来、介護が必要になった場合に暮らしたい場所については、一般高齢者と要支援認定者とも「自宅（別居している子どもや親類宅を含む）」が5割程度を占めて最も多くなっています。【①②】
- 在宅の要介護認定者について、施設等への「入所・入居は検討していない」人は63.8%を占めていますが、要介護3・4では少なくなっています。【③】
- 在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が39.4%で最も多く、「夜間の排泄」「入浴・洗身」「日中の排泄」が上位を占めています。【③】
- ケアマネジャーが特に不足していると思う介護保険サービスでは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「訪問介護」「夜間対応型訪問介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「短期入所生活介護」「小規模多機能型居宅介護」等が多く、地域密着型サービスが上位を占めています。【⑤】
- ケアマネジャーが要介護認定者の在宅生活を支えるために特に必要と感じるサービスでは、「緊急時の短期入所サービス」「夜間のホームヘルプサービス」などが上位を占めています。【⑤】
- 自立支援に向けたケアプランの作成が十分にできていると思うケアマネジャーは42.9%となっています。【⑤】

▼ 介護人材の確保・育成、業務改善などが課題となっています。

- 職員不足を理由にサービス提供を断ったことがある事業所は23.6%となっており、特に、訪問系サービス提供事業所では46.5%と、施設・通所系や居宅介護支援の事業所と比べて多くなっています。【⑦】
- 介護サービス事業所が介護人材の確保に向けて市に求める取組については、「介護の資格取得のための受講料等の助成」と「文書作成の負担軽減」が6割程度で多く、「介護業界のイメージアップ」などがつづきます。【⑦】
- 業務全般に負担感を持つケアマネジャーは77.4%を占めており、負担となっている業務内容については「業務以外の相談や頼まれ事」などが多くなっています。【⑤】

▼ 病気などで長期療養が必要になった場合に在宅療養を希望する人は7割程度を占めますが、家族負担や急変時対応、費用負担などへの不安から、多くの人は実現が難しいと感じています。

- 介護・療養が必要になった場合に暮らしたい場所について家族などと「話したことがある・話している」人は、一般高齢者で28.6%、要支援認定者で37.2%となっており、前回調査から変化はありません。【①②③】
- 将来、病気などで長期療養が必要となった場合、在宅療養を希望する人は、一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者では7割程度を占めます。また、「希望するし、実現可能だと思う」人は、一般高齢者と要支援認定者で1割台半ば、在宅の要介護認定者では32.2%となっており、一般高齢者と要介護認定者では前回調査から増加しています。【①②③】
- 一方で、「希望するが、実現は難しいと思う」人は一般高齢者と要支援認定者で5割台半ばを占めており、その理由としては「家族に負担や迷惑をかける」が最も多く、「病状急変時の対応が不安」「費用等の経済的な負担が大きい」が続きます。【①②】

▼ 施設とともに、高齢者向け住宅も「住まい」の重要な選択肢となっています。

- 将来、介護が必要になった場合に暮らしたい場所については、一般高齢者と要支援認定者ともに、「介護保険施設（特別養護老人ホームなど）」は3割程度、「介護サービスのある民間の高齢者向け住宅（有料老人ホームなど）」は1割台半ばを占めています。【①②】
- 高齢社会に対応するため、西宮市が力を入れるべき施策について、一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者すべてで、「施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備」が3～4割程度で上位に入っています。【①②③】
- 高齢者向け住まい（住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外））の入居者のうち、要介護3以上は26.2%、認知症の症状が見られる人は41.6%を占めます。【⑥】

▼ 認知症施策としては「早期発見・治療」「相談窓口・体制」「早期の医療・介護サポート」が、特に当事者からは「介護者の負担軽減」「当事者の参加支援」が求められています。一方で、認知症に関する相談窓口の認知度は、当事者でも4～5割程度にとどまっています。

- 必要な認知症施策について、一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者では「認知症の早期発見・治療の取組」や「認知症のことを相談できる窓口・体制」「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」が上位を占めています。
また、当事者（認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人）では、「介護者の身体的・精神的負担を減らす取組」と「認知症当事者（本人・家族）が参加できる居場所・活動」が、当事者以外の人と比べて多くなっています。【①②③】
- 認知症に関する相談窓口の認知度は、一般高齢者で20.8%、要支援認定者で24.6%、要介護認定者で35.7%となっており、要支援認定者では認知度が前回調査から減少しています。また、一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者の当事者でも相談窓口の認知度は4～5割程度にとどまっています。【①②③】
- 家族や友人・知人以外に相談できる人がいる認知症の当事者について、一般高齢者では58.6%となっています。また、要支援認定者では71.2%となっており、前回調査から減少しています。【①②】
- 西宮市が認知症の人にとって安心して暮らすことができるまちと思う人については、一般高齢者で14.2%、要支援認定者で18.5%、在宅の要介護認定者で20.1%となっており、要支援認定者と要介護認定者は前回調査から減少しています。【①②③】

▼ 高齢者あんしん窓口の認知度は一般高齢者で4割、要支援認定者と要介護認定者では7割程度となっていますが、総合的な相談以外の機能・役割については認知が広がっていません。

- 高齢者あんしん窓口を「知っている・聞いたことがある」人について、一般高齢者では40.6%、要支援認定者では73.2%、在宅の要介護認定者では71.9%となっており、前回調査から変化はありません。【①②③】
- 高齢者あんしん窓口の機能・役割について、一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者のすべてで、「高齢者の総合的な相談を行っている」が7割台を占めていますが、介護予防や認知症、高齢者虐待、成年後見制度等に関する相談の機能・役割については認知度が低い状態にあります。【①②③】

3. 高齢者施策の状況

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）」における高齢者施策（主に重点的な施策・事業）の状況を整理すると、次のようになります。

1) 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進【介護予防】

施策の 展開内容	1. 介護予防と健康づくりの充実 2. 生きがいづくりと社会参加の促進
-------------	--

- 高齢者あんしん窓口や老人クラブ、民生委員・児童委員に加え、地区社会福祉協議会や自治会とも連携し、介護予防や健康に関する正しい知識・情報を提供する講座を開催するとともに、「西宮いきいき体操」の普及啓発を進めました。
- 「西宮いきいき体操」に自主的に取り組む新規グループの育成とともに、活動を継続していくことができるよう、グループや介護予防サポーターへの支援を行い、市内全域で徒歩圏内の地域において、介護予防に取り組める環境づくりを進めました。
- 地域住民の誰もが集うことができる常設の拠点（共生型地域交流拠点）の設置に取り組みましたが、新規開設には至っていない地域もあり、開設に向けた課題整理などが必要です。

2) 日常生活を支援する体制の整備・強化【生活支援】

施策の 展開内容	1. 日常生活を支援するサービスの充実 2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進 3. 介護者支援の充実
-------------	---

- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、消防、警察、医療機関などの関係団体・機関の連携による日常的な見守りや安否確認等とともに、協力事業者による高齢者見守り事業を推進しました。また、緊急通報救助事業や見守りホットライン事業を通じて、緊急時の支援体制づくりに取り組みました。
- 小地域福祉活動の推進や民生委員・児童委員活動の推進及び支援、ボランティア活動への支援、常設の地域交流拠点の設置などに取り組み、地域での住民同士の支え合い、助け合いによる活動の充実を図りました。

3) 介護サービスの充実と適正・円滑な運営【介護】

施策の 展開内容	1. 介護サービスの充実 2. ケアマネジメント力の向上 3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保 4. サービスの質の向上と利用者支援 5. 介護人材の確保・育成と介護現場の革新
---------------------	--

- 多職種による具体的な支援方策を検討する「自立に向けたケアマネジメント会議」（地域ケア個別会議）を各地域包括ケア連携圏域で定期的開催するとともに、リハビリテーション専門職等がケアプラン作成者に助言・提案を行う「リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援」などの実施により、自立支援型ケアマネジメントの充実を図りました。
- 「西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針」、「ケアプラン点検シート」を作成し、高齢者あんしん窓口の職員、居宅介護支援事業者の介護支援専門員等との共有やスキルアップをめざした取組を進めました。
- 介護給付適正化の主要5事業を含む多様な事業を推進することで、介護保険事業の適正化に取り組みました。
- 介護分野への多様な人材の参入を促進し、人材のすそ野の拡大に向けて、介護予防・生活支援員の養成などに取り組みました。また、介護専門職等の再就業を支援するための講習の開催や介護職員初任者研修等の受講費助成金の交付、県・関係機関との連携による就労希望者への支援や情報発信・提供などを進め、介護人材の確保・育成・資質の向上に取り組みました。

4) 在宅医療と介護の連携の強化【医療】

施策の 展開内容	1. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化と市民理解の促進 2. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化
---------------------	---

- 医療職と介護職で構成された「メディカルケアネット西宮」において、多職種連携の研修会や医療介護連携に関する定期的な事例検討会を開催し、継続的に医療・介護等の多職種間における顔の見える関係づくりを進めました。
- 地域包括ケア連携圏域ごとに設置した在宅療養相談支援センターを中心に、各圏域の課題・対応策の検討を通じて、圏域内での多職種連携の強化に取り組みました。

5) 多様な住まい方を支援する環境づくり【住まい】

施策の 展開内容	1. 多様な住まい方への支援 2. 安全・安心な住生活環境づくり
---------------------	-------------------------------------

- 第8期計画の施設整備数を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめ、介護付き有料老人ホーム等の特定施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備するとともに、高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外））の状況把握などを進め、多様な住まい・住まい方の確保・支援に取り組みました。

6) 認知症支援体制の充実・強化【認知症支援】

施策の 展開内容	1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実 2. 認知症を早期発見、早期対応できる仕組みづくり 3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実
---------------------	---

- 地域での「認知症予防教室」の開催とともに、「認知症サポートべんり帳（西宮市版認知症ケアパス）」や若年性認知症に関するリーフレット、認知症チェックシートなどをの配布を通じて、認知症に関する理解の促進・啓発を進めました。
- 認知症初期集中支援チームにおいて、高齢者あんしん窓口などの関係機関との連携により、認知症の人を適切な医療・介護等につなげる初期の対応体制の充実を図りました。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解の促進・啓発を進めました。また、中高生などを対象とした認知症サポーター養成講座を開催しました。さらに、認知症サポーターが地域で活躍できるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、活動の支援などに取り組みました。
- 認知症サポーターがいる企業・事業所等による地域での見守り、認知症の早期発見に向けた取組をはじめ、認知症カフェの開設・運営支援、あったか見守り声かけ講座の実施、認知症SOSメール配信事業の充実などを通じて、認知症の人や介護者を支える体制の充実に取り組みました。

7) 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

施策の 展開内容	1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実 2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進 3. 権利擁護の取組の強化 4. 災害・感染症対策に関する体制の整備
---------------------	---

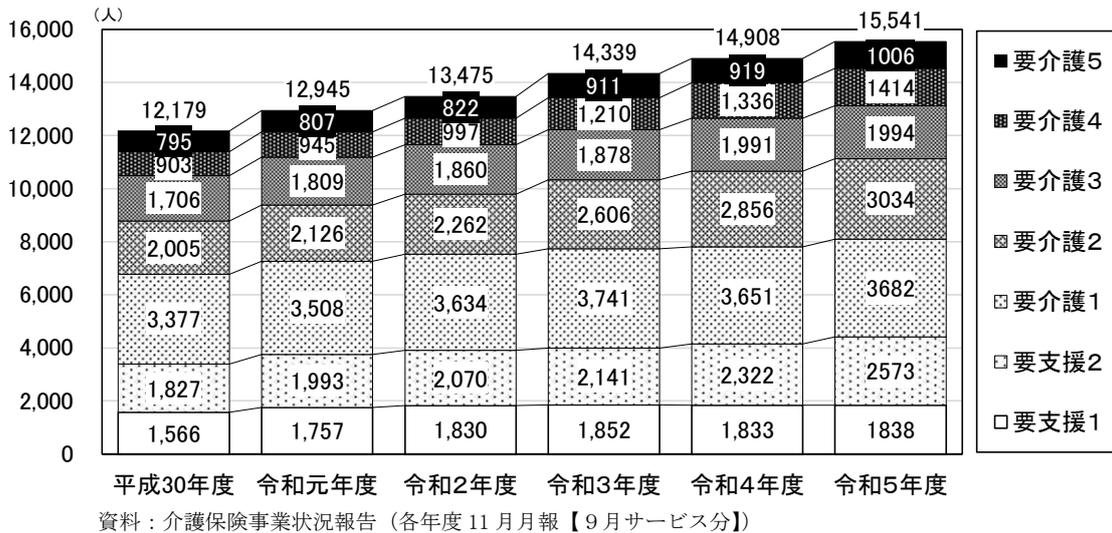
- 高齢者あんしん窓口での総合相談支援事業及び権利擁護事業の充実を図るとともに、障害者あんしん相談窓口や高齢者・障害者権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口などの相談支援機関との連携を強化し、専門性の向上を図りました。また、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、医療機関、薬局など地域における相談支援の担い手とのネットワークの構築・強化に取り組みました。さらに、高齢者人口の増加等に応じて職員配置を進め、相談支援体制の充実を図りました。
- 生活支援コーディネーターを第1層（全市域）に1名、第2層（地域包括ケア連携圏域）に5名、合計6名配置し、各エリアで地域資源や地域課題の把握、関係者間との情報共有を図るとともに、地域特性に応じた資源やネットワークの創出、地域福祉活動の立ち上げ支援などに取り組みました。
- 高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、引き続き、権利擁護に関する専門相談・支援や成年後見制度利用支援などの機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携により権利擁護支援ネットワークの構築・強化に取り組みました。また、権利擁護に関するセミナー・フォーラム・公開講座などを開催し、権利擁護に関する市民理解の醸成を図りました。

4. 介護サービスの状況

1) 居宅サービス受給者数の推移

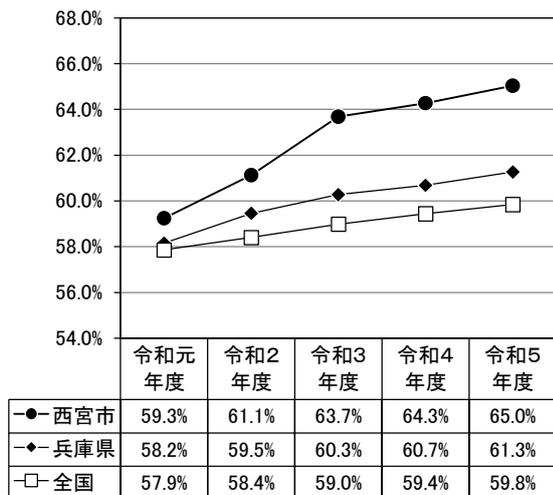
- 居宅サービス受給者数は、平成30年度（2018年度）以降、増加傾向にあります。また、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけては、受給者数は1.3倍程度となっています。

【居宅サービス受給者数の推移】

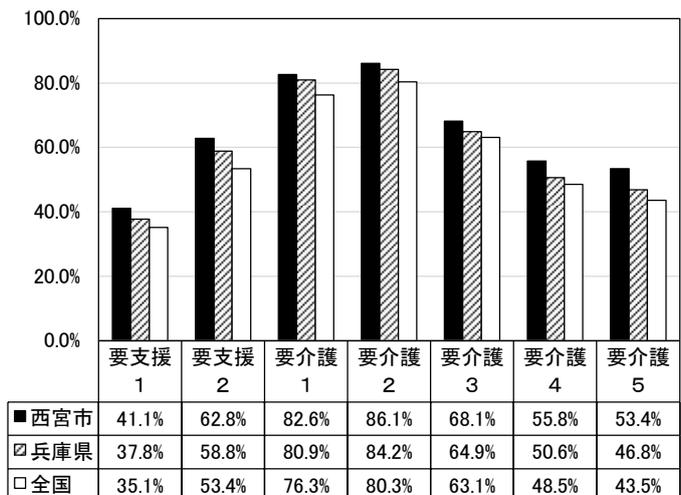


- 居宅サービス受給率（認定者に占める居宅サービス受給者の割合）は、全国と兵庫県を上回って推移し、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）にかけて増加傾向が続いています。
- 令和5年度（2023年度）の要介護度別の居宅サービス受給率は、すべての要介護度において全国と兵庫県より高くなっています。

【居宅サービス受給率の推移
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の居宅サービス受給率（令和5年）
（兵庫県・全国との比較）】

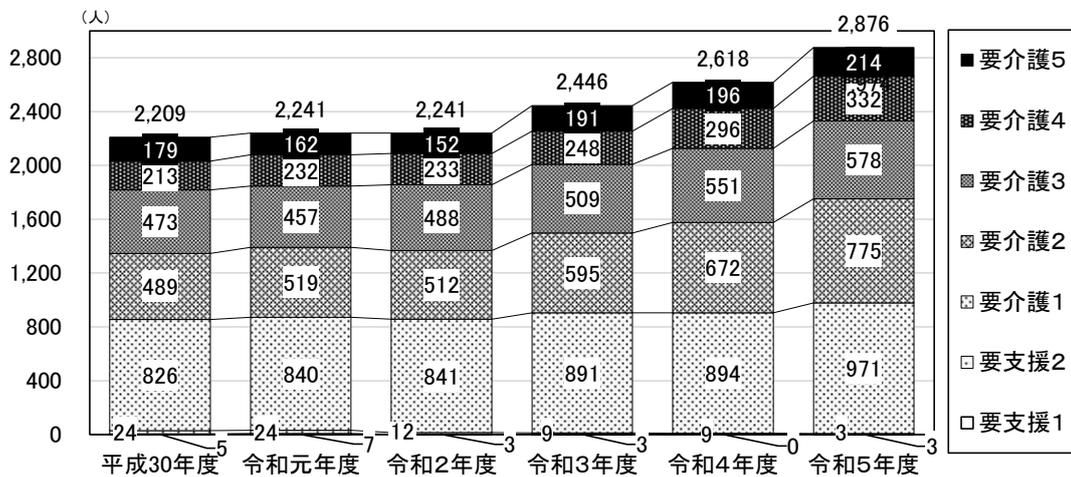


資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）

2) 地域密着型サービス受給者数の推移

- 地域密着型サービス受給者数は平成30年度（2018年度）以降、増加傾向にあります。また、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけては、受給者数は1.3倍程度となっています。

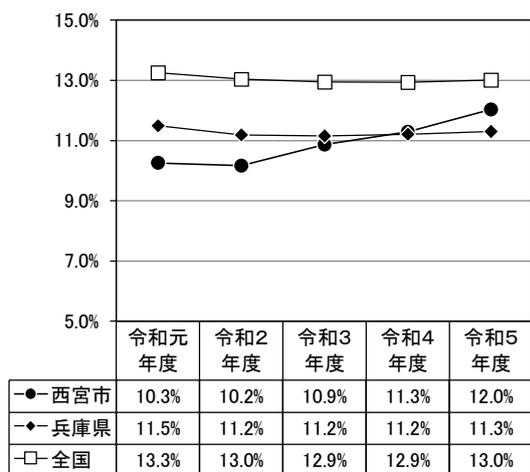
【地域密着型サービス受給者数の推移】



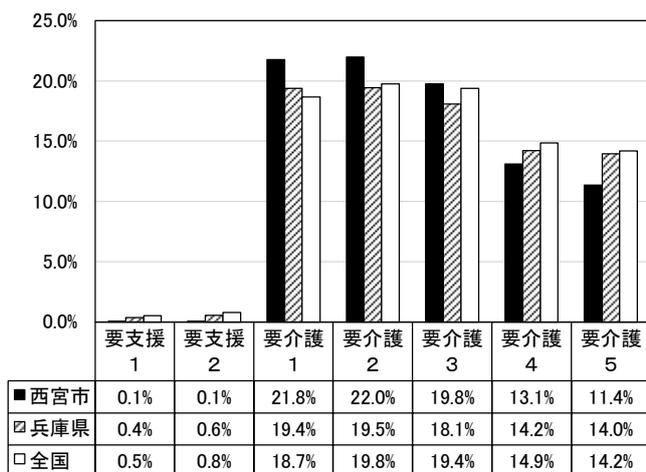
資料：介護保険事業状況報告（各年度11月月報【9月サービス分】）

- 地域密着型サービス受給率（認定者に占める地域密着型サービス受給者の割合）は、全国と兵庫県を下回って推移していましたが、令和4年度（2022年度）には兵庫県と同水準となり、令和5年度（2023年度）には兵庫県を上回っています。
- 令和5年度（2023年度）の要介護度別の地域密着型サービス受給率は、要介護1・2・3では全国及び兵庫県と同水準で、それ以外の要介護度では全国と兵庫県より低くなっています。

【地域密着型サービス受給率の推移
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の地域密着型サービス受給率
（令和5年）（兵庫県・全国との比較）】

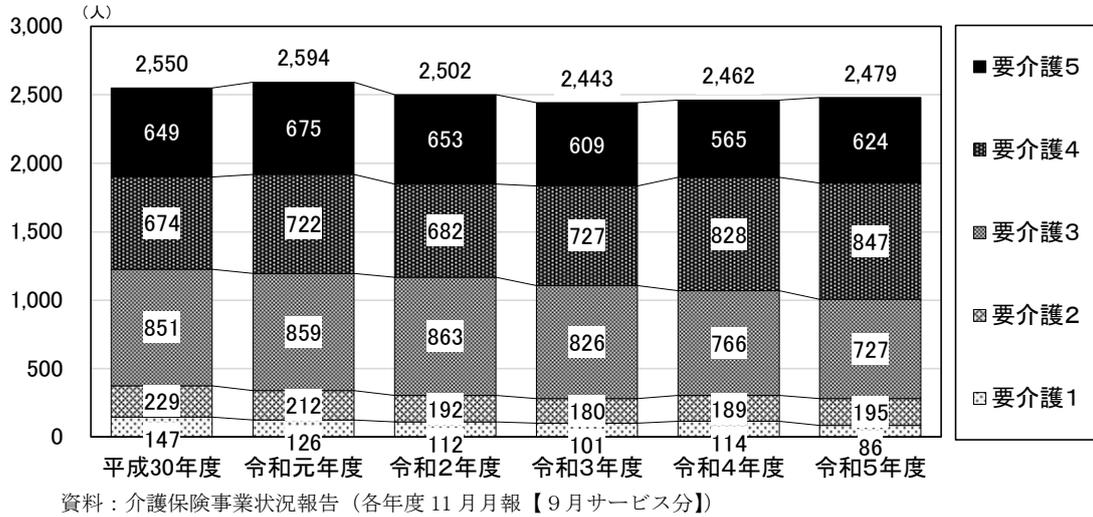


資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）

3) 施設サービス受給者数の推移

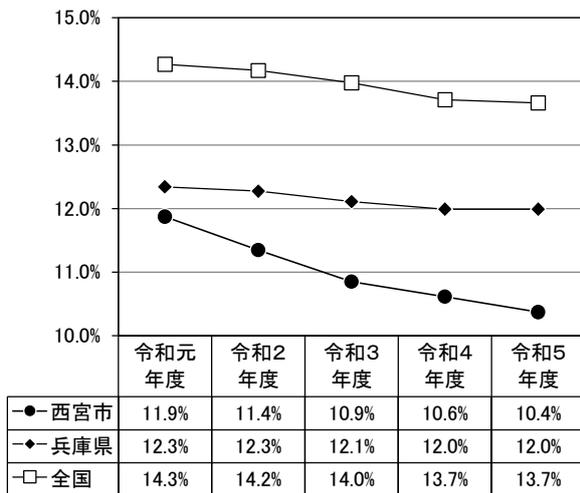
- 施設サービス受給者数は横ばいで推移しています。また、認定区分別でみると、要介護4は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて1.3倍程度増加しています。

【施設サービス受給者数の推移】

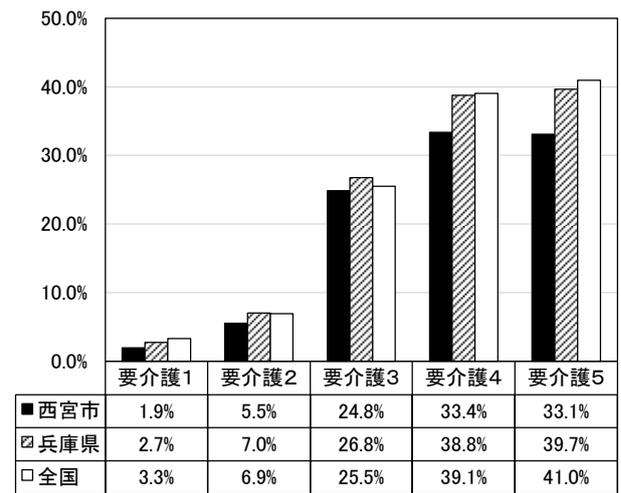


- 施設サービス受給率（認定者に占める施設サービス受給者の割合）は、全国と兵庫県を下回って推移し、減少傾向にあります。
- 令和5年度（2023年度）の要介護度別の施設サービス受給率は、要介護1・2・3では全国及び兵庫県と同水準で、要介護4・5では全国及び兵庫県より低くなっています。

【施設サービス受給率の推移
（兵庫県・全国との比較）】



【要介護度別の施設サービス受給率（令和5年）
（兵庫県・全国との比較）】

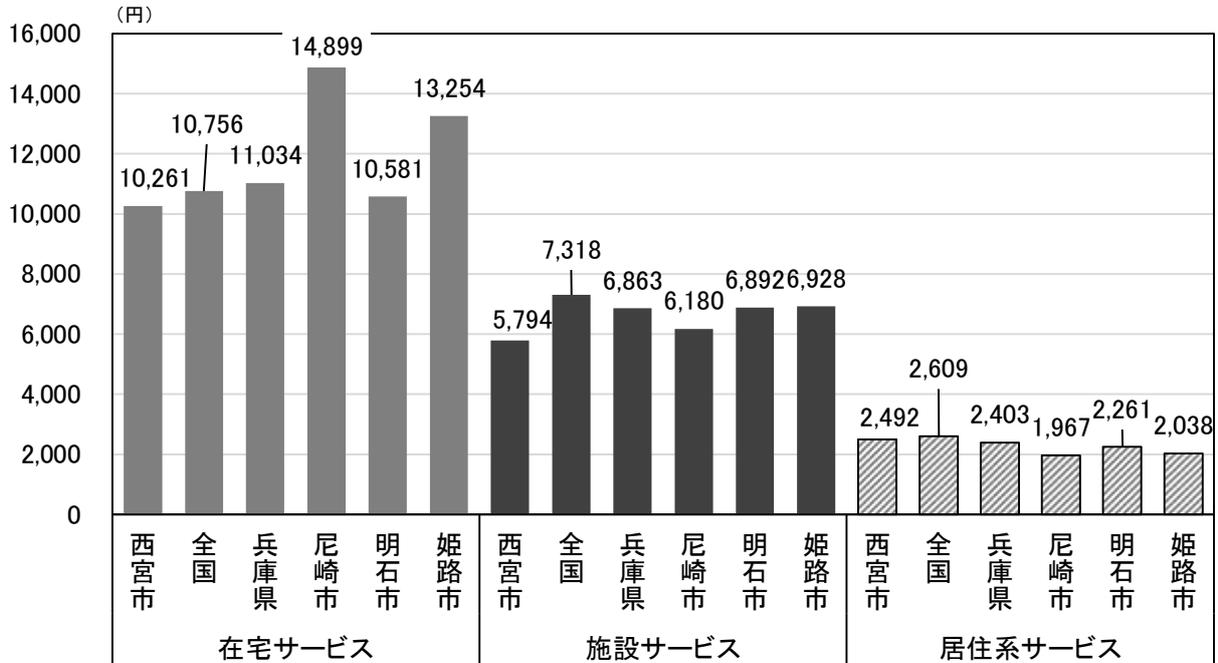


資料：介護保険事業状況報告（受給者数は各年11月月報【9月サービス分】、認定者数は各年9月月報【9月末】）

4) 第1号被保険者1人あたり給付月額の様況

- 令和3年(2021年)の第1号被保険者1人あたりの給付月額をみると、在宅サービスは全国及び兵庫県と同水準で、尼崎市と姫路市より低くなっています。
 施設サービスは、全国及び兵庫県、他の県内中核市より低くなっています。
 居住系サービスは、全国及び兵庫県と同水準で、他の県内中核市より高くなっています。

【第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅・施設・居住系サービス別)(令和3年)】



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より
 「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より算出

- 令和3年(2021年)の第1号被保険者1人あたりの給付月額について、サービス種類別でみると、通所系サービスは全国及び兵庫県、県内中核市と比べて低く、訪問看護や特定施設入所者生活介護などは高くなっています。

【第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)(令和3年)】

単位:円	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	医療施設 介護療養型	老人福祉施設 地域密着型介護	訪問介護	訪問看護	通所介護	通所リハビリ テーション	短期入所生活介護	福祉用具貸与	生活介護 特定施設入居者	共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	通所介護 地域密着型
西宮市	3,420	2,051	125	128	2,710	1,061	1,491	648	582	782	1,733	761	862	
兵庫県	3,797	2,636	288	447	1,767	568	2,544	949	861	694	1,162	1,408	808	
全国	3,714	2,482	111	417	2,007	867	2,134	919	894	760	1,295	1,094	771	
姫路市	3,554	2,410	45	157	4,137	914	2,524	932	938	1,060	975	919	1,021	
尼崎市	3,810	2,568	81	244	1,542	775	2,189	996	988	734	1,181	1,081	552	
明石市	3,759	1,848	215	733	2,548	1,031	3,035	904	1,013	858	972	1,067	1,055	

資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より
 「介護保険総合データベース」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より比較的用户の多い介護サービスのみ集計

5) 第8期計画における介護サービス利用の検証

(1) 居宅介護サービス

		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		実績値	計画値	実績/計画値	実績値	計画値	実績/計画値
訪問介護	利用者数(人/月)	4,331	4,491	96.4%	4,325	4,514	95.8%
	利用回数(回/月)	131,398	137,707	95.4%	134,377	136,903	98.2%
訪問入浴介護	利用者数(人/月)	269	303	88.9%	273	298	91.5%
	利用回数(回/月)	1,286	1,424	90.3%	1,252	1,399	89.5%
訪問看護	利用者数(人/月)	3,193	3,000	106.4%	3,352	3,011	111.3%
	利用回数(回/月)	32,762	31,370	104.4%	34,316	31,443	109.1%
訪問リハビリテーション	利用者数(人/月)	385	356	108.0%	395	357	110.5%
	利用回数(回/月)	4,998	4,417	113.1%	4,998	4,433	112.7%
居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	3,725	3,743	99.5%	4,035	3,736	108.0%
通所介護	利用者数(人/月)	2,604	2,700	96.4%	2,727	2,718	100.3%
	利用回数(回/月)	24,167	25,476	94.9%	25,099	25,630	97.9%
通所リハビリテーション	利用者数(人/月)	938	1,067	87.9%	966	1,084	89.1%
	利用回数(回/月)	7,014	8,022	87.4%	7,221	8,146	88.6%
短期入所生活介護	利用者数(人/月)	678	842	80.5%	741	848	87.3%
	利用回数(日/月)	7,715	9,590	80.4%	8,316	9,627	86.4%
短期入所療養介護 (老健)	利用者数(人/月)	77	71	108.3%	93	71	131.0%
	利用回数(日/月)	639	494	129.3%	776	494	157.1%
短期入所療養介護 (病院等)	利用者数(人/月)	3	3	113.9%	4	3	116.7%
	利用回数(日/月)	25	16	157.3%	24	16	152.6%
短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数(人/月)	0	0	-	0	0	-
	利用回数(日/月)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	利用者数(人/月)	6,257	6,372	98.2%	6,516	6,395	101.9%
特定福祉用具販売	利用者数(人/月)	118	121	97.7%	120	121	99.1%
住宅改修	利用者数(人/月)	67	60	111.9%	62	59	104.9%
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	1,038	1,077	96.4%	1,109	1,238	89.6%
居宅介護支援	利用者数(人/月)	8,802	8,931	98.6%	9,128	8,991	101.5%

資料：実績値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より

※「実績」は少数第1位を四捨五入しているため、「実績/計画値」が合わない場合があります。

(2) 介護予防居宅サービス

		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		実績値	計画値	実績/計画値	実績値	計画値	実績/計画値
介護予防訪問入浴介護	利用者数(人/月)	2	4	45.8%	1	4	25.0%
	利用回数(回/月)	5	8	64.6%	1	8	16.7%
介護予防訪問看護	利用者数(人/月)	868	860	100.9%	931	887	104.9%
	利用回数(回/月)	6,557	7,076	92.7%	7,023	7,297	96.2%
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数(人/月)	168	138	121.9%	175	143	122.3%
	利用回数(回/月)	1,924	1,525	126.2%	1,937	1,580	122.6%
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	498	543	91.7%	528	560	94.2%
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/月)	681	798	85.3%	671	821	81.7%
介護予防短期入所生活介護	利用者数(人/月)	21	20	102.5%	16	21	74.6%
	利用回数(日/月)	117	102	115.0%	61	107	56.8%
介護予防短期入所療養介護(老健)	利用者数(人/月)	2	0	-	2	0	-
	利用回数(日/月)	12	0	-	9	0	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	利用者数(人/月)	0	0	-	0	0	-
	利用回数(日/月)	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	利用者数(人/月)	0	0	-	0	0	-
	利用回数(日/月)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/月)	2,643	2,671	98.9%	2,796	2,753	101.6%
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/月)	60	63	95.0%	62	64	96.4%
介護予防住宅改修	利用者数(人/月)	56	56	99.6%	59	56	105.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	248	285	86.9%	249	326	76.3%
介護予防支援	利用者数(人/月)	3,628	3,728	97.3%	3,745	3,843	97.5%

資料：実績値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より

※「実績」は少数第1位を四捨五入しているため、「実績/計画値」が合わない場合があります。

(3) 地域密着型サービス

		令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
		実績	計画値	実績/計画値	実績	計画値	実績/計画値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/月)	174	150	116.3%	205	200	102.4%
夜間対応型訪問看護	利用者数(人/月)	2	5	35.0%	6	5	111.7%
認知症対応型通所介護(介護予防含む)	利用者数(人/月)	190	218	87.1%	188	219	85.8%
	利用回数(回/月)	1,905	2,069	92.1%	1,864	2,072	89.9%
小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	利用者数(人/月)	93	110	84.5%	100	111	90.4%
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	利用者数(人/月)	367	383	95.8%	378	506	74.8%
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	3	30	11.1%	20	30	67.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人/月)	49	78	62.5%	66	78	84.6%
地域密着型通所介護	利用者数(人/月)	1,621	1,557	104.1%	1,754	1,572	111.6%
	利用回数(回/月)	14,676	14,064	104.4%	15,282	14,166	107.9%

資料：実績値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より

※「実績」は少数第1位を四捨五入しているため、「実績/計画値」が合わない場合があります。

(4) 施設サービス

	令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)		
	実績	計画値	実績/計画値	実績	計画値	実績/計画値
介護老人福祉施設(地域密着型施設含む)	1,584	1,584	100.0%	1,620	1,804	89.8%
介護老人保健施設	794	887	89.5%	769	887	86.6%
介護医療院	43	34	127.7%	64	34	186.8%
介護療養型医療施設	29	37	79.3%	10	37	26.4%
施設サービス等利用者 合計	2,450	2,542	96.4%	2,462	2,762	89.1%

資料：実績値は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」より

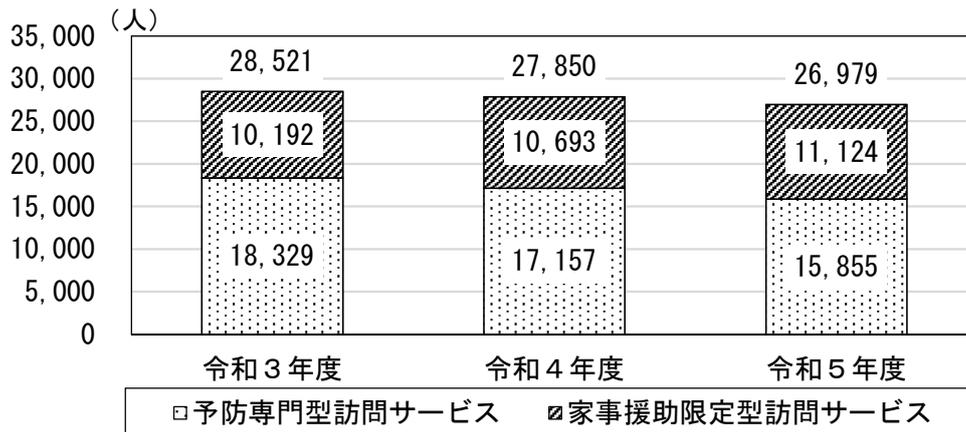
※「実績」は少数第1位を四捨五入しているため、「実績/計画値」、「施設サービス等利用者 合計」が合わない場合があります。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1) 訪問型サービス

- 訪問型サービスの年間利用者数の内訳をみると、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下、「予防専門型訪問サービス」という。）は減少傾向にありますが、旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス（以下、「家事援助限定型訪問サービス」という。）は増加傾向にあり、予防専門型訪問サービスから家事援助限定型訪問サービスに移行していることがうかがえます。

【訪問型サービスの年間利用者数の推移】

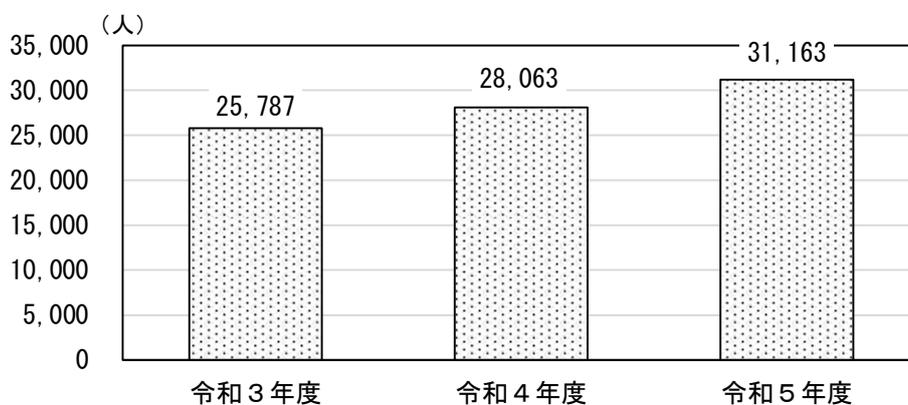


資料：高齢介護課（令和5年度は推計値）

2) 通所型サービス

- 通所型サービスの年間利用者数は、旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下、「予防専門型通所サービス」という。）を実施しています。予防専門型通所サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で31,163人となっています。

【通所型サービス（予防専門型通所サービス）年間利用者数の推移】



資料：高齢介護課（令和5年度は推計値）

第3章 第9期計画における課題（取り組むべきこと）

1. 第8期計画の基本目標に沿った課題の整理

第8期計画の基本目標に沿って、本市の高齢者等を取り巻く現状や国等の動向などを踏まえ、第9期計画に向けた課題（取り組むべきこと）を整理しました。

介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進

本市では、「西宮いきいき体操」の取組を中心に、身近な地域での住民主体の介護予防の通いの場づくりを継続的に展開しており、75歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない後期高齢者（以下、「一般高齢者のうち後期高齢者」という。）と要支援認定者では、通いの場への参加頻度が高い人ほど、要介護状態になるリスクを持つ人が少ない傾向にあります。また、フレイルに対する認知は広がっていますが、一般高齢者では介護予防への関心が希薄化する傾向があります。

介護予防の基盤となる社会参加については、新型コロナウイルス感染症の流行で地域での活動が中止・縮小する中で、特に一般高齢者では地域の活動に参加する人は減少し、生きがいを持つ人も減少しています。

第9期計画では、「西宮いきいき体操」をはじめとした身近な地域での住民主体の介護予防の取組を充実するとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、高齢者一人ひとりの状況・状態を踏まえた意識づくりと介護予防の取組を展開する必要があります。

また、高齢者が地域でつながり、生きがいや役割を持って社会参加・活躍ができるような取組を推進・強化することで、介護予防及び自立支援、さらには社会の活力の維持につなげていくことが重要となります。

日常生活を支援する体制の整備・強化

本市では、地域での見守りや安否確認をはじめ、緊急時対応や外出支援などを通じて日常生活への支援に取り組んでいます。また、小地域福祉活動や民生委員・児童委員活動、ボランティア活動などをはじめとした住民同士の支え合い、助け合いによる活動を推進・促進しており、ひとり暮らし高齢者では、そのような活動を頼りにしている人が多くなっています。

一方、地域での暮らしの安心度（10点満点）をみると、一般高齢者と要支援認定者で7点前後となっており、日常生活に安心感を持っている人が多いことがうかがえますが、ひとり暮らし高齢者では安心度が低くなっています。

さらに、在宅の要介護認定者やケアマネジャーでは、在宅生活の継続に向けて移動支援や見守り・声かけへのニーズが高くなっています。

第9期計画では、高齢者やその家族の日常生活での不安・課題、ニーズなどを踏まえ、地域での見守り体制や生活支援に関するサービス・制度の充実を図る必要があります。

また、高齢者やその家族が、地域で孤立することなく、安心して暮らせるように、多様な主体による地域でのつながりづくりや、支え合い、助け合いによる支援活動等を積極的に促進・支援していく必要があります。

介護サービスの充実と適正・円滑な運営

本市では、多職種連携による自立に向けたケアマネジメント会議（地域ケア個別会議）やリハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援、専門職のスキルアップ支援などによる自立支援型ケアマネジメントの充実に取り組んでいます。また、多職種との協議を通じて自立の定義や自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針、ケアプラン自己点検シートを検討・作成するとともに、介護サービスの充実や介護給付の適正化、介護人材の確保・育成に向けた支援等に取り組んでいます。

一般高齢者や要支援認定者、在宅の要介護認定者の5～6割は在宅生活を希望していますが、主な介護者やケアマネジャーからは、在宅生活の継続に向けて、柔軟な対応が可能な介護保険サービスの整備が求められています。一方で、本市においても、介護人材の確保・育成や介護現場での業務改善などが大きな課題となっています。

第9期計画においては、要介護状態になっても、高齢者一人ひとりの状況・状態に応じて自立した生活を送ることができるよう、引き続き、自立支援型ケアマネジメントの充実を図る必要があります。また、これまで以上に中長期的な視点で本市の人口動態や介護ニーズなどを適切にとらえ、地域の実情に応じた介護サービスの基盤を整備していくことが求められています。さらに、県との連携を強化し、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性の向上に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

在宅医療と介護の連携の強化

本市では、医療職と介護職で構成された「メディカルケアネット西宮」で多職種連携に向けた顔の見える関係づくりが継続的に進められており、地域包括ケア連携圏域ごとに設置した在宅療養相談支援センターを中心に、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化に取り組んでいます。

今後、医療と介護の両方のニーズを持つ85歳以上の人は増加傾向にあります。また、病気などで長期療養が必要となった場合に在宅療養を希望する人は7割程度を占めますが、家族負担や急変時対応、費用負担などへの不安から、多くの人は在宅療養の実現は難しいと感じています。

第9期計画では、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活が継続できるよう、引き続き、医療と介護にかかわる多職種連携の強化とともに、在宅医療と介護を効率的かつ効果的に提供できる体制の整備・強化を図る必要があります。

また、サービスを受ける市民側の在宅医療・介護や看取りなどに関する理解醸成も非常に重要となります。

多様な住まい方を支援する環境づくり

本市では、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等の特定施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備し、多様な住まい・住まい方の確保・支援に取り組んでいます。

一般高齢者と要支援認定者では、将来介護が必要になった場合に介護保険施設や高齢者向け住宅などを希望する人は4割程度を占め、施設やサービス付き高齢者向け住宅などの住まいの整備へのニーズも依然として高い状態にあり、住まいに対するニーズが多様化していると言えます。一方、高齢者向け住宅には、重度者や認知症の症状が見られる人の入居も一定数あり、多様な介護需要の受け皿となっていることもわかります。

第9期計画では、本市の高齢者向け住宅の状況を勘案しつつ、高齢者の多様な住まい・住まい方への支援に取り組む必要があります。

認知症支援体制の充実・強化

本市では、認知症に関する理解の促進・啓発をはじめ、認知症サポーターの養成及び活動支援、認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期対応体制と、地域における認知症支援体制の構築・強化などに取り組んでいます。

今後、認知症高齢者数は増加していくことが予測されており、必要な認知症施策としては「早期発見・治療」「相談窓口・体制」「早期の医療・介護サポート」が求められています。また、認知症当事者（本人または家族に認知症の症状がある人）からは、上記とともに「介護者の負担軽減」「当事者の参加支援」も求められています。一方、認知症に関する相談窓口の認知状況は十分とは言えず、当事者でも相談窓口の認知度は4～5割程度にとどまっています。

第9期計画では、国の認知症施策推進大綱や、今後国が策定する認知症施策推進基本計画に沿って、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らしつつづけることができる社会の実現をめざし、認知症の人やその家族の意見を踏まえて「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。

高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

本市では、高齢者あんしん窓口の機能強化や、生活支援コーディネーターによる地域特性に応じた地域資源の開発及びネットワークづくり、高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能強化などに取り組み、高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化を図っています。

ただ、高齢者あんしん窓口の認知度は、一般高齢者で4割、要支援認定者と要介護認定者で7割程度となっており、依然として総合的な相談以外の機能・役割への認知度が低い状態にあります。一方で、8050問題など分野をまたぐ複合的な福祉課題を抱える人・世帯が増加しており、総合的な相談支援体制づくりが喫緊の課題となっています。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、重層的支援体制整備事業などを通じて、高齢者あんしん窓口の機能強化をはじめ、支え合い・助け合いができる地域づくりなどに取り組むことが重要となっています。また、権利擁護支援に向けた取組を継続的かつ積極的に進めていく必要があります。

2. 地域共生社会の実現に向けて第9期計画において積極的に取り組むべきこと

第9期計画は、令和22年（2040年）を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目的とする計画です。

そのため、今後増加が見込まれる認知症の人を含めた、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をめざし、令和5年（2023年）6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されることから、今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、**「認知症支援体制の充実・強化」**に積極的に取り組みます。

また、国が地域共生社会の実現のために創設した重層的支援体制整備事業などを通じて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画と連携しつつ、**「高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化」**に積極的に取り組みます。

第4章 計画の基本理念と基本目標・施策体系

1. 計画の基本理念

「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、 自分らしく安心して暮らせる共生のまち」

高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、個々がもつ能力と経験を生かして、住み慣れた地域で健康づくりや介護予防、地域活動などを主体的に取り組み、世代を超えて住民が共に支え合うコミュニティづくりを進めます。

また、必要に応じて医療や介護、福祉、生活支援などの様々なサービスを受けながら、生涯にわたり自分らしく安心した日常生活を送れるまちづくりに取り組みます。

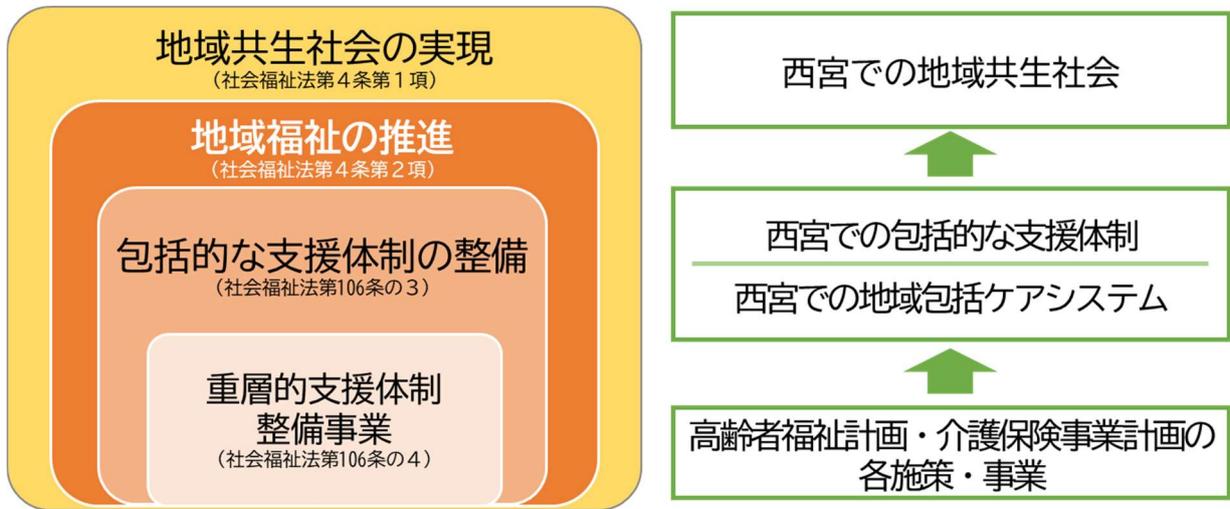
第8期計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代人口が減少する一方で、医療・介護ニーズが高い85歳以上の人口が急速に増加してくる令和22年（2040年）を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を展開しました。

第9期以降も、引き続き令和22年（2040年）を見通しつつ、西宮市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現をめざします。

なお、本計画の上位計画である第4期西宮市地域福祉計画（令和4年度（2022年度）～令和10年度（2028年度））では、「みんながつながり 支え合い 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」を基本理念に掲げ、西宮市での地域共生社会の実現をめざして、「みんなで育ちあう地域づくり」「誰もがつながり活躍できる場づくり」「総合的な相談支援体制づくり」の3つの基本目標に沿って施策を展開しています。

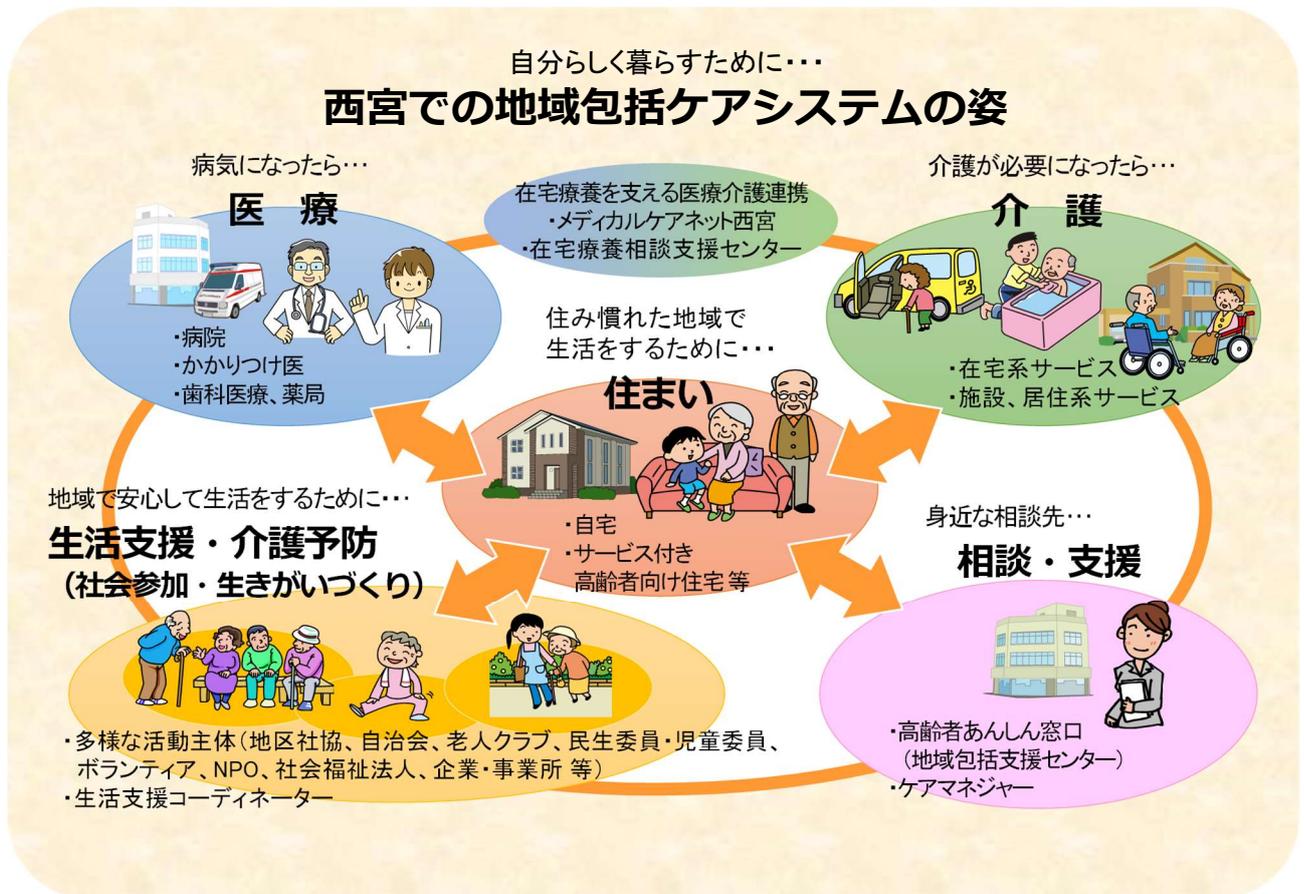
本計画では上記のような動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進によりめざすまちの姿として、地域福祉計画の基本理念と同様に「共に生きるまち＝共生のまち」という表現を加えます。また、施策の推進にあたっては、地域共生社会の実現をめざす地域福祉計画との整合を十分に図ることとします。

【地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係】



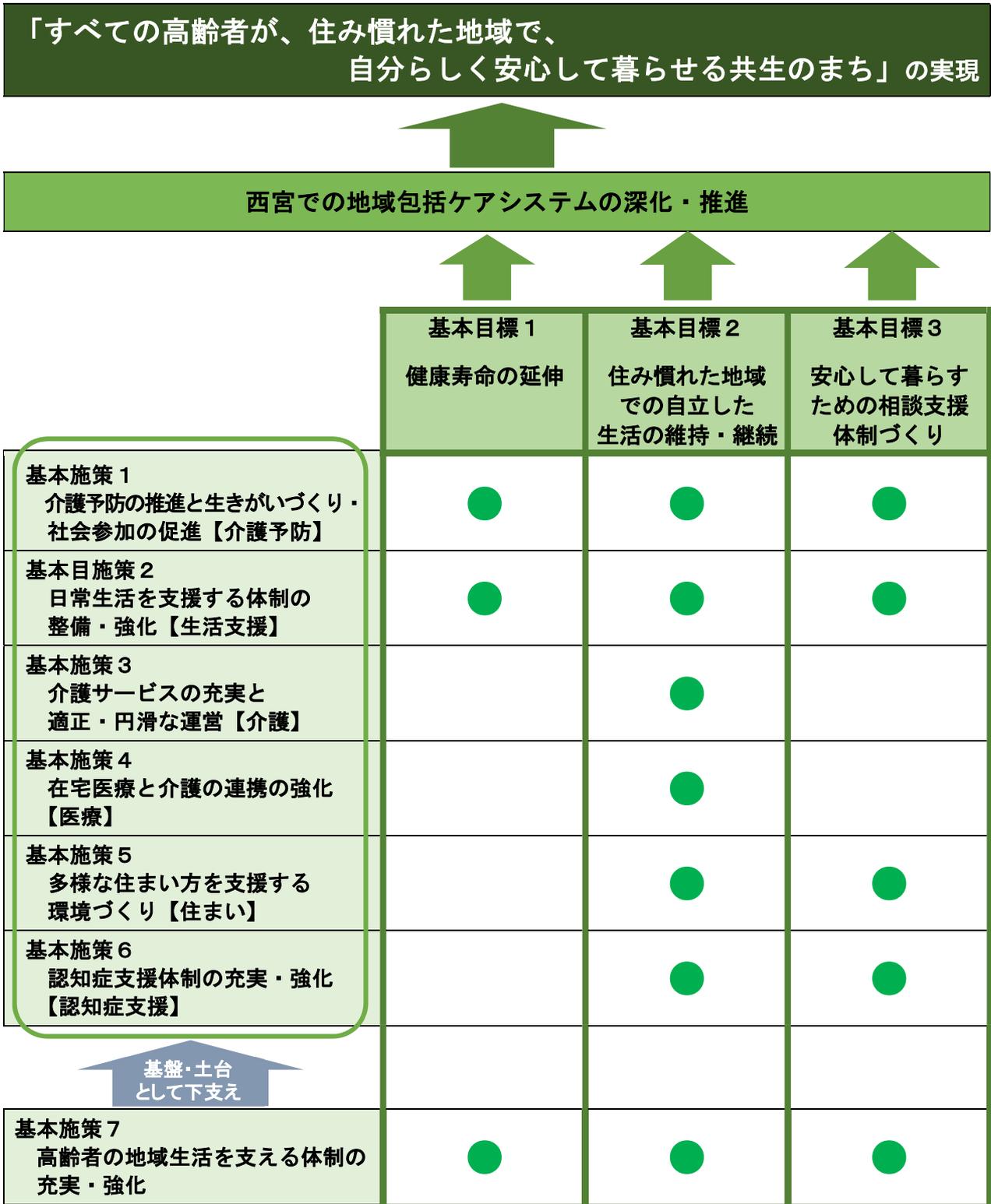
左側イメージは「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）（厚生労働省）」
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000970752.pdf>) を加工して作成

【西宮での地域包括ケアシステムのイメージ】



2. 計画の基本目標・施策体系

基本理念「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる共生のまち」の実現に向けて、西宮での地域包括ケアシステムを深化・推進するために必要な要素を基本目標として設定し、以下のような体系で施策を展開していきます。



基本目標 1 健康寿命の延伸

高齢期になっても、誰もが自分らしい生活を維持・継続していけるよう、介護予防や健康づくり、社会参加の促進などに取り組み、一人ひとりの心身機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。

基本目標 2 住み慣れた地域での自立した生活の維持・継続

高齢者やその家族が必要な医療・介護などを利用しながら、希望する場所で自立した生活を維持・継続できるよう、一人ひとりの状況や状態などに対応した支援の実現をめざすとともに、地域での支え合い、助け合いを推進・促進します。

基本目標 3 安心して暮らすための相談支援体制づくり

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

【第9期計画の施策体系】

基本施策	施策の展開内容
1. 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進【介護予防】	1. 介護予防と健康づくりの充実 2. 生きがいづくりと社会参加の促進
2. 日常生活を支援する体制の整備・強化【生活支援】	1. 日常生活を支援するサービス等の充実 2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進 3. 介護者支援の充実
3. 介護サービスの充実と適正・円滑な運営【介護】	1. 介護サービスの充実 2. ケアマネジメント力の向上 3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保 4. サービスの質の向上と利用者支援 5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上
4. 在宅医療と介護の連携の強化【医療】	1. 在宅医療に関する市民理解の促進 2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化 3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化
5. 多様な住まい方を支援する環境づくり【住まい】	1. 多様な住まい方への支援 2. 安全・安心な住生活環境づくり
6. 認知症支援体制の充実・強化【認知症支援】	1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実 2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり 3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実
7. 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実 2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進 3. 権利擁護支援の取組の強化 4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

3. 重点的な取組の設定

基本理念「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる共生のまち」の実現に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、本計画で設定した7つの基本施策を確実に達成していくことが必須となります。

そこで、本計画では、基本施策の確実な達成に向けて、各基本施策をリードする施策・事業を「重点的な取組」として位置づけます。

4. 評価指標の設定

計画でめざすまちの姿（基本理念）の実現に必要な要素（基本目標）、基本施策毎に実現したい姿を設定し、施策・事業との関係を踏まえて、それぞれの達成状況を把握するための指標を段階的に設定します。



■計画の成果指標

西宮での地域包括ケアシステムを深化・推進することで期待される成果・効果を測る指標

		平成 27 年度 (2015 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 22 年 (2040 年) に向けて
1. 健康寿命※	男性	80.85 歳	81.28 歳	↗
	女性	84.94 歳	85.50 歳	↗
参考：要支援・要介護認定 新規申請時の平均年齢	男性	80.49 歳	80.57 歳	↗
	女性	81.19 歳	81.52 歳	↗

		令和 2 年度 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 22 年 (2040 年) に向けて
2. 要支援・要介護認定 新規申請時の平均年齢	男性	80.57 歳	81.04 歳 (令和 4 年度認定分)	↗
	女性	81.52 歳	81.85 歳 (令和 4 年度認定分)	↗
3. 要介護認定基準時間の変化		平均 58.13 分	—	↘
4. 地域での暮らしの安心度 (10 点満点)	一般高齢者	7.37 点	7.27 点	↗
	要支援認定者	6.86 点	6.73 点	↗
	独居高齢者	一般 6.80 点 要支 6.45 点	一般 6.75 点 要支 6.37 点	↗

- 1：厚生労働省研究班が公表する「健康寿命の算定方法の指針：健康寿命の算定プログラム」を使用し兵庫県が算出(兵庫県ホームページ:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kenkoujyumyousantei.html>)
- 2：各年度 4～3 月末までの新規申請者の平均年齢で算出
- 3：令和元年度末時点における要介護認定者の要介護認定基準時間を調査。令和 5 年度の指標については令和 4 年度に国の「新型コロナウイルス感染症に係る要支援認定の臨時的な取扱い」による、要介護認定の特例延長を行ったため、データ不足により算出不可。なお、このデータは要支援・要介護者に対する介護の手間の時間を表すもので、重度化防止の状況を測る指標として設定しています。
- 4：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）

第5章 施策の展開

第5章では、基本施策毎に「実現したい姿」とその成果・効果を測る「成果指標」を設定しました。また、施策の展開内容については、基本施策をリードする施策・事業である「重点的な取組」のみを記載し、「重点的な取組」以外の取組については資料編で整理しました。

基本施策1 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進

基本施策1で 実現したい姿	● 高齢者一人ひとりが、心身の状態や活動性を維持・向上させ、生きがいを持って社会参加ができています。
------------------	--

高齢期になっても、自分らしい生活を維持・継続していけるよう、「西宮いきいき体操」を中心とした身近な地域での住民主体の介護予防とともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業をはじめとする、フレイル対策及び生活習慣病予防の取組を展開します。

また、高齢者の状態・ニーズなどに応じた多様かつシームレスな社会参加・活躍などを促進することで、介護予防及び自立支援、生きがいの創出や社会の活力の維持につなげ、健康寿命の延伸をめざします。

■ 基本施策1で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	
A: 高齢者が身体機能を維持・向上させている	①運動器機能リスク高齢者の割合	12.5%	11.6%	↓	
	②転倒リスク高齢者の割合	31.6%	29.3%	↓	
	③認知機能の低下リスク高齢者の割合	46.0%	45.1%	↓	
B: 高齢者が活動的な生活習慣を実現し、生きがいを持って社会参加できている	①閉じこもりリスク高齢者の割合	12.7%	14.0%	↓	
	②地域での会・グループ活動に参加している高齢者の割合	一般	67.6%	68.2%	↑
		要支援	47.0%	43.8%	↑
	③生きがいがある人の割合	一般	62.8%	59.2%	↑
要支援		46.6%	46.2%	↑	

※A-①②③、B-①：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）

B-②③：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）

1. 介護予防と健康づくりの充実

- アンケート調査結果をみると、一般高齢者のうち後期高齢者と要支援認定者では、西宮いきいき体操などの通いの場への参加頻度が高い人ほど、要介護状態になるリスクを持つ人が少ない傾向にあります。一方で、一般高齢者では介護予防への関心が希薄化する傾向にあります。また、フレイルに対する認知は広がっていますが、内容の認知までは十分とは言えない状況です。
- 高齢者になってもいつまでも地域で元気にすごせるよう、身近な地域において本人が自主的に取り組み、継続して行える「西宮いきいき体操」の取組や保健事業と介護予防等の一体的な実施事業(以下「一体的実施事業」とする)をはじめとする、フレイル対策と生活習慣病予防などの健康づくりに地域全体で取り組みます。

重点的な取組 1) 介護予防の普及啓発

- ① フレイルや生活習慣病など健康づくりに関する正しい知識・情報の普及啓発として、通いの場等へのフレイルチェックやフレイル予防講座・健康相談等を実施します。(一体的実施事業：ポピュレーションアプローチ)

活動指標 (目標値)	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ポピュレーションアプローチの参加人数	3,440人	4,600人	4,600人	4,600人

- ② 高齢者あんしん窓口等と連携し、介護予防や認知症予防に関する正しい知識、日常生活を送る上で必要な情報を提供する講座を開催します。
- ③ 身近な地域で介護予防に取り組めるよう「西宮いきいき体操」の普及啓発に取り組みます。

重点的な取組 2) 「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援

- ① 「西宮いきいき体操」の新規グループの立ち上げを支援します。
- ② 「西宮いきいき体操」の実施グループ及び介護予防サポーターを支援します。
- ③ 市内全域で徒歩圏内の地域において介護予防に取り組める環境づくりを推進します。
- ④ 「西宮いきいき体操」の活動が見守りや地域づくりにつながるような意識啓発に努め、自助・互助の取り組みを促進します。

活動指標 (目標値)	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「西宮いきいき体操」自主グループ数	275グループ	285グループ	295グループ	305グループ
「西宮いきいき体操」参加者数	8,300人	8,550人	8,850人	9,150人

重点的な取組3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進

- ① 西宮市長寿健康診査の受診者や通いの場等でのフレイルチェックからKDBシステム等を活用して、生活習慣病や低栄養等のリスク対象者を抽出し、生活状況の把握、受診勧奨等の個別的支援を実施します。(一体的実施事業：ハイリスクアプローチ)

活動指標(目標値)	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ハイリスクアプローチの実施者数	230人	370人	370人	370人

- ② フレイルや生活習慣病など健康づくりに関する正しい知識・情報の普及啓発として、通いの場等へのフレイルチェックやフレイル予防講座・健康相談等を実施します。(一体的実施事業：ポピュレーションアプローチ)【再掲】
- ③ 地域の特性を踏まえつつ、乳幼児から高齢期までライフステージに応じた健康教育を保健福祉センター(市内5か所)などで実施します。

また、生活習慣の改善に重要な、健康管理と健(検)診、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯・口腔の健康、栄養・食生活などをテーマに、自治会をはじめとする地域団体に対して「出前健康講座」を実施します。

「1. 介護予防と健康づくりの充実」の他の取組については資料編P122を参照ください。

西宮市の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」について

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいといわれています。

令和2年度(2020年度)、国において「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」が施行され、健康状態と生活機能の課題を一体的に行うこととされました。西宮市では、令和4年度(2022年度)より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための「個別的支援(ハイリスクアプローチ)※1」と「通いの場等への積極的な支援(ポピュレーションアプローチ)※2」の両方を一体的に実施しています。

※1 個別的支援(ハイリスクアプローチ)

長寿健康診査の結果等より、「糖尿病性腎症」「高血圧」「脂質異常症」「低栄養」「口腔」のリスクがある方で、医療機関未受診の人を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を実施しています。

※2 通いの場等への積極的な支援(ポピュレーションアプローチ)

高齢者の集まる通いの場(ふれあいいきいきサロン、ふれあい昼食会、西宮いきいき体操等)の参加者や、市が主催するフレイル予防教室において、高齢者の質問票を用いてフレイルチェック、フレイル予防に関する健康教育、健康相談を実施しています。

2. 生きがいきつくりと社会参加の促進

- 高齢期に地域でのつながりなどを持つことは、生きがいや自身の介護予防・自立支援につながり、社会の活力の維持にもつながります。しかし、アンケート調査結果をみると、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、一般高齢者では地域における活動に参加する人とともに、生きがいのある人も減少しています。
- 「支え手」「受け手」という一方向の関係性から、住民一人ひとりが本来持っている力を生かし、役割を持って活躍できる双方向の関係性の構築を推進するための居場所づくりが必要です。
- 高齢者が地域でつながる場や生きがいを実感し、活躍できる場づくりをはじめ、多様な生きがいきつくりのための支援、社会参加のための多様な場・機会づくり、情報提供などの環境づくりを積極的に展開します。

重点的な取組 常設の地域交流拠点の設置及び社会参加のための情報発信

- ① 地域住民の誰もが集うことができる常設の拠点（共生型地域交流拠点）を設置します。
- ② 地域住民が主体となり共生型地域交流拠点を運営し、支え合い活動を展開できるように支援します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共生型地域交流拠点の参加者数	40,000人	50,000人	55,000人	60,000人

- ③ 社会参加を促進、支援するため、多様な場や取組についてインターネット上で検索ができる「社会資源情報サイト（にしま〜れ）」を運用し、情報提供・情報発信に取り組みます。【新規】

「2. 生きがいきつくりと社会参加の促進」の他の取組については資料編P123を参照ください。

基本施策2 日常生活を支援する体制の整備・強化

基本施策2で 実現したい姿	● 日常生活で支援が必要な高齢者やその家族が、地域での支え合いや見守りによって、社会的に孤立することなく、安心して暮らせている。
------------------	--

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためにも、高齢者福祉サービスなどの日常生活を支援するサービスの充実を図ります。また、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進することで、重層的・包括的な日常生活の支援体制の整備・強化に取り組みます。

さらに、高齢者だけではなく、家族・介護者の抱える身体的・精神的な負担などを軽減するための支援の充実を図ります。

■基本施策2で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
A: 地域での支え合い、助け合いができて いる	①家族や友人・知人以外に相談できる人がいる人の割合	一般	52.1%	46.5%	↗
		要支援	74.6%	73.2%	↗
	②看病をしてくれる人・してあげる人のいずれもない人の割合	一般	3.6%	4.3%	↘
		要支援	5.8%	7.2%	↘
	③日常のご自身のことを気にかけてくれる人がいる、仕組みがある人の割合	一般	91.0%	90.3%	↗
		要支援	89.4%	87.0%	↗
④在宅生活を支える地域のインフォーマルサービスが充実していると考えるケアマネジャーの割合		データなし	9.6%	↗	
B: 介護者が安心して暮らせている	①仕事を持つ介護者のうち、「今後も問題なく介護を続けていける」と考える介護者の割合		9.9%	13.6%	↗

※A-①～③：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）

A-④：ケアマネジャー調査

B-①：在宅介護実態調査（要介護認定者）

1. 日常生活を支援するサービス等の充実

- アンケート調査結果をみると、在宅の要介護認定者では、今後の在宅生活の継続に向けて「見守り、声かけ」や「外出同行」「移送サービス」など介護保険外のインフォーマルサービスへのニーズが高くなっています。一方、在宅生活を支える地域のインフォーマルサービスが充実しているとするケアマネジャーは1割程度に留まっています。
- 日常生活において支援が必要な高齢者が、自分らしく在宅生活を継続していけるよう、日常的な見守りや緊急時対応、家事支援、外出支援など、様々なアプローチで日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

重点的な取組 地域における重層的な見守り体制の充実

- ① 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、消防、警察、医療機関などの関係団体・機関、ボランティアや地域住民などの協力のもと、地域における日常的な見守り活動や安否確認等を展開します。また、重層的な見守り体制の充実に向けて、地域全体での情報共有の仕組みづくりや要援護者の支援対策について検討を進めます。
- ② 市内の民間事業者や関係機関が、日常の業務で高齢者の異変に気づいたときに、高齢者あんしん窓口と連絡し、関係機関と連携の上、支援を必要とする人の早期支援につなげることを目的とした「協力事業者による高齢者見守り事業」を推進します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協力事業者による高齢者見守り事業 協力事業者数	140 事業所	150 事業所	160 事業所	170 事業所

- ③ 日常生活の見守りを要するひとり暮らしの高齢者や高齢世帯などに緊急通報機器を貸与し、専門的な知識を有するオペレーターを配置して24時間365日健康相談を受け付けるとともに、急病等の緊急時には通報を受けた委託業者が出動対応や救急通報を行うことで、安心できる暮らしを提供する「見守りホットライン事業」を実施しています。

「1. 日常生活を支援するサービス等の充実」の他の取組については資料編P125を参照ください。

2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進

- アンケートの調査結果を見ると日常的に気にかけてくれる近所・地域の人がいる一般高齢者は1割台半ば、要支援認定者で2割程度を占め、特にひとり暮らし高齢者では高くなっており、地域での支え合い、助け合いを頼りにしている人が多いことがわかります。
- 地域の関係性が希薄化する中で、困った時に助け合い、支え合える環境をつくとともに、地域で孤立することなく、誰もがつながり、気かけあう関係づくりを推進するために、地域の居場所づくりが重要となります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域特性に応じ、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進します。

重点的な取組 常設の地域交流拠点の設置及び社会参加のための情報発信【再掲】

- ① 地域住民の誰もが集うことができる常設の拠点（共生型地域交流拠点）を設置します。
- ② 地域住民が主体となり共生型地域交流拠点を運営し、支え合い活動を展開できるように支援します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共生型地域交流拠点の参加者数	40,000人	50,000人	55,000人	60,000人

- ③ 社会参加を促進、支援するため、多様な場や取り組みについてインターネット上で検索ができる「社会資源情報サイト（にしま〜れ）」を運用し、情報提供・情報発信に取り組みます。【新規】

「2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進」の他の取組については資料編P125を参照ください。

3. 介護者支援の充実

- アンケート調査結果をみると、主な介護者は高齢化しており、認知症状や排泄、日常生活での支援など様々な不安・課題を抱えています。また、仕事を持つ介護者のうち、「今後も問題なく介護を続けていける」と考える介護者は1割程度にとどまっています。
- 家族等の介護者の抱える不安・課題や状況を踏まえ、介護に関する相談支援体制の拡充を図るとともに、介護者が地域のなかで孤立することがなく、また、介護をしながら働き続けることができるよう、介護者の身体的・精神的な負担を軽減するための相談・支援に取り組みます。

「3. 介護者支援の充実」の取組については資料編P126を参照ください。

基本施策3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営

基本施策3で 実現したい姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者一人ひとりの状況・状態に応じて、要介護状態になっても、必要な介護サービスを利用しながら自立した生活を送ることができている。 ● 介護給付の適正化が図られている。 ● 介護現場において業務改善が進み、多様な人材により介護サービスが充足している。
------------------	--

高齢者がいつまでも自分らしく暮らしていけるよう、自立支援型ケアマネジメントの充実及びアセスメント力の向上に取り組みます。

また、高齢者が要介護状態等となっても、高齢者自身やその介護者の状況に応じた介護サービスが提供できるよう、地域の実情に応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、引き続き、介護保険制度の円滑な運営や介護サービスの充実・質の向上などに取り組みます。

さらに、地域における介護ニーズに応えられるよう、長期的な視点も踏まえ、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性の向上などの取組を推進します。

■基本施策3で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
A: 必要な介護サービスを利用しながら自立した生活が継続できる B: 介護給付の適正化が図られている	①自立支援に向けたケアプランの作成が十分にできていると思うケアマネジャーの割合	データなし	42.9%	↗
C: 介護人材が確保できている	①介護サービス事業所における介護職員の離職率	17.7%	16.0%	↘

※A B: ケアマネジャー調査

C: 介護人材実態調査

1. 介護サービスの充実

- アンケート調査結果をみると、一般高齢者及び要支援認定者で将来介護が必要になった場合、在宅生活を希望する人は5割程度を占めています。また、在宅の要介護認定者の6割程度は施設等への入所・入居を検討していません。一方で、ケアマネジャーが不足していると感じる介護保険サービスでは定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護などの地域密着型サービスが上位を占めています。
- 高齢者自身やその介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、介護サービスの提供基盤を整備します。

「1. 介護サービスの充実」の取組については資料編P127を参照ください。

2. ケアマネジメント力の向上

- 高齢者が住み慣れた地域において自分らしい在宅生活を継続していくためには、介護サービスを提供するだけでなく、高齢者自身はもとより、その介護者の状況を十分に踏まえ、抱える課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけていくことが必要です。
- 本市では、自立の定義を「利用者本人の尊厳が保持され、自己決定に基づいて主体的に暮らすこと。」と定め、ケアマネジメントのあり方を本市と介護支援専門員及び高齢者あんしん窓口職員とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、「西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針」を作成しました。
- 専門職のアセスメント力の向上に取り組み、高齢者自身の残存機能や強みを生かしつつ、地域資源の活用やリハビリテーション専門職等との多職種連携により、自立支援型ケアマネジメントの充実を図ります。

重点的な取組 自立支援型ケアマネジメントの充実

- ① 本市が定めた自立の定義や基本方針について、居宅介護事業所等への周知を図ります。【新規】
- ② ケアプランの質の向上を目的として作成したケアプラン自己点検シートについて、居宅介護支援事業所等に周知を図り、ケアプランの振り返りでの活用を促進します。【新規】
- ③ 高齢者の生活の質の向上をめざして、多職種による協議を通じ、高齢者の自立を妨げる要因を分析し、具体的な支援方法を検討する「自立に向けたケアマネジメント会議」（地域ケア個別会議）を各地域包括ケア連携圏域での定期的な開催に取り組みます。
また、この会議の場等を通じて参加者が、それぞれの立場で高齢者の生活の質の向上に資する支援についての考え方や方法を共有し、スキルアップすることをめざします。
- ④ 自立に向けたケアマネジメント会議で検討した利用者宅をケアプラン作成者と専門職が訪問し、ケアプラン作成者に具体的な対応策に関する助言・提案を行なう「専門職によるケアマネジメント支援」に取り組みます。

- ⑤ ケアプラン点検を実施するなかで、必要に応じて、専門的知識を持つ外部委員（介護支援専門員等）により構成されるケアプラン検討委員会においてケアプランの内容を検討し、介護支援事業所に対して指摘や助言を行います。

「2. ケアマネジメント力の向上」の他の取組については資料編P127を参照ください。

3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保

- 介護保険制度に関する相談体制の充実や積極的な情報提供、要支援・要介護認定の円滑な実施を通じて、介護保険制度の円滑な運営を図ります。また、事業者に対する指導・監査や介護保険事業の適正化に取り組み、適正な事業運営の確保に努めます。

重点的な取組 介護保険事業の適正化の推進

- ① 要支援・要介護認定調査について、訪問調査員の研修を実施し、調査の正確性と公平性を確保するとともに、質の向上をめざします。
また、保健師等が認定調査票の全件チェックを行い、内容を訪問調査員にフィードバックすることにより、調査内容の個別指導を行うとともに、適正な調査の遂行を確保します。
- ② 不適切な介護給付の抑制を図るため、兵庫県国民健康保険団体連合会から提供される介護給付適正化情報や本市独自のシステムを活用し、介護サービス事業者への調査を行います。
また、不適切と判断した請求については、介護給付費の返還を求め、今後の介護サービス提供についての改善を指導します。
- ③ 市内の全居宅介護支援事業所に対して専門職によるケアプラン点検を実施し、ケアプランの適正化を図ります。また、住宅改修の全件点検や、医療情報との毎月突合による医療と介護の重複請求の点検など、介護給付適正化の主要3事業に取り組みます。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケアプラン点検件数	180件	630件	630件	630件

「3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保」の他の取組については資料編P128を参照ください。

4. サービスの質の向上と利用者支援

- 安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業者や専門職への支援とともに、介護相談員の派遣やサービス等の評価に関する取組を進め、介護サービスの質の向上を促進します。また、介護サービスの利用に向けた情報提供や利用にあたっての費用負担軽減に取り組み、サービス利用を支援します。

「4. サービスの質の向上と利用者支援」の取組については資料編P129を参照ください。

5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上

- アンケートの調査結果を見ると、職員不足を理由にサービス提供を断ったことがある事業所が2割程度あり、特に訪問系サービス提供事業所では4割以上と多くなっています。また、介護人材の確保に向けて、「資格取得のための受講料等の助成」や「文書作成の負担軽減」といったニーズが高くなっており、本市でも介護人材の確保・育成とともに、介護現場の働く環境の改善等が大きな課題となっています。
- 介護に関連する職能団体等との意見交換などを通じて、介護現場の現状・課題の共有を図るとともに、課題解決に向けた検討を行います。
- 専門職を含めた多様な人材の確保に向けて、新たな担い手の養成や関係機関と連携した取組を展開するとともに、介護現場の労働環境・処遇の改善、業務の効率化などを促進します。

重点的な取組1) 多様な介護人材の確保・育成・資質の向上

- ① 家事援助限定型訪問サービス（要支援認定者等の居宅を訪問し、掃除や買い物などの生活援助のみを提供するサービス）の担い手となる「介護予防・生活支援員」を養成する研修を開催します。また研修修了者への就職支援を行い、介護人材のすそ野の拡大に努めます。
- ② 介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう国のカリキュラムに基づき「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入を促します。
- ③ 離職した介護福祉士等が再就職しやすいよう、介護の知識や技術を再習得するための「介護職再就職支援講習」を開催します。
- ④ 介護サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修等を修了した人に対し、研修受講費の一部を助成します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護職員初任者研修等受講費 助成交付件数	115件	120件	125件	130件

- ⑤ ハローワーク西宮と連携し、介護の仕事に就きたい人を対象とした就職相談・面接会を開催します。
- ⑥ 介護の仕事内容や資格、魅力について知ってもらうため、セミナーを開催します。【新規】
- ⑦ 介護業界への参入促進を図るため、介護の就職フェアや説明会（兵庫県福祉人材センター実施）の広報に努めます。
- ⑧ 介護人材のすそ野を拡大するため、介護の周辺業務を担う「ひょうごケア・アシスタント推進事業」（兵庫県実施）の広報に努めます。
- ⑨ 介護の仕事に興味のある人に介護の仕事を体験してもらえるよう「福祉体験学習事業」（兵庫県福祉人材センター実施）の広報に努めます。
- ⑩ 介護人材確保のため、介護福祉士資格取得や再就職準備等にかかる各種貸付事業（兵庫県福祉人材センター実施）の広報に努めます。
- ⑪ 外国人介護人材に関連する事業（国・兵庫県実施）を周知します。

- ⑫ 兵庫県福祉人材センターやハローワーク西宮と連携して、各機関が実施する福祉分野の就労希望者への支援等の広報を行い、市民及び事業者の積極的な活用を促すなど、介護人材の確保に取り組み、介護サービスの充実を図ります。

重点的な取組 2) 労働環境・処遇の改善、業務の効率化

- ① 兵庫県が実施する介護現場における生産性向上の取組（ロボットやICTの活用等）の支援を事業所が活用できるよう周知します。
- ② 関係機関が実施する労働環境・処遇改善・業務の効率化の支援等の広報を行い、事業者の積極的な活用を促します。
- ③ 介護事業者の事務負担軽減に向け、指定申請や運営指導等における提出様式の標準化や指定申請等における電子化により、業務の効率化を行います。
- ④ 介護サービス事業者が利用者等からの不適切な行為・言動から訪問看護師、訪問介護員等の安全確保を図るための支援を行います。

基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化

基本施策4で 実現したい姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者一人ひとりの状況・状態に応じて必要な医療と介護のサービスが切れ目なく提供され、住み慣れた地域で安心した生活ができている。
------------------	---

医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活が継続できるよう、西宮市在宅医療・介護連携推進協議会（メディカルケアネット西宮）を中心とした医療と介護に関わる多職種連携の強化を図ります。

また、在宅療養相談支援センターの機能強化を図りつつ、地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に取り組むとともに、サービスを受ける利用者や家族を含めた市民の在宅医療・介護に関する理解の醸成を図ります。

■基本施策4で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
A:在宅医療に関する 市民の理解が広がっ ている	①在宅医療・介護につ いて家族等と話し合 っている人の割合	一般	28.7%	26.4%	↗
		要支援	36.2%	33.4%	↗
B:在宅医療・介護の 一体的なサービスが 提供されている	①在宅医療を希望し、 実現可能だと思う人 の割合	一般	10.6%	13.7%	↗
		要支援	11.8%	12.7%	↗
		要介護	27.1%	32.2%	↗

※A-①：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）

B-①：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）、在宅介護実態調査（要介護認定者）

1. 在宅医療に関する市民理解の促進

- 今後、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が増加することが予測される中で、アンケートの調査結果を見ると、介護・医療が必要になった場合について家族と話しあっている一般高齢者は3割程度にとどまっています。
- メディカルケアネット西宮や在宅療養相談支援センターなどによる様々な啓発活動を展開し、在宅医療・介護や看取り、人生の最期まで、どこでどのように生きたいかといった希望や考え方を大切な方と話し合うアドバンス・ケア・プランニングの重要性などに関する市民の理解醸成に取り組めます。

「1. 在宅医療に関する市民理解の促進」の取組については資料編P131を参照ください。

2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化

- 可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続するには、日常の療養支援から看取り期まで、医療職と介護職をはじめとする多職種連携によるチームケアが必須となります。
- 「メディカルケアネット西宮」の活動を通じて多職種間における顔の見える関係づくりを継続的に進め、地域の状況等に応じて、切れ目のない在宅医療・介護が提供できる体制の強化につなげます。

重点的な取組 メディカルケアネット西宮による多職種連携の強化

- ① 医療職と介護職で構成されたメディカルケアネット西宮での多職種の相互理解を図るための研修会や医療介護連携に関わる定期的な事例検討会等の活動を通じ、多職種間における顔の見える関係づくりに取り組み、連携のさらなる強化をめざします。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多職種連携事例検討会参加人数	599人	629人	661人	695人

- ② 市内5つの圏域に設置された在宅療養相談支援センターを中心として、地域包括ケア連携圏域内の課題や対応策について検討を進める等、圏域内の多職種連携の強化を推進します。

「2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化」の他の取組については資料編P131を参照ください。

3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化

- アンケートの調査結果を見ると、病気などで長期療養が必要となった場合に在宅療養を希望する人は7割程度を占めますが、家族負担や急変時対応、費用負担などのへの不安から、多くの人は在宅療養の実現は難しいと感じています。
- 地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けて、在宅療養相談支援センターを中心に、地域における医療や介護の資源等の把握・活用に取り組むなど、医療職と介護職を対象とした総合的な相談支援機能の充実を図ります。

重点的な取組 在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた相談支援体制の充実

- ① 在宅療養相談支援センターにおいて、地域の医療・介護等の資源の把握・活用を進めます。
- ② 相談支援機能のさらなる充実をめざし、在宅療養相談支援センターの合同会議を定期的開催します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅療養相談支援センターの合同 会議開催回数	24回	24回	24回	24回
在宅療養相談支援センター への相談件数	436件	445件	454件	463件

「3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化」の他の取組については資料編 P131 を参照ください。

基本施策5 多様な住まい方を支援する環境づくり

基本施策5で 実現したい姿	● 高齢者にとって安全・安心な住まい・住まい方、生活環境が確保・整備されている。
------------------	--

地域で生活を継続する際に基本となるのは住まいであり、住まいが確保されることは、安心して暮らすために必要不可欠なものです。

「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような高齢者向け住宅（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など）が増加しており、高齢者の住まいも多様化するなかで、地域における高齢者の住まいに関する現状・課題を十分に踏まえ、高齢者やその家族のニーズに対応できるような住まいの確保や多様な住まい方への支援に取り組みます。

■基本施策5で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
多様な住まい・ 住まい方が確保 できている	①特別養護老人ホームに要介護3 以上で入所した人の平均待ち月数	9か月	8か月	↘
	②高齢者人口に占める高齢者向け 住宅の割合	3.3%	3.8%	↗

※①：令和2年度の値は集計方法を変更したため、第8期計画策定時と異なる

※②：高齢者向け住宅とは、介護付有料老人ホーム、介護付サービス付き高齢者向け住宅、住宅型（健康型）有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、シルバーハウジング
令和2年度と令和5年度ともに7月末時点でのデータ

1. 多様な住まい方への支援

- アンケート調査結果を見ると、一般高齢者及び要支援認定者で将来介護が必要になった場合に希望する暮らし方については、特別養護老人ホームを希望する人は3割程度、民間の高齢者向け住宅を希望する人は1割台半ばとなっており、「施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備」へのニーズも高くなっています。

一方、高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外））には、重度者や認知症の症状が見られる人の入居も一定数あり、多様な介護需要の受け皿となっていることがわかります。

- 高齢者やその家族の状況やニーズに対応し、住まい方の選択肢を制限することがないよう、多様な住まい・住まい方の確保・支援に努めます。

重点的な取組 特別養護老人ホーム等の整備

- ① 特別養護老人ホームを整備するため、補助金を活用し、日常生活圏域毎の状況を勘案しながら、需要の高いショートステイを併設させた計画的な新規施設の整備を進めます。
- ② 特別養護老人ホームの入居条件を満たさないものの支援を要する人の居住の場として、介護付き有料老人ホーム等の特定施設の整備を進めます。
- ③ 要介護者で長期の療養が必要な高齢者に対し、医療と介護を一体的に行うため、介護医療院の整備を進めます。
- ④ 多様な介護需要の受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置及び入居状況を勘案した施設の整備を進めます。
- ⑤ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の定員数を維持します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特別養護老人ホームの整備床数	0床	0床	0床	80床
介護付き有料老人ホーム等の整備床数	101床	0床	0床	29床
介護医療院の整備床数	39床	0床	0床	76床

※表記の年度は公募の採択等による事業着手年度となり、施設開設年度とは異なります。

「1. 多様な住まい方への支援」の他の取組については資料編P132を参照ください。

2. 安全・安心な住生活環境づくり

- 安全・安心な住まいの確保に向けて、住環境の改善・整備とともに、高齢者の住まいとしての施設・居住系サービスへの指導・監督の強化を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、公共施設や公共交通のバリアフリー化などに取り組みます。

「2. 安全・安心な住生活環境づくり」の取組については資料編P132を参照ください。

基本施策6 認知症支援体制の充実・強化

基本施策6で 実現したい姿	● 認知症への社会の理解が深まり、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることができる。
------------------	---

認知症高齢者の増加が見込まれるなか、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策推進大綱や今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らしてつづけていくことができる社会の実現をめざし認知症に関する理解の促進や認知症の予防、認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり、認知症の人や介護者を支える体制の充実などの認知症施策を推進します。

■ 基本施策6で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)
A: 認知症に関する 理解が広がっている	① 認知症に関する相談窓口 を知っている人の割合	一般	22.7%	20.8%	↗
		要支援	27.9%	24.6%	↗
		要介護	データなし	35.7%	↗
B: 認知症の人とそ の家族を支える体 制ができている	① 家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる認知 症の人または家族の割合	一般	57.9%	58.6%	↗
		要支援	76.4%	71.2%	↗
	② 認知症状への対応に不安を感じる 主な介護者の割合		42.0%	39.4%	↘
	③ 西宮市は認知症になっ ても安心して暮らせるまちと 思う人の割合	一般	14.4%	14.2%	↗
		要支援	21.9%	18.5%	↗
		要介護	26.2%	20.1%	↗

※ A-①: 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）、在宅介護実態調査（要介護認定者）

B-①: 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）

B-②: 在宅介護実態調査（要介護認定者の主な介護者）

B-③: 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）、在宅介護実態調査（要介護認定者）

1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実

- 認知症の人を支援していくには、まず認知症に関する正しい理解が重要であることから、様々な機会や媒体を活用し、認知症の予防に関する取組をはじめ、認知症に関する市民の理解を深めるための啓発・情報提供を積極的に進めるとともに、認知症サポーターの養成や活動への支援に取り組みます。

重点的な取組 認知症に関する理解の促進・啓発の充実と認知症サポーターの養成・活動支援

- ① 認知症の進行に応じた支援制度や地域活動、相談窓口等について分かりやすく説明した「認知症サポートべんり帳（西宮市版認知症ケアパス）」や認知症のセルフチェックを行える「認知症チェックシート」の配布を行い、認知症予防や認知症に関する基礎知識の情報提供を積極的に行います。
- ② 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」と、その講師役となるキャラバン・メイトの養成を進め、継続的に認知症サポーターを養成する体制づくりを推進します。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター養成講座 受講者数（累計）	37,500人	40,500人	43,500人	46,500人

- ③ 若年層の認知症への理解を促進するために、学校や青少年を対象とした講座プログラムを作成し、認知症サポーターの対象を小中高校生などにも拡充します。
- ④ 認知症サポーターのステップアップ研修を実施し、活動の場の情報提供を進めるとともに、認知症サポーターが地域で活躍できるよう、フォローアップに向けた取組を進めます。
- ⑤ 高齢者あんしん窓口等と連携し、介護予防や認知症予防に関する正しい知識、日常生活を送る上で必要な情報を提供する講座を開催します。【再掲】

2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり

- アンケートの調査結果を見ると、必要な認知症支援策としては「認知症の早期発見・早期対応」や「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」が上位に入っており、それらのニーズへの対応が求められています。
- 認知症チェックシートの活用や通いの場などの取組を通じて、認知症の早期発見・早期対応を促進するとともに、認知症初期集中支援チームによる初期の対応体制の構築・強化を図り、早期発見・早期対応により適切に医療・介護等へつなげる取組を展開します。
また、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の推進を目的とした無償診断制度の創設に向けた検討を進めます。

重点的な取組 1) 認知症の早期発見への取組

- ① 認知症の早期発見・早期治療につなぐため、公民館や支所など地域の身近な場所への認知症チェックシートの設置や、西宮いきいき体操やつどい場など通いの場における認知症チェックシートの活用など、さまざまな場・機会を通して認知症チェックシートの配布・活用に取り組みます。
- ② 認知症サポーターがいる企業・事業所等にステッカーを配布し、地域における見守り・認知症の早期発見などの取組を進めます。
- ③ 無償で医療機関にて認知機能検診や、必要に応じて精密検査を受けられる取組の実施を検討します。また、円滑に状態に応じた医療や介護等の支援につながる仕組みを構築することで、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に取り組みます。【新規】

重点的な取組 2) 認知症初期集中支援チームによる支援体制の充実

- ① 認知症初期集中支援チームにおいて、高齢者あんしん窓口など関係機関と連携し、認知症の人やその家族に早期に関わり、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行うとともに、自立生活のサポートを行うことで、認知症の人を適切な医療・介護サービス等につなげる初期の対応体制の充実を図ります。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症初期集中支援チームの支援終了事案に占める医療・介護サービスにつながった者の割合	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実

- アンケートの調査結果を見ると、必要な認知症支援策としては「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が上位に入っています。一方で、高齢者あんしん窓口や医療機関等の認知症に関する相談窓口の認知度は一般高齢者及び要支援認定者で2割～2割台半ば、要介護認定者で3割台半ば、認知症の当事者（本人・家族）でも4～5割程度にとどまっており、認知症のことを相談できる窓口の周知が必要となっています。

また、西宮市が認知症になっても安心して暮らすことができるまちと思う高齢者は1割台半ばとなっており、前回の調査に比べ特に要支援認定者と要介護認定者では減少しています。さらに、認知症状への対応に不安を感じる主な介護者も依然として4割程度を占めています。

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症の人及び介護者への情報提供、相談支援機能の充実、認知症バリアフリー（見守り体制の構築・強化など）に取り組むとともに、認知症の人を対象とした賠償保険制度の導入に向けた検討を進めます。

重点的な取組 地域における認知症支援体制の構築・強化

- ① 認知症相談窓口の周知を図るとともに、高齢者あんしん窓口の相談支援機能を充実します。
- ② 各地域において認知症の人や介護者が安心して利用できる事業所や店舗などの社会資源の把握と情報提供を行うとともに、地域における認知症支援体制の構築・充実に取り組みます。
- ③ 行方不明となった認知症の人の早期発見と、発見時の適切な対応を学ぶことを目的とした「あつたか見守り声かけ講座」を実施します。
- ④ 認知症の人やその家族に対し、認知症の状態に応じた適切なサービスが提供され、支援が円滑に行えるよう、介護サービス事業者等の専門職を対象とした研修会・勉強会等を開催し、専門職全体の対応力の底上げを図ります。

活動指標（目標値）	令和5年度 (2023年度)見込	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症支援の質向上に向けた専門職対象の研修会・勉強会の回数	6回	6回	6回	6回

- ⑤ 高齢者あんしん窓口、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業者をはじめ、民生委員・児童委員や認知症サポーターなどの関係者間のネットワークづくりに取り組みます。
- ⑥ 認知症の本人や家族ができる範囲での役割を持ち、認知症サポーターとともに、本人や家族の支援ニーズに合った活動を支援する仕組み（チームオレンジ）を構築します。

「3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実」の他の取組については資料編P134を参照ください。

西宮版チームオレンジについて

認知症施策推進大綱より、自治体ごとに「チームオレンジ（認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み）」の設置が求められています。

西宮市では、既存の認知症カフェやつどい場、共生型地域交流拠点、当事者会などの居場所、機会などを通じて、認知症の人をはじめ、様々な理由により生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その人に合った形での社会参加が可能となる取組、活動を創り、増やしていきます。

チームオレンジの取組・活動のポイント

1. 取組、活動に関わる人を、支援する人・支援される人という関係性を越えて、一緒に活動し、楽しい時間を過ごす仲間という関係づくりをめざします。
2. 取組、活動に関わる人が一緒に、以下のような状況となることをめざします。
 - できること、やりたいことを発見し活動していく
 - 不安や悩みを打ち明けられる
 - 話し合えたり、つながったり、学びあえる
3. 日常生活に溶け込んだ取組、活動になるようにめざします。

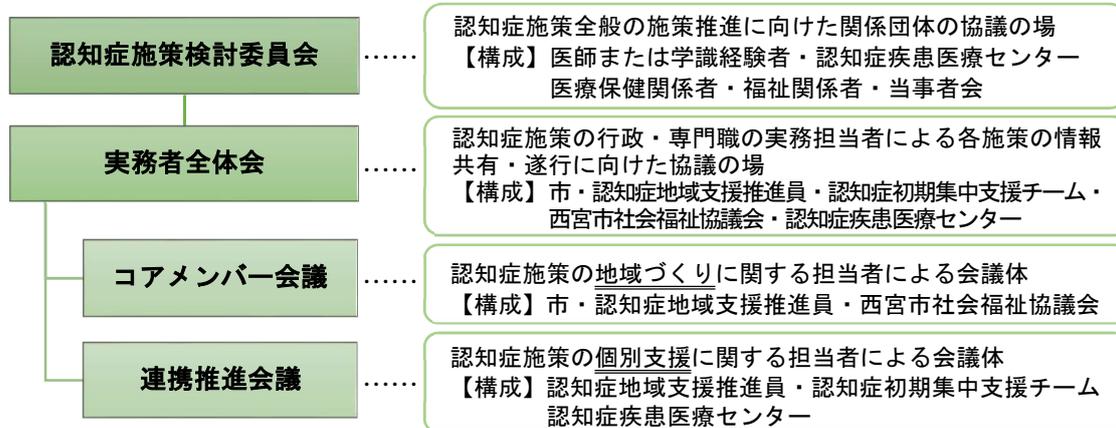
チームオレンジの取組・活動で工夫している事例（チームオレンジの意見交換会より）

- 認知症の有無に関係なく参加してもらえる場。認知症の本人の方が季節に合わせた飾りを持ってきてくれて、参加者も楽しみにしている。また、似顔絵が得意な方が絵を飾ることもある。
- 若年性認知症のご本人の方も参加し、経験を生かして話し相手を行っていた。お節介しすぎず、本人・家族の想いを優先して好きなことをできるようにし、ちょっとした相談を受けて必要な支援などにつなぐ。

認知症施策の協議体制について

西宮市の認知症施策の協議体制について、令和5年度（2023年度）より以下のとおり整理を行いました。

認知症施策検討委員会では、効果的に施策を推進できるよう、医療・介護の専門職や当事者が参画し、認知症施策に特化して課題解決や具体的な手法に関する協議を行います。



基本施策7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

基本施策7で 実現したい姿	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者やその家族が、日常生活において抱える課題などに対応できる相談支援体制が整備されている。 ● 多様な主体による支え合い・助け合いの仕組みが構築・運用されている。
------------------	---

高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、重層的支援体制整備事業などを通じて、高齢者あんしん窓口の機能強化や地域における相談支援体制の拡充、地域住民主体の支援活動を踏まえた支え合い・助け合いができる地域づくりを進めます。

さらに、すべての高齢者と介護者の尊厳が保たれるとともに、個人の意思を尊重することが、高齢者の地域での生活を支える重要な基盤になるとの視点に立ち、権利擁護支援ニーズを抱えていたり、権利擁護支援ニーズを抱えていることに気づいていない高齢者やその家族に対しての権利擁護に関する取組を強化します。

■基本施策7で実現したい姿の達成状況を測る成果指標

		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	
A: 地域の相談支援体制の構築がされている	①高齢者あんしん窓口を知っている人の割合	一般	39.1%	40.6%	↗
		要支援	67.5%	73.2%	↗
		要介護	74.5%	71.9%	↗
	②高齢者あんしん窓口で高齢者虐待の相談ができることを知っている人の割合	一般	7.6%	8.3%	↗
		要支援	4.5%	5.1%	↗
		要介護	7.8%	8.0%	↗
③家族や友人・知人以外に相談できる人がいる人の割合《再掲》	一般	52.1%	46.5%	↗	
	要支援	74.6%	73.2%	↗	
B: 地域での支え合い、助け合いができている	①日常적으로ご自身のことを気にかけてくれる人がいる、仕組みがある人の割合《再掲》	一般	91.0%	90.3%	↗
		要支援	89.4%	87.0%	↗
	②地域のつながり・支え合い・見守りが充実していると思うケアマネジャーの割合	データなし	17.4%	↗	

※A-①②：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）と在宅介護実態調査（要介護認定者）

A-③：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）

B-①：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者と要支援認定者）

B-②：ケアマネジャー調査

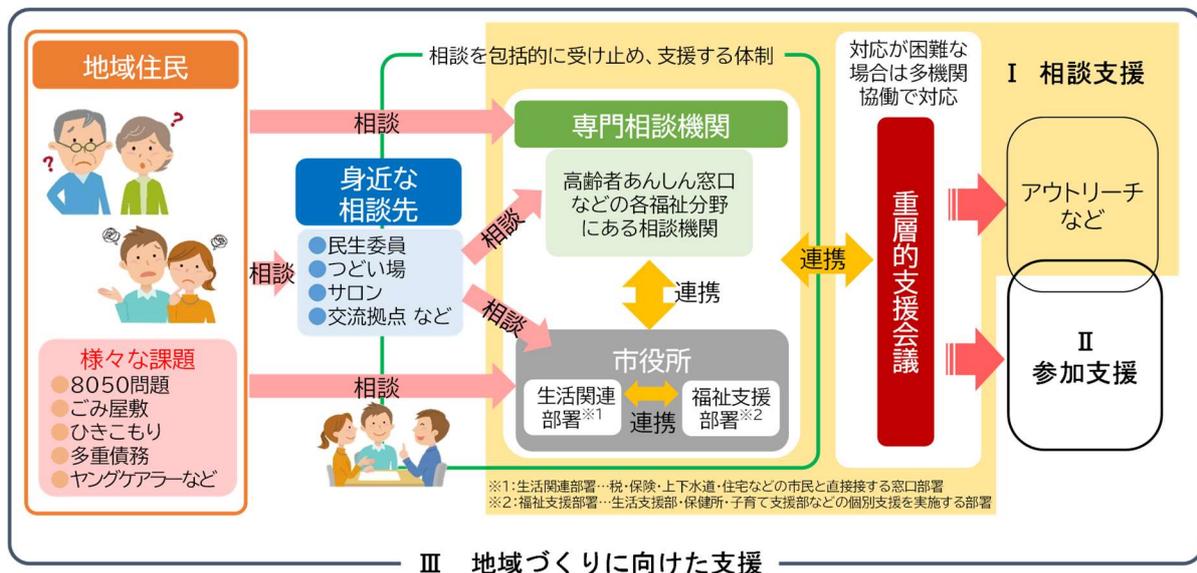
西宮での包括的な支援体制づくりに向けて

少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加や核家族化の進行に加え、雇用形態や個人の価値観が多様化する中で、これまであった家族機能や地域のつながりが失われつつあります。この結果、困りごとを抱えた個人や世帯はますます孤立し、8050問題やごみ屋敷問題、ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した新たな福祉課題が多く発生しています。

国は、地域共生社会の実現に向けて、市町村がこれらの課題に対応する包括的な支援体制を整備するための事業として、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を新たに創設しました。

本市では、以下のように重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な支援体制づくりをめざします。

【西宮での重層的支援体制整備事業のイメージ】



【重層的支援体制整備事業の支援内容】

Ⅰ 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者の属性や世代、相談内容に関わらず受け止める。 ●複合化・複雑化した課題には多機関が協働して支援を行う。 ●支援が届いていない人には支援を届ける。
Ⅱ 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のニーズや課題を丁寧に把握し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 ●今ある社会資源の拡充や、新たな社会資源の創設を行う。
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士が気かけ合い、支え合う関係づくりを支援する。 ●誰もが参加することや活躍ができる場づくりを支援する。

1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実

- アンケートの調査結果を見ると、高齢社会に対応するために市が力を入れるべきこととしては「高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実」が上位に入っていますが、高齢者あんしん窓口の認知度は一般高齢者で4割、要支援認定者と要介護認定者で7割台半ばとなっております。また、家族や友人・知人以外で相談相手がない高齢者について、一般高齢者では4割台半ばで減少傾向にあります。一方で、家族や友人・知人以外で相談相手がない高齢者は、相談相手がいる高齢者と比べて地域での暮らしの安心度が低くなっており、相談できる環境の有無が地域での安心度に影響を与えていることがわかります。
- 既存の制度では対応できない課題を抱える高齢者とその世帯が増加しており、誰一人取り残さない支援を推進する必要があります。また、8050問題等の課題を抱える人が一定いると考えられ、実態を把握するとともに、包括的に支援していく体制を構築する必要があります。
- 高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進の中核を担う高齢者あんしん窓口について、その役割・機能等の周知啓発を行うとともに、相談支援機能の強化に取り組みます。また、高齢者あんしん窓口の機能強化とともに、制度の狭間や複合的な課題の解決に向けたネットワークによる総合相談支援体制の構築にも取り組みます。さらに、地域における相談支援体制の強化に向けて、民生委員・児童委員による身近な相談・対応の充実を図るとともに、関係団体等の連携を強化し、高齢者あんしん窓口を中心とした地域における相談支援のネットワークづくりを進めます。

重点的な取組 高齢者あんしん窓口の機能強化

- ① 電話相談や窓口来所者の対応、高齢者等の自宅訪問による実態把握により、高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要に応じて各種関係機関と情報共有や連携をしながら、必要なサービスにつなぐ等の支援を進めます。
- ② 高齢者あんしん窓口が住民の身近な地域における権利擁護の相談窓口として活用されるよう、地域住民や関係団体へ積極的に広報するとともに、高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携し、権利擁護の視点に基づいた適切な支援を行います。
- ③ 障害者総合相談支援センターや高齢者・障害者権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口などの相談支援機関と連携するとともに、研修会や事例検討会等の開催を通じて、より専門性の高い相談支援業務を実施します。
- ④ 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域の高齢者と関わりのある団体、医療機関、薬局等と連携し、支援を必要とする高齢者や潜在的なニーズの把握に努めます。また、地域ケア会議等を通じて地域の様々な主体や専門機関と連携し、個別事例の検討から地域課題の把握及び解決に向けた取組を進めます。さらに、高齢者あんしん窓口を中心に、支援を必要とする高齢者への適切な支援が展開されるような仕組みづくりを積極的に進めます。
- ⑤ 日常生活圏域における高齢者人口の増加などに応じて、高齢者あんしん窓口の職員配置を進めることで、相談支援体制の充実をめざします。
- ⑥ 「地域包括支援センター運営協議会」において、高齢者あんしん窓口の事業の円滑な実施のために必要な運営支援・評価等を行います。

「1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実」の他の取組については資料編P135を参照ください。

2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進

- アンケートの調査結果を見ると、身近に助けてくれる・助けてあげる人がいる高齢者では、地域での暮らしへの安心度が高くなっています。一方、ひとり暮らし高齢者は日常的な気づきにつながりにくい人が多く、地域での暮らしへの安心度が比較的低い状態にあり、高齢者の地域生活において、身近な支え合い、助け合いが重要であることがわかります。
- 民生委員・児童委員活動やボランティア活動、地区社会福祉協議会などによる小地域福祉活動などを踏まえつつ、生活支援コーディネーターや地区ネットワーク会議などの取組を通じて、支え合い・助け合いができる地域づくりを進めます。

重点的な取組 生活支援コーディネーターによる人材の発掘・育成、資源開発、ネットワークづくり

- ① 生活支援コーディネーターが、地域における資源開発や担い手となる人材の育成、ネットワークづくりに取り組み、小地域福祉活動、民生委員・児童委員活動、NPOやボランティアの活動などを踏まえつつ、多様な主体による多様なサービス提供体制の構築を図ります。
- ② 生活支援コーディネーターが地域の各団体・機関等と連携し、地域の資源や課題の把握を進めるとともに、資源開発や担い手となる人材の育成、ネットワークづくりに取り組みます。

「2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進」の他の取組については資料編P135を参照ください。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）について

「生活支援コーディネーター」は平成27年（2015年）の介護保険法改正の際、自治体ごとに設置されることになりました。西宮市では西宮市社会福祉協議会に配置されており、一人ひとりが自分らしく、身近な地域で安心して暮らし続けられる“共生のまちづくり”をすすめる役割を担っています。

生活支援コーディネーターは、地域の特性や地域住民の困りごとを把握し、「新たな仕組みづくり」「地域に参加する機会づくり」「ネットワークづくり」「つどい場づくり」など、ニーズと取組のマッチングなどに取り組んでいます。

生活支援コーディネーターの取組の事例

新たな仕組みづくり ～お片付けサポートプロジェクト～

制度の狭間にある人や、複合的な課題を抱える世帯等を支える新たな仕組みづくり（ネットワーク・連携を通じた資源開発）を行っています。

ボランティアや専門職等による『お片付けサポートプロジェクト』では、認知症や障害等によって片づけることが難しい人や世帯に対して、サポートを行うことで、住み慣れた地域で暮らし続けられる支援をめざします。



地域に参加する機会づくり ～出会い・話し合う場や学びの講座を開催～

同じ地域に住む人や同じことに関心を持つ人と出会い、つながり、地域づくり関わるきっかけとなるよう、多様な人が地域に参加できる取組を進めています。

そのひとつが、多様なテーマに基づき、楽しく、真面目に学びあう機会『みやっこまなびラボ』です。地域で何かやってみたい人や、すでに活動されている人が、世代や立場などに関係なく出会い、自由に話し合える場づくりや、各々の関心毎に合わせた講座を開催しています。



ネットワークづくり ～多様な主体が連携・協働するネットワーク～

地域課題の解決やよりよい地域づくりをめざして、多様な主体が、連携・協働するつながりづくりを行っています。地域住民と法人、施設、企業などが一緒になって行う取組が少しずつ広がってきています。

そのひとつが、『にしのみやつながるフードパントリー』です。協働する企業や団体と検討を重ね、コロナ禍で経済的に困りの世帯に食材を配布しました。



3. 権利擁護支援の取組の強化【西宮市成年後見制度利用促進基本計画】

- 一人ひとりの尊厳が守られ、自分らしい生活を送るための権利擁護支援の体制強化・環境づくりに取り組む必要があります。
- 権利擁護支援とは、何らかの事情によって自分の意志や考えを他者に伝えることができない、あるいは伝え方が弱いため、日常的に不利な立場に置かれる人が、本来持っている権利を生かして、地域の中で自身が希望する生活を送れるように支援する活動です。

また、総合相談支援体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるよう支援する体制です。本市では、権利擁護支援を基盤とした総合相談支援体制の一体的な推進をめざしています。

- 権利擁護支援に取り組むにあたっては、すべての高齢者とその家族をはじめ誰もが尊厳を保ち、人権や様々な権利が阻害されることなく本人の表明する意思が尊重されながら地域で主体的に生活ができるよう、市関係課や各関係機関等が連携して本人を中心とした「支援の輪」を形成し、本人の意思決定を支援します。

また、高齢者・障害者権利擁護支援センターを中核機関として、高齢者あんしん窓口や西宮市社会福祉協議会等の各関係機関が一体となり、地域で制度の狭間や複合課題などの権利擁護支援ニーズを抱えた高齢者やその家族を早期に発見できる体制づくりに取り組みます。

さらに、高齢者虐待防止や成年後見制度利用などの権利擁護に関する具体的な相談支援体制の充実・研修の実施、権利擁護に関する周知啓発活動に取り組みます。

「3. 権利擁護支援の取組の強化」の取組については資料編P136を参照ください。

なお、「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」の取組は資料編P136～137の1)～7)となります。

4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、西宮市地域防災計画や西宮市新型インフルエンザ等対策マニュアルと連動した、災害・感染症対策を検討・推進します。

「4. 災害・感染症対策に関する体制の整備」の取組については資料編P138を参照ください。

横断的な取組の展開

1. ひとり暮らしになっても安心して暮らせるまちの実現

本市において、ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、今後も令和22年（2040年）にかけて増加していくことが予測されています。

ひとり暮らし高齢者については、他の高齢者と比較して、日常的な気づきにつながりにくく、地域での暮らしへの安心度も低い傾向にあり、比較的元気な方や軽度者などでも、生活全般に対する様々な支援が必要と考えられます。

ひとり暮らし高齢者等の生活全般に対する支援として、令和4年度（2022年度）に実施したひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果などを踏まえ、見守り・安否確認をはじめ、日常生活への支援など、新たな施策・事業の検討・実施に取り組むことで、ひとり暮らしでも安心して地域で暮らしていけるまちをめざします。

【ひとり暮らし高齢者等の生活全般に対する支援】

介護予防・社会的孤立の防止・見守り	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮いきいき体操 ●高齢者が集まる「場」「機会」の確保 ●民生委員・児童委員による日常的な見守り など
緊急時の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ●協力事業者による高齢者見守り事業 ●見守りホットライン事業 ●通話録音装置貸与事業 など
日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●にこやか収集 ●自動消火器、火災警報器、電磁調理器の給付 ●ふれあい配食事業 ●みやっこケアノートの活用促進 など
住居確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険施設等の計画的な整備 ●都市型ケアハウス等の利用支援 ●住宅確保要配慮者への支援 ●高齢者住宅等安心確保事業（LSA） など
権利擁護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者あんしん窓口の総合相談支援 ●高齢者・障害者権利擁護支援センター ●成年後見制度 ●西宮市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（日常生活上の金銭管理など）
介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問サービス ●通所サービス ●居宅介護支援（ケアマネジャーによるケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整等）

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

国では、今後の人口動態などを踏まえ、高齢者の自立した日常生活を地域で支えていくため、第9期計画から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた具体的な方策などを示しています。

【介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた方向性（具体的な方策）】

1 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が地域で日常生活をおくるために選択するという視点に立ったサービス ■ 継続利用要介護者が利用可能なサービスの拡充（認知症施策や就労促進にも寄与） 	インセンティブ交付金や伴走型支援等を通じて、 市町村を支援
2 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村がアレンジできるよう多様なサービスモデルを提示 ■ 地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築 	
3 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や家族に多様なサービスを選んでもらうための介護予防ケアマネジメント 	
4 地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合事業と介護サービスを切れ目なく地域で提供するための計画づくり 	

資料：厚生労働省 令和5年9月29日「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会（第4回）」資料より作成

本市では、「介護予防・自立支援」「地域づくり」「介護人材の確保」を目的に介護予防・日常生活支援総合事業を展開しています。今後も国の具体的な方策等を踏まえて、事業の充実を図っていきます。

西宮の介護予防・日常生活支援総合事業の取組

① 介護予防・自立支援

介護予防は、健康寿命を延ばし、その人が望む暮らしを実現するものです。要支援認定者等に限らず高齢者全てが「生きがいや役割を持って生活できる」と思うことができるよう、総合事業の実施により社会貢献や仲間づくりの場を充実し、高齢者の多くが社会参加することで、ひいては介護予防・自立支援に結びつくと考えています。

② 地域づくり

総合事業の実施により、地域での社会貢献の場や仲間づくりの場として通いの場の充実と新たな担い手の活躍を実現し、人と人とのつながりにより西宮市が活性化していくことで活力にあふれた地域づくりをめざしています。

③ 介護人材の確保

本市においても、介護人材の不足を解決していくことが総合事業のねらいの一つとしてあげられ、その内容は、いきがい・役割づくりとしての元気な高齢者の活躍や学生、子育て中などフレキシブルな勤務が必要な方々の活用などによる新たな担い手の発掘です。

多様な人材の参入促進を図り、人材のすそ野の拡大を進め、一方で介護福祉士等の専門職については、限られた人材として、より高度な専門性が 必要なケアを提供する人材に特化し機能分化を進めていくことで人材の有効活用を図ります。（詳細はP54～55 参照）

第6章 介護サービス量等の推計

1. 被保険者数等の推計

1) 被保険者数の推計

本市の将来人口推計は、第5次西宮市総合計画（後期基本計画）において示されていますが、被保険者数を推計するにあたっては、比較的近い将来の人口推計に適しているコーホート変化率法により、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の被保険者数を推計しています。

単位：人

	実績値	推計値		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	118,941	119,557	120,223	120,885
65～74歳	52,332	50,352	49,319	48,771
75歳以上	66,609	69,205	70,904	72,114

※令和5年度は9月月報数値

2) 要介護認定者数の推計

被保険者数や介護度別認定者数の動向等をもとに、令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)の要介護認定者数を推計しています。

本市では、第1号被保険者数の増加に伴い要介護認定者数が増加しており、今後も増加がづくものと予測しています。

単位：人

	実績値	推計値		
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
要支援1	4,471	4,384	4,431	4,485
要支援2	4,097	4,316	4,428	4,513
要支援者小計	8,568	8,700	8,859	8,998
要介護1	4,457	4,432	4,511	4,602
要介護2	3,525	3,667	3,799	3,939
要介護3	2,926	2,961	3,020	3,107
要介護4	2,536	2,676	2,734	2,798
要介護5	1,884	1,808	1,807	1,853
要介護者小計	15,328	15,544	15,871	16,299
認定者数合計	23,896	24,244	24,730	25,297
第1号被保険者 (65歳以上)	118,941	119,557	120,223	120,885
要介護認定率	20.1%	20.3%	20.6%	20.9%

※認定者数には、第2号被保険者を含みます。

※令和5年度は9月月報数値

2. 介護サービス量の見込み

1) 居宅介護サービス利用者数・利用回数の見込み

要介護1～5の認定者が利用する居宅介護サービスについて、過去の給付実績等をもとに見込み量を算出しています。

要介護認定者数の推計より、今後も、要介護1～5の認定者数の増加が予測されることから、多くのサービスについて増加を見込んでいます。

【居宅介護サービス見込み量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	利用者数(人/月)	4,472	4,547	4,644
	利用回数(回/月)	144,138	146,379	149,258
訪問入浴介護	利用者数(人/月)	263	265	272
	利用回数(回/月)	1,344	1,353	1,388
訪問看護	利用者数(人/月)	3,573	3,623	3,695
	利用回数(回/月)	37,058	37,561	38,304
訪問リハビリテーション	利用者数(人/月)	402	406	419
	利用回数(回/月)	5,356	5,407	5,584
居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	4,413	4,473	4,585
通所介護	利用者数(人/月)	2,931	2,979	3,055
	利用回数(回/月)	27,099	27,544	28,241
通所リハビリテーション	利用者数(人/月)	1,000	1,006	1,044
	利用回数(回/月)	7,600	7,640	7,932
短期入所生活介護	利用者数(人/月)	821	831	851
	利用日数(日/月)	9,077	9,185	9,400
短期入所療養介護(老健)	利用者数(人/月)	112	112	116
	利用日数(日/月)	941	941	975
短期入所療養介護(病院等)	利用者数(人/月)	4	4	4
	利用日数(日/月)	30	30	30
短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0
福祉用具貸与	利用者数(人/月)	6,721	6,826	7,003
特定福祉用具販売	利用者数(人/月)	112	112	118
住宅改修	利用者数(人/月)	60	60	61
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	1,156	1,290	1,322
居宅介護支援	利用者数(人/月)	9,454	9,603	9,832

2) 介護予防サービス利用者数・利用回数の見込み

要支援1及び2の認定者が利用する介護予防居宅サービスについて、過去の給付実績等をもとに見込み量を算出しています。

要介護認定者数の推計より、要支援1及び2の認定者数の増加が予測されることから、各サービスについて増加を見込んでいます。

【介護予防サービス見込み量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防訪問入浴介護	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用回数(回/月)	3	3	3
介護予防訪問看護	利用者数(人/月)	1,073	1,093	1,112
	利用回数(回/月)	8,259	8,421	8,570
介護予防訪問 リハビリテーション	利用者数(人/月)	189	192	195
	利用回数(回/月)	2,231	2,270	2,309
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	601	611	621
介護予防通所 リハビリテーション	利用者数(人/月)	732	743	755
介護予防短期入所生活介護	利用者数(人/月)	21	21	21
	利用日数(日/月)	107	107	107
介護予防短期入所療養介護 (老健)	利用者数(人/月)	4	4	4
	利用日数(日/月)	24	24	24
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/月)	3,067	3,123	3,176
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/月)	67	69	70
介護予防住宅改修	利用者数(人/月)	72	73	74
介護予防特定施設入居者 生活介護	利用者数(人/月)	291	316	320
介護予防支援	利用者数(人/月)	4,075	4,148	4,217

3) 施設サービス利用者数の見込み

在宅生活が困難になった要介護高齢者のセーフティネットとしての施設サービスの位置づけを踏まえ、今後の要介護認定者数の伸び、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者数のなどを加味して見込み量を算出しています。

【各年度3月31日時点の施設整備数(累計)】

単位：床

サービスの種類	第6期(実績)	第7期(実績)	第8期(予定)	第9期(予定)
	平成29年度末 (2017年度末)	令和2年度末 (2020年度末)	令和5年度末 (2023年度末)	令和8年度末 (2026年度末)
介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	1,734	1,826	2,086	2,166
介護老人保健施設	876	876	872	796
介護医療院	0	34	113	189
介護専用型以外の 特定施設	1,239	1,544	1,952	1,981
認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	372	445	496	496

【施設整備数】

単位：床

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	0	0	80
介護老人保健施設	0	0	0
介護医療院	0	0	76
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)	0	0	0
特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム)	0	0	29

※表記の年度は公募の採択等による事業着手年度となり、施設開設年度とは異なります。

【施設サービス見込み量】

単位：人

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設(地域密着型施設含む)	1,798	1,979	1,979
介護老人保健施設	793	793	717
介護医療院	105	105	181
施設サービス等利用者 合計	2,696	2,877	2,877

4) 地域密着型サービス利用者数・利用回数等の見込み

地域密着型サービスの見込み量については過去の給付実績などをもとに算出しています。要介護認定者数の推計より、認定者数の増加が予測されることから、各サービスについて増加を見込んでいます。

また、施設整備数については、施設サービス（P78）同様、在宅生活が困難になった要介護高齢者のセーフティネットとしての施設サービスの位置づけを踏まえ、整備数を算出しています。

【地域密着型サービス見込み量】

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数(人/月)	224	225	231
夜間対応型訪問看護	利用者数(人/月)	13	12	12
認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	利用者数(人/月)	187	189	193
	利用回数(回/月)	1,914	1,936	1,976
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	利用者数(人/月)	94	94	97
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	利用者数(人/月)	463	472	485
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	50	50	50
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数(人/月)	87	87	87
地域密着型通所介護	利用者数(人/月)	1,932	1,963	2,014
	利用回数(回/月)	16,782	17,044	17,469

【施設整備数】

単位：床

サービスの種類	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	0	0	0

※表記の年度は公募の採択等による事業着手年度となり、施設開設年度とは異なります。

3. 地域支援事業

1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合でも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

区 分		主 な 事 業 名	
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	○訪問型サービス ○通所型サービス ○介護予防ケアマネジメント	
	一般介護予防事業	○西宮いきいき体操 ○シニアサポート事業 ○共生型地域交流拠点運営等補助事業 ○みみより広場事業 ○リハビリテーション専門職による ケアマネジメント支援事業	
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援業務	○地域包括支援センター運営事業
		権利擁護業務	○地域包括支援センター運営事業 ○高齢者虐待防止ネットワーク事業
		包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	○地域包括支援センター運営事業
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	○在宅医療・介護連携推進事業
		生活支援体制整備事業	○生活支援体制整備事業
		認知症総合支援事業	○認知症地域ケア推進事業
			○認知症初期集中支援事業
地域ケア会議推進事業	○地域ケア会議推進事業		
任意事業	介護給付等費用適正化事業	○介護給付等費用適正化事業	
	家族介護支援事業	○家族介護慰労金支給事業 ○認知症高齢者等位置探索サービス事業 ○認知症SOSメール配信事業	
	その他の事業	○成年後見制度利用支援事業 ○住宅改修サービス支援事業 ○認知症地域ケア推進事業 ○介護相談員派遣事業 ○高齢者住宅等安心確保事業 ○地域自立生活支援事業	

【介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の内容】

事業名	事業の内容
訪問型サービス	<p>【予防専門型訪問サービス】</p> <p>指定事業者のホームヘルパーが要支援認定者・事業対象者の家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話をするサービス。(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)</p>
	<p>【家事援助限定型訪問サービス】</p> <p>指定事業者の介護予防・生活支援員が要支援認定者・事業対象者の家庭を訪問して、掃除・洗濯・買い物などの家事の援助をするサービス。(旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス)</p>
	<p>【共生型予防専門型訪問サービス】</p> <p>障害福祉サービスにおいて居宅介護の指定を受ける事業所が、旧介護予防訪問介護の基準を緩和した基準により指定を受けて行う訪問型サービス。(旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス)</p>
通所型サービス	<p>【予防専門型通所サービス】</p> <p>指定事業者がデイサービスセンターなどで要支援認定者・事業対象者を対象として、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。(旧介護予防通所介護に相当するサービス)</p>
	<p>【共生型予防専門型通所サービス】</p> <p>障害福祉サービスにおいて生活介護の指定を受ける事業所等が、旧介護予防通所介護の基準を緩和した基準により指定を受けて行う通所型サービス。(旧介護予防通所介護の基準を緩和したサービス)</p>
介護予防ケアマネジメント	<p>【介護予防ケアマネジメントA】</p> <p>地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が、要支援認定者・事業対象者の介護予防・生活支援サービスの利用計画(介護予防ケアプラン)の作成等を行う。(介護予防支援相当の介護予防ケアマネジメント)</p>

【介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の内容】

事業名	事業の内容
西宮いきいき体操	介護予防に関する取組が地域で展開されるよう、西宮いきいき体操の普及や自主的に活動するグループへの支援、活動を支援する人材の育成を実施。
シニアサポート事業	利用会員と提供会員からなる高齢者相互の有償ボランティア制度で、地域ボランティア人材の養成と支援活動の促進を図り、社会参加活動を通じての介護予防を目的とした事業。
共生型地域交流拠点運営等補助事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域住民の誰もが集うことができる常設の「共生型地域交流拠点」の運営費用等を補助。
みみより広場事業 (介護予防健康講座事業)	地域の高齢者や高齢者関係団体に対して介護予防や認知症予防、高齢者にかかわる生活情報に関する情報提供や講座を実施。
リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業	リハビリテーション専門職がケアプラン作成者と利用者宅を訪問し、利用者のよりよいケアマネジメントが行えるようケアプラン作成者に対して具体的な対応策に関する助言・提案を実施。

【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容】

事業名	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターにおいて総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築等の業務を実施。
高齢者虐待防止ネットワーク事業	市、保健・医療・福祉の関係機関及び関係者により、高齢者虐待防止に対する取組方法の検討や個別事例の検討などを実施。

【包括的支援事業（社会保障充実分）の内容】

事業名	事業の内容
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護関係者の連携を進め、多職種が協働できる体制を構築。
生活支援体制整備事業	【生活支援コーディネーター設置事業】 日常生活上の多様な支援体制の充実を図るため福祉人材等の資源開発やネットワークの構築を担う生活支援コーディネーターを設置。
	【介護予防・生活支援員養成研修】 介護人材のすそ野を拡大するため、家事援助限定型訪問サービスの担い手「介護予防・生活支援員」の養成研修を実施。
	【地域福祉人材養成事業】 地域における様々な福祉活動を推進するための担い手となる「地域福祉人材」の養成研修を実施。
認知症初期集中支援事業	認知症の人やその家族に早期に関わり、自立生活のサポートを行うことで、認知症の人を適切な医療・介護等につなげる初期の対応体制を構築。
認知症地域ケア推進事業	認知症地域支援推進員を設置し、認知症に関する相談支援・広報・啓発・支援機関向け研修の企画運営、本人や家族への支援を実施。
地域ケア会議推進事業	高齢者の生活の質の向上をめざして、個別ケースの検討から地域課題を抽出し分析・検討するなど、高齢者の支援にかかわる諸活動を総合的に調整、推進するため地域ケア会議を実施。

【任意事業の内容】

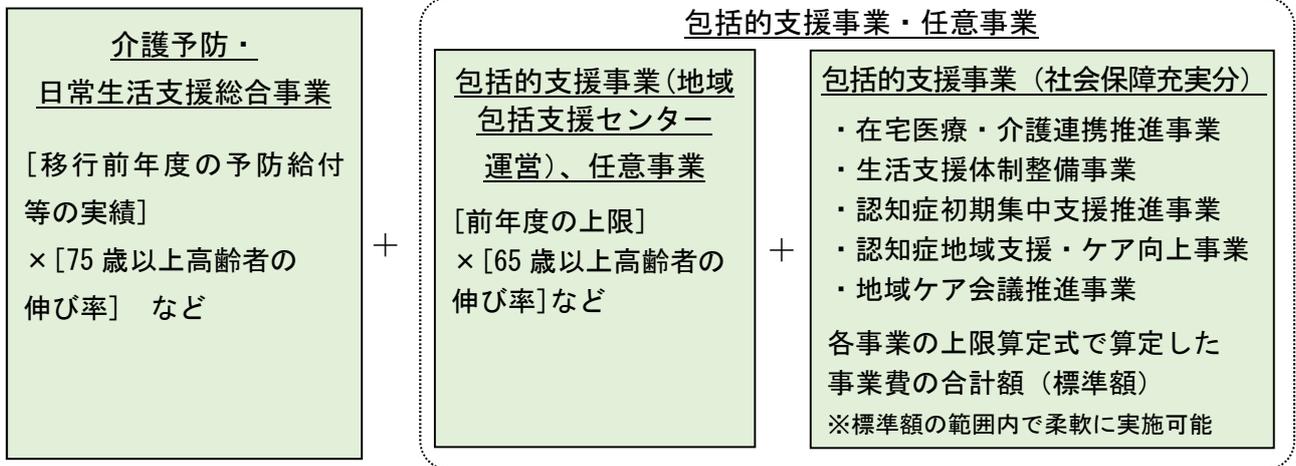
事業名	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	【認定調査状況チェック】 保健師等が認定調査票のチェックを行い、訪問調査員に調査内容の個別指導を実施。
	【ケアプランの点検】 居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、基準違反等の確認を行うとともに、外部の専門家によるケアプラン検討を実施。
	【住宅改修等の点検】 住宅改修申請時に、書面で工事内容や工事見積書の点検等を行い、必要に応じて実態確認を行う。

事業名	事業の内容
介護給付等費用適正化事業 (つづき)	<p>【医療情報との突合・縦覧点検】 国保連合会から提供される介護報酬請求疑義データについて確認を行い、請求誤りと判断されたものについて、介護給付費の返還を求める。</p>
	<p>【給付実績を活用した分析・検証事業】 給付実績を活用して、不適切な介護給付や介護サービス事業者の調査を行う。</p>
	<p>【介護サービス事業者適正化支援事業】 介護サービス事業者や介護支援専門員(ケアマネジャー)が、適切なサービスを提供するうえで必要な情報提供のための事業者説明会や研修を実施。</p>
家族介護慰労金支給事業	要介護4又は5の市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族に対して、過去1年間介護サービスを利用していない場合に、家族介護慰労金を支給。
認知症地域ケア推進事業 (認知症高齢者等位置探索サービス事業)	認知症により行方不明となる可能性がある高齢者等を介護している家族等に、位置探索システム専用端末機を貸出す。
認知症地域ケア推進事業 (認知症SOSメール配信事業)	認知症により行方不明になるおそれのある人を事前登録し、行方不明になった際に、早期発見につながるよう捜索協力者に対して行方不明者の情報を電子メールで配信。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と市が認める人で、申立を行うものがない人に対する市長による審判のための申立と、助成を受けなければ利用が困難な場合に、申立費用及び報酬の一部又は全部を助成。
住宅改修サービス支援事業	居宅介護支援を受けていない利用者が介護保険の住宅改修を行った場合、住宅改修の理由書について1件につき2,000円(税抜き)を作成手数料として支給。
認知症地域ケア推進事業 (認知症サポーター養成講座)	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」の養成講座を実施。
介護相談員派遣事業	介護老人福祉施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護相談員を派遣。
高齢者住宅等安心確保事業 (LSA)	市営・県営住宅のシルバーハウジング仕様の住宅に入居した高齢者に対し、緊急通報システムを利用した安否確認や訪問等による生活相談を実施。
地域自立生活支援事業	在宅での生活が不安な高齢者等に、緊急時に通報する機器を貸与する。通報時には24時間対応の受信センターにつながり、そこより消防署等の関係機関への連絡及び駆け付け等の対応を行う。また24時間対応の健康相談や月に1回の安否確認連絡も実施する。

2) 地域支援事業費の上限

地域支援事業の事業費については、地域支援事業の実績や、国の示す上限設定を踏まえ見込みます。なお、地域支援事業の上限は、以下のように設定されています。

【地域支援事業の上限】



4. 保健福祉事業

保健福祉事業は、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもので、第1号被保険者の保険料が財源となります。

事業名	事業の内容
介護用品支給事業	要介護4又は5の市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族に対して、紙おむつなどの介護用品を支給。

第7章 介護サービス給付費及び保険料

1. 介護サービス給付費の推計

1) 介護給付費の推計

要介護1～5の人に対する介護給付として「居宅介護サービス」「地域密着型介護サービス」「施設サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

【介護給付費推計】

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護サービス 小計	17,351,033	17,907,298	18,326,624
訪問介護	5,260,906	5,350,812	5,457,643
訪問入浴介護	216,272	217,906	223,636
訪問看護	2,071,356	2,101,832	2,143,159
訪問リハビリテーション	192,175	194,199	200,566
居宅療養管理指導	794,415	805,956	825,659
通所介護	2,625,335	2,671,691	2,737,036
通所リハビリテーション	822,662	825,661	858,282
短期入所生活介護	1,007,385	1,020,318	1,043,293
短期入所療養介護(老健)	132,292	132,266	136,839
短期入所療養介護(病院等)	6,229	6,236	6,236
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2,916,779	3,257,031	3,337,680
福祉用具貸与	1,204,221	1,222,489	1,252,526
特定福祉用具購入費	41,373	41,268	43,504
住宅改修費	59,633	59,633	60,565
地域密着型介護サービス 小計	4,612,806	4,674,619	4,779,318
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	501,761	503,218	515,057
夜間対応型訪問介護	13,485	12,248	12,248
認知症対応型通所介護	271,078	274,443	279,791
小規模多機能型居宅介護	221,791	222,071	228,415
認知症対応型共同生活介護	1,555,877	1,587,836	1,631,713
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	321,486	321,893	321,893
地域密着型通所介護	1,564,293	1,589,669	1,626,960
看護小規模多機能型居宅介護	163,035	163,241	163,241
居宅介護支援	1,892,325	1,923,844	1,967,535
施設サービス 小計	9,184,292	9,806,500	9,877,294
介護老人福祉施設	5,762,897	6,380,775	6,380,775
介護老人保健施設	2,934,271	2,937,985	2,656,107
介護医療院	487,124	487,740	840,412
合計【介護給付費】	33,040,456	34,312,261	34,950,771

2) 介護予防給付費の推計

要支援1、2の人に対する予防給付として、「介護予防サービス」「地域密着型介護予防サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

【介護予防給付費推計】

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス 小計	1,512,269	1,560,824	1,586,073
介護予防訪問入浴介護	322	322	322
介護予防訪問看護	370,307	378,015	384,701
介護予防訪問リハビリテーション	78,969	80,440	81,811
介護予防居宅療養管理指導	87,801	89,346	90,780
介護予防通所リハビリテーション	313,455	319,362	324,664
介護予防短期入所生活介護	9,396	9,408	9,408
介護予防短期入所療養介護(老健)	2,893	2,897	2,897
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	280,212	305,281	309,663
介護予防福祉用具貸与	262,424	267,554	272,234
特定介護予防福祉用具購入費	20,571	21,188	21,491
介護予防住宅改修費	85,919	87,011	88,102
地域密着型介護予防サービス 小計	9,400	9,411	9,411
介護予防認知症対応型通所介護	2,885	2,889	2,889
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,031	1,032	1,032
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,484	5,490	5,490
介護予防支援	256,126	261,051	265,396
合計【予防給付費】	1,777,795	1,831,286	1,860,880

3) 標準給付費の推計

介護給付費及び介護予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等を合わせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

【標準給付費推計】

単位：千円

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	33,040,456	34,312,261	34,950,771	42,278,474
介護予防給付費	1,777,795	1,831,286	1,860,880	2,125,547
特定入所者介護サービス費 (財政影響額調整後)	627,641	640,222	654,901	764,544
高額介護サービス費 (財政影響額調整後)	1,022,382	1,042,876	1,066,777	1,242,264
高額医療合算介護サービス費	166,550	169,830	173,097	201,994
審査支払手数料	33,538	34,198	34,856	40,675
合計【標準給付費】	36,668,361	38,030,674	38,741,282	46,653,498

※千円の単位で四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

4) 介護保険料算定にかかる事業費

標準給付費や地域支援事業費、保健福祉事業費を合わせた介護保険料算定にかかる事業費を試算すると、次のようになります。

【介護保険料算定にかかる事業費】

単位：千円

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費	36,668,361	38,030,674	38,741,282	46,653,498
地域支援事業費	2,521,178	2,736,859	2,727,002	3,290,543
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,731,932	1,818,321	1,811,780	2,242,359
包括的支援事業・任意事業費	789,246	918,538	915,222	1,048,184
保健福祉事業費	11,427	11,427	11,427	11,427
合計	39,200,966	40,778,960	41,479,711	49,955,468

※千円の単位で四捨五入しているため、合計値が合わないことがあります。

2. 保険給付費等の負担割合について

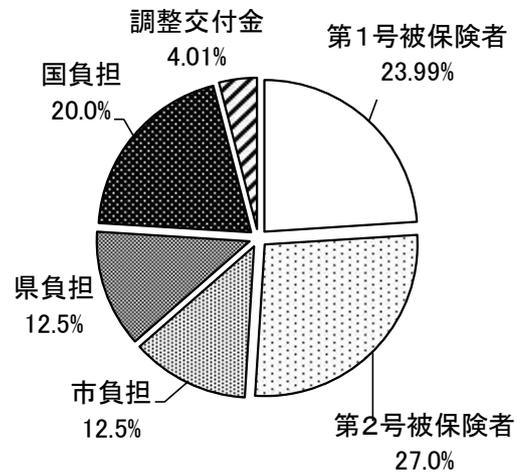
1) 保険給付費の負担割合

介護保険では、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担（国25.0%、県12.5%、市12.5%、ただし、施設分については、国20.0%、県17.5%）し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、令和6年度（2024年度）からの第9期計画期間においては、第1号被保険者は23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。（第8期計画と同様）

ただし、国負担分のうち5%相当分については、高齢者の年齢構成や所得段階区分の割合を勘案して保険者ごとに調整されたものが調整交付金として交付されます。なお、本市では、この割合を4.01%としています。そのため、実際の第1号被保険者の割合23.0%に調整交付金の割合である5%から4.01%を差し引いた0.99%が上乗せされ、23.99%となります。

保険給付費の負担割合（施設分を除く）



2) 地域支援事業費の負担割合

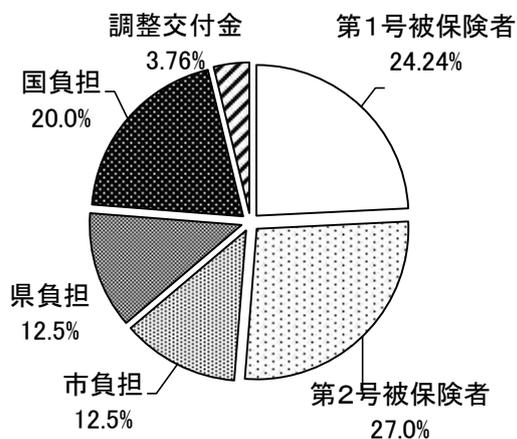
<介護予防・日常生活支援総合事業費>

介護予防事業に要する費用の50.0%を公費、残り50.0%を保険料で負担します。国負担分のうち、5%相当分については、調整交付金として交付されます。そのため、第1号被保険者の負担割合は保険給付費の負担割合と同じ24.24%、第2号被保険者の負担割合は27.0%となります。

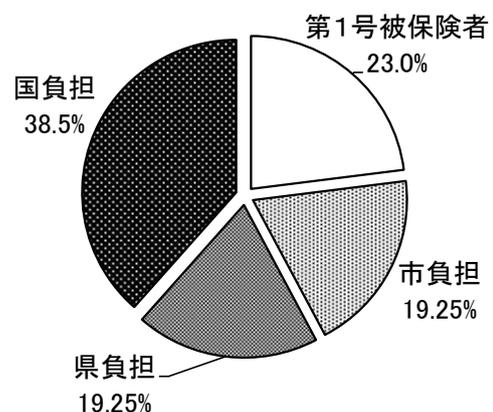
<包括的支援事業費・任意事業費>

包括的支援事業・任意事業に要する費用の77.0%を公費、残り23.0%を第1号被保険者が負担します。

介護予防・日常生活支援総合事業費の負担割合



包括的支援事業費・任意事業費の負担割合



3. 第1号被保険者の保険料

1) 第1号被保険者が負担すべき費用（保険料収納必要額の見込み）

「保険料収納必要額」とは、第9期介護保険事業運営期間（令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度））において、第1号被保険者の保険料として確保することが必要な額です。

各年度における介護保険事業に要する費用の見込み額（「標準給付費」＋「地域支援事業費」）の23%が「第1号被保険者負担相当額」となりますが、それに「標準給付費」と「介護予防・日常生活支援総合事業費」に対する調整交付金の全国平均（5.0%）との差額分（0.99%）と保険料減免額を加え、介護給付費準備基金の取崩し見込み額を差し引いて「保険料収納必要額」を算出します。

※1 第1号被保険者負担相当額 27,962,112,715円	+	※2 調整交付金相当額 5,940,117,464円	-	※3 調整交付金見込額 4,507,091,000円	=	① 29,395,139,180円
① 29,395,139,180円	-	※4 介護給付費準備基金 取崩額 1,720,000,000円	-	保険者機能強化推進 交付金等 94,156,000円	=	②保険料 収納必要額 27,580,983,180円
②保険料収納必要額 27,580,983,180円	÷	※5 収納率 98.00%	÷	※6 補正後の被保険者数 366,449人	=	③年額保険料 76,800円
③年額保険料 76,800円	÷	12か月	=	月額保険料 6,400円		

- ※1 「第1号被保険者負担相当額」は、「標準給付費」と「地域支援事業費」の23%、保健福祉事業の100%にあたります。
 ※2 「調整交付金相当額」は、「標準給付費」と「介護予防・日常生活支援総合事業費」の5%にあたります。
 ※3 「調整交付金見込額」は、調整交付金として支給される見込み額にあたります。本市では調整交付金の割合を4.25%と推計しています。なお、「調整交付金見込額」は年度ごとに算定し、1,000円未満の端数は四捨五入となります。
 ※4 「介護給付費準備基金」は急激な保険給付費増等に対応できるよう、第1号被保険者の保険料を積み立てているものです。
 ※5 「収納率」は、保険料減免（約2,100万円）を勘案した割合です。
 ※6 「補正後の被保険者数」とは、所得段階別に加入割合を補正した後の被保険者数のことです。
 ※端数処理の関係で、算出手順による計算とその合計は一致しない場合があります

2) 第8期計画期間の状況

本市においては、第8期計画期間の保険料基準額を月額5,600円としており、保険料段階の状況は次のようになっています。

【第8期介護保険料段階区分別の保険料一覧】

段階（保険料率）	対象者	保険料
第1段階 (基準額×0.50)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下 	33,600円 (月額2,800円)
		軽減後 (基準額×0.3) 20,200円 (月額1,683円)
第2段階 (基準額×0.625)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	42,000円 (月額3,500円)
		軽減後 (基準額×0.5) 33,600円 (月額2,800円)
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超	50,400円 (月額4,200円)
		軽減後 (基準額×0.7) 47,100円 (月額3,925円)
第4段階 (基準額×0.875)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	58,800円 (月額4,900円)
第5段階 (基準額×1.00)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者があり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超	67,200円 (月額5,600円)
第6段階 (基準額×1.125)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	75,600円 (月額6,300円)
第7段階 (基準額×1.20)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	80,600円 (月額6,717円)
第8段階 (基準額×1.45)	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	97,400円 (月額8,117円)
第9段階 (基準額×1.55)	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	104,200円 (月額8,683円)
第10段階 (基準額×1.70)	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	114,200円 (月額9,517円)
第11段階 (基準額×1.85)	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満	124,300円 (月額10,358円)
第12段階 (基準額×2.00)	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	134,400円 (月額11,200円)
第13段階 (基準額×2.15)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	144,500円 (月額12,042円)
第14段階 (基準額×2.30)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上	154,600円 (月額12,883円)

3) 保険料設定

第9期計画期間の保険料段階については、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制すること、負担能力に応じた負担の観点から、課税所得段階（6段階以上）の多段階化、高所得者の基準割合の引上げを行いました。

【第9期における保険料段階設定】

段階 (保険料率)	対象者	保険料
第1段階 (基準額×0.455)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	34,900円 (月額2,908円)
		軽減後(基準額×0.285) 21,900円 (月額1,825円)
第2段階 (基準額×0.685)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	52,600円 (月額4,383円)
		軽減後(基準額×0.485) 37,300円 (月額3,108円)
第3段階 (基準額×0.69)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超	53,000円 (月額4,471円)
		軽減後(基準額×0.685) 52,700円 (月額4,392円)
第4段階 (基準額×0.875)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がおり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	67,200円 (月額5,600円)
第5段階 (基準額×1.00)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がおり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超	76,800円 (月額6,400円)
第6段階 (基準額×1.15)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	88,300円 (月額7,358円)
第7段階 (基準額×1.225)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	94,100円 (月額7,842円)
第8段階 (基準額×1.45)	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	111,400円 (月額9,283円)
第9段階 (基準額×1.60)	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	122,900円 (月額10,242円)
第10段階 (基準額×1.80)	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	138,200円 (月額11,517円)
第11段階 (基準額×2.00)	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	153,600円 (月額12,800円)
第12段階 (基準額×2.20)	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	169,000円 (月額14,083円)
第13段階 (基準額×2.40)	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上830万円未満	184,300円 (月額15,358円)
第14段階 (基準額×2.50)	本人が市民税課税で合計所得金額が830万円以上1,000万円未満	192,000円 (月額16,000円)
第15段階 (基準額×2.60)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	199,700円 (月額16,642円)
第16段階 (基準額×2.70)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	207,400円 (月額17,283円)
第17段階 (基準額×2.80)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	215,000円 (月額17,917円)
第18段階 (基準額×2.90)	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	222,700円 (月額18,558円)

※保険料の月額、年額は、年額を12か月で割った値（円未満は四捨五入）であり、目安の値です。

【保険料段階区分別被保険者数の推計と構成比】

単位：人

保険料段階	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計	構成比
第1段階 (基準額×0.455)	23,006	23,134	23,262	69,402	19.2%
第2段階 (基準額×0.685)	10,465	10,523	10,581	31,569	8.8%
第3段階 (基準額×0.69)	10,042	10,098	10,153	30,293	8.4%
第4段階 (基準額×0.875)	13,096	13,169	13,241	39,506	11.0%
第5段階 (基準額)	12,662	12,732	12,803	38,197	10.6%
第6段階 (基準額×1.15)	11,049	11,111	11,172	33,332	9.2%
第7段階 (基準額×1.225)	18,352	18,455	18,556	55,363	15.4%
第8段階 (基準額×1.45)	9,290	9,342	9,393	28,025	7.8%
第9段階 (基準額×1.60)	3,952	3,974	3,996	11,922	3.3%
第10段階 (基準額×1.80)	1,974	1,985	1,996	5,955	1.7%
第11段階 (基準額×2.00)	989	995	1,000	2,984	0.8%
第12段階 (基準額×2.20)	663	666	670	1,999	0.6%
第13段階 (基準額×2.40)	546	549	552	1,647	0.5%
第14段階 (基準額×2.50)	587	590	594	1,771	0.5%
第15段階 (基準額×2.60)	537	540	543	1,620	0.4%
第16段階 (基準額×2.70)	529	531	534	1,594	0.4%
第17段階 (基準額×2.80)	576	579	582	1,737	0.5%
第18段階 (基準額×2.90)	1,242	1,250	1,257	3,749	1.0%
合計被保険者数	119,557	120,223	120,885	360,665	100%

4. 低所得高齢者への対策

1) 低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業

今後も保険料の上昇が見込まれる中、制度を持続可能なものにするためには、低所得者も保険料を負担することを可能にする必要があります。このため、消費税率が10%に引上げられたことに伴い、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、本市でも軽減を行っています。

		軽減前		軽減後
第1段階	保険料率	0.455 (34,900円)	⇒	0.285 (21,900円)
第2段階	保険料率	0.685 (52,600円)	⇒	0.485 (37,300円)
第3段階	保険料率	0.69 (53,000円)	⇒	0.685 (52,700円)

2) 保険料の市独自減免の実施

本市においては、収入要件や資産状況に着目することで、課税層であっても生活困窮減免の要件に該当する方を対象に、減免を行っています。

【第9期計画期間の保険料減免の割合】

減免対象者		第9期計画期間				
		保険料段階	減免前 (基準額×)	公費による軽減後 (基準額×)	減免後 (基準額×)	
①	老齢福祉年金受給者	第1段階	0.455	0.285	0.2	
②	外国人等高齢者特別給付金受給者	第1段階	0.455	0.285	0.2	
		第2段階	0.685	0.485	0.2	
		第3段階	0.69	0.685	0.2	
③	市民税世帯非課税で、市民税課税者の扶養となっていないなどの条件に該当する生活困窮者	ア) 世帯の年間収入の合計が80万円以下(世帯員が1人増えるごとに25万円加算)	第1段階	0.455	0.285	0.2
		第2段階	0.685	0.485	0.2	
		第3段階	0.69	0.685	0.2	
		イ) 世帯の年間収入の合計が150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)	第3段階	0.69	0.685	0.4
④	市民税世帯課税及び市民税本人課税の生活困窮者	③のア)と同様	第4段階	0.875	—	0.2
			第5段階	1.00	—	0.2
			第6段階	1.15	—	0.2
		③のイ)と同様	第7段階	1.225	—	0.2
			第4段階	0.875	—	0.4
			第5段階	1.00	—	0.4
			第6段階	1.15	—	0.4
		第7段階	1.225	—	0.4	

※基準額×0.2：15,400円（年額） 基準×0.4：30,700円（年額）

第8章 計画の推進体制

1. 推進体制

1) 庁内の推進体制

本計画は、令和22年（2040年）を念頭にした「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療分野のみならず、住まい、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間などの総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の推進にあたっては、健康福祉局を中心に庁内の多様な関連部局が、本計画の目的（基本理念）と施策・事業の関係を共有し、相互の役割・機能を認識しつつ、関連する施策・事業を推進していきます。

2) 様々な活動主体等との協働体制

本計画は、市の行政計画であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域の様々な主体の協働により、地域全体で高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

また、地域共生社会の実現と令和22年（2040年）への備えに取り組むために、包括的な支援体制の整備や地域の特性に応じた認知症施策、医療・介護連携などに推進していく必要があります。

さらに、横断的な取組の展開に向けて、関係団体や関係機関をはじめ、地域の様々な主体との連携が強化し、それらの活動主体の連携・協働による計画の推進をめざします。

(1) 市（行政）

市は、庁内関連部局の連携の下、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保・育成への支援に努めるとともに、計画の進行管理を行います。

また、地域における様々な活動主体の発掘・育成や活動支援、連携強化に努めます。

(2) 市民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自ら健康づくりや介護予防に積極的に取り組むとともに、生きがいを持って積極的に社会参加・参画を行うことが望まれます。

また、認知症や高齢者虐待など高齢者及び介護家族を取り巻く様々な事象について正しく理解するとともに、地域社会の一員として、身近な地域における住民同士の支え合いや福祉活動などに積極的に参加・協力していくことが期待されます。

特に、支援が必要な高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援の必要性が増加していることから、高齢者の積極的な社会参加などによる地域づくりを通じて、地域住民が生活支援や介護予防の担い手として活躍することも期待されています。

(3) 関係団体・機関、企業・事業者等

自治会や老人クラブ等の地域団体や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等団体、企業・事業者などにおいては、身近な地域において見守りや交流といった生活支援サービスの提供などの福祉活動を進めることで、地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで柔軟な対応が必要な地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

西宮市社会福祉協議会においては、ボランティア活動の調整役や、福祉コミュニティづくりの推進役として地域福祉を支えていくことが求められています。

専門機関等においては、高齢者が安心して生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた活動・サービスなどが効果的・効率的に提供できるよう努めるとともに、地域の様々な活動主体と連携を図りながら福祉コミュニティづくりを進めていくことが求められています。

(4) サービス提供事業者

介護サービス事業者においては、サービス利用者一人ひとりの状況に配慮しながら利用者本人の意向を尊重しつつ、利用者の自立支援と要介護状態の重度化防止につながるサービスを提供するとともに、家族との間に立って適切なサービスを選択できるよう、情報の提供や相談対応など積極的なサポートが求められます。

また、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上に取り組むことが求められています。

さらに、質の高いサービスを提供するための取組や、地域における福祉活動の推進にあたって、地域の様々な活動主体と連携を図りつつ幅広い地域貢献活動に努めることが期待されています。

3) 兵庫県及び国等との連携

計画の推進にあたっては、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、引き続き、兵庫県及び国との連携を図ります。

2. 計画の進行管理

1) 計画の評価・検証

地域包括ケアシステムの推進に向けて、計画全体や基本施策レベルでの成果指標、重要な取組レベルでの活動指標とともに、保険者機能強化推進交付金・努力支援交付金等に関する評価指標の達成状況などを踏まえ、PDCAサイクルを運用することで、エビデンスに基づいた施策・事業を積極的に推進します。

あわせて、本市における介護サービスの利用者、サービス供給量などの基礎的なデータの収集を行うとともに、市民ニーズや利用者満足度などの質的情報について定期的な収集に努め、計画の実施状況の把握・評価に活用します。

また、計画の評価・検証結果や進捗状況等に関して有識者などから意見を聴取し、計画推進にあたっての問題点、課題の抽出と対応策について検討を行います。

2) 計画の見直し

計画の最終年度にあたる令和8年度（2026年度）は、次期計画策定の年度にあたります。そのため、社会福祉制度をめぐる情勢の変化やそれまでに聴取した意見・提言を取り入れ、必要な見直しを行います。

1. アンケート調査結果等の詳細

1) アンケート調査の実施概要

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を改定するにあたって、高齢者や介護関係者等を対象に以下の調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）

調査対象者	市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人から7,000人を無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
配布・回収状況	配布数：7,000件、有効回収数：4,224件、有効回収率：60.3%

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要支援認定者）

調査対象者	市内在住の65歳以上で要支援認定を受けている人から3,000人を無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
配布・回収状況	配布数：3,000件、有効回収数：1,884件、有効回収率：62.8%

③在宅介護実態調査（要介護認定者、要介護認定者の主な介護者）

調査対象者	市内在住の要介護認定を受けていて在宅で生活をしている人から1,200人無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
	配布数：1,200件、有効回収数：605件、有効回収率：50.4%

④ひとり暮らし高齢者実態把握調査

調査対象者	令和3年度（2021年度）に実施した民生委員・児童委員による高齢者実態把握調査において、ひとり暮らしと報告をうけた方のうち70歳以上で要介護認定を受けていない人から男女各900人無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月18日
配布・回収状況	配布数：1,800件、有効回収数：1,067件、有効回収率：59.3%

⑤ケアマネジャー調査

調査対象者	市内の居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅看護事業所に勤務しているケアマネジャー ※上記事業所（162事業所）に4部ずつ
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月6日
回収状況	333件

⑥高齢者向け住まいに関する調査

調査対象者	令和4年（2022年）12月1日現在、西宮市が把握している住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）40施設
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月6日
配布・回収状況	配布数：40件、有効回収数：21件、有効回収率：52.5%

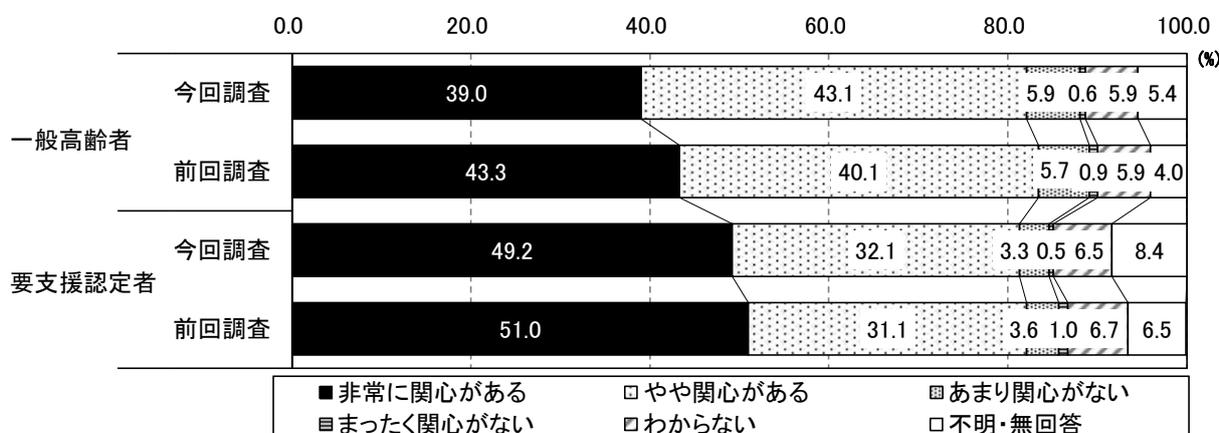
⑦介護人材実態調査

調査対象者	令和5年（2023年）1月1日現在、西宮市内で介護保険サービスを提供している事業所（介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所を含む）
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）2月2日～2月22日
配布・回収状況	配布数：701件、有効回収数：530件、有効回収率：75.6%

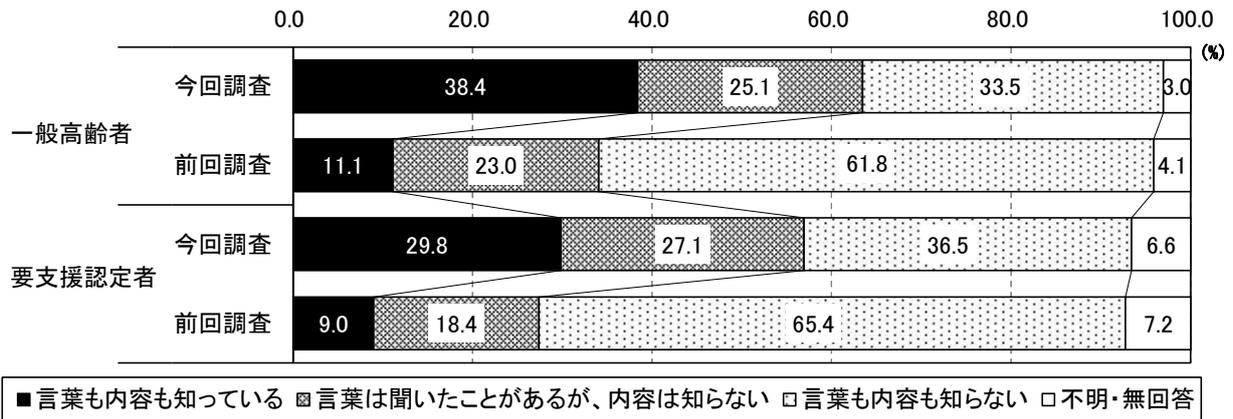
2) アンケート調査の結果概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果概要

①介護予防への関心

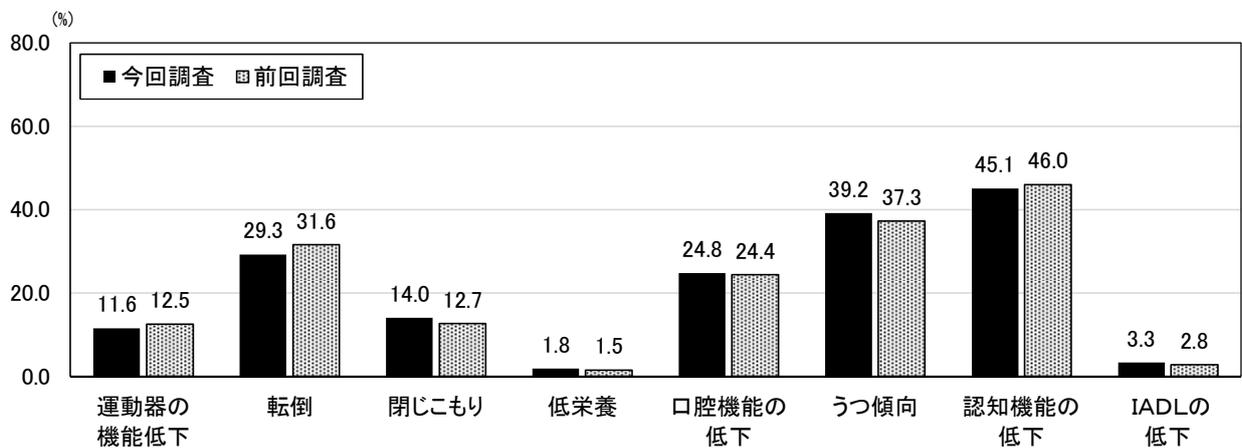


②フレイルの認知状況

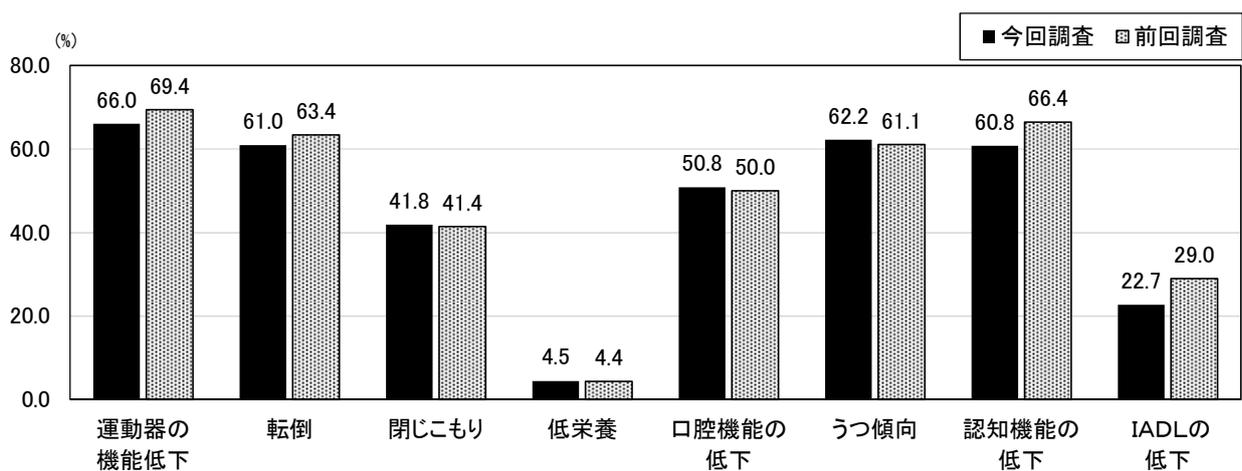


③要介護状態にあるリスク*がある人の割合

一般高齢者



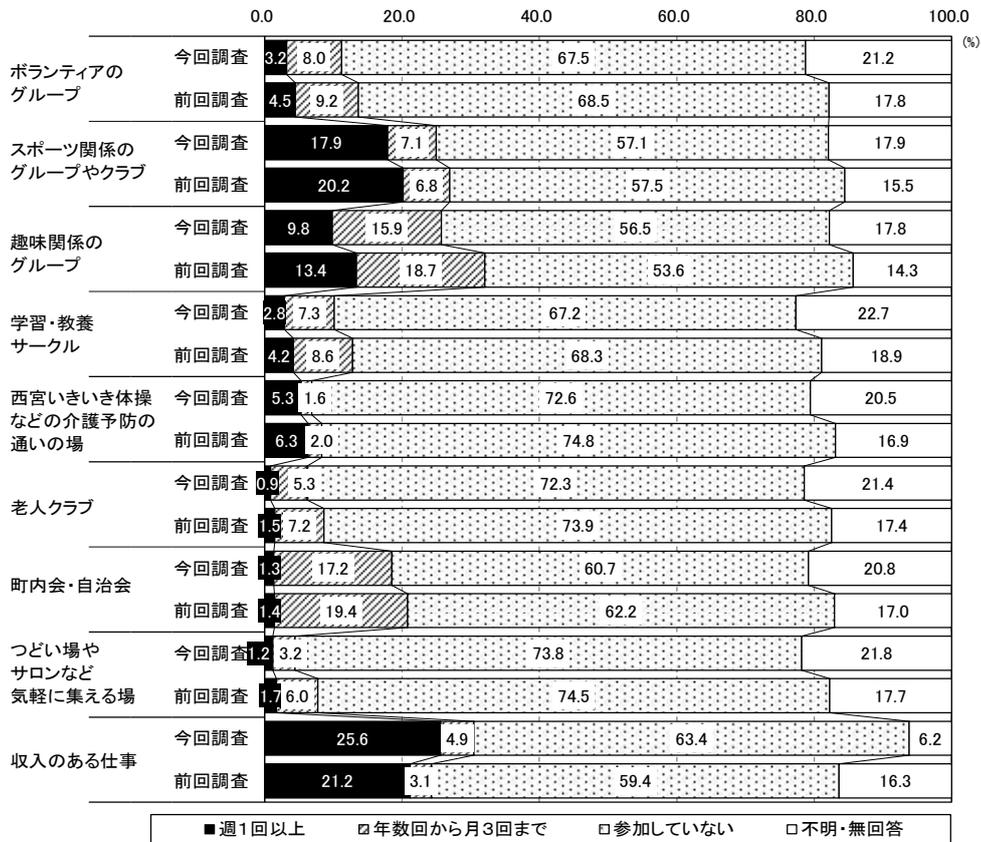
要支援認定者



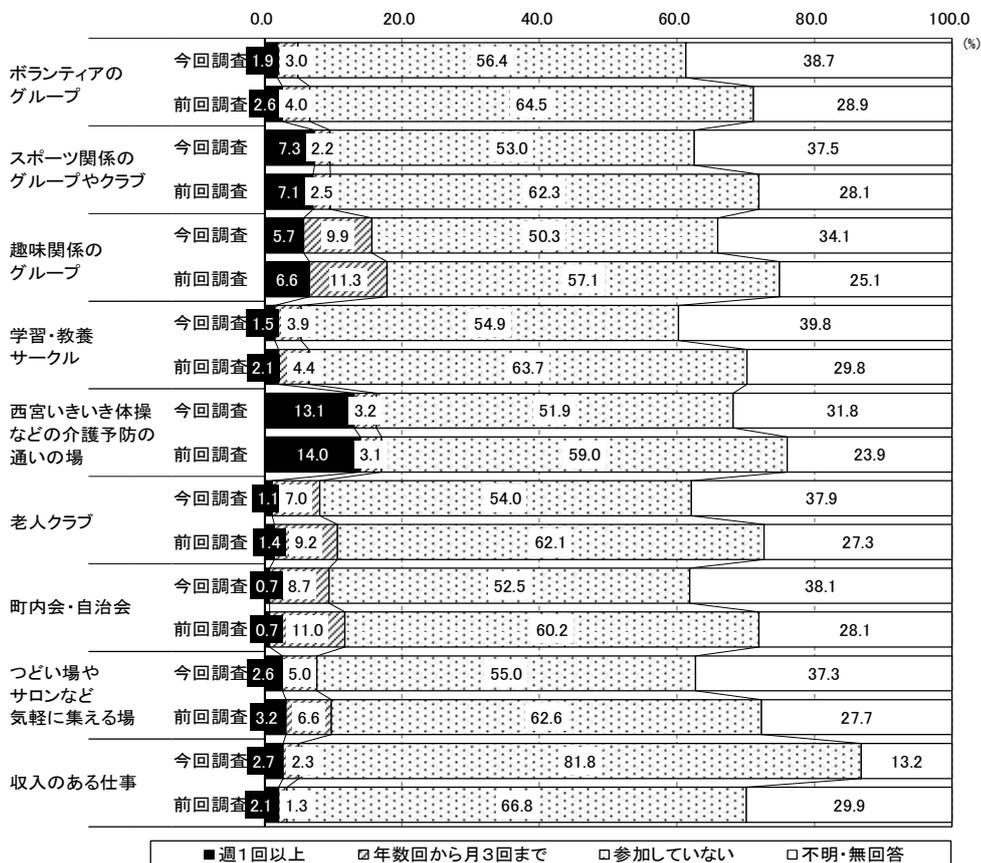
※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から国の手引き等を踏まえ、要介護状態になるリスクを整理

④地域での活動への参加頻度

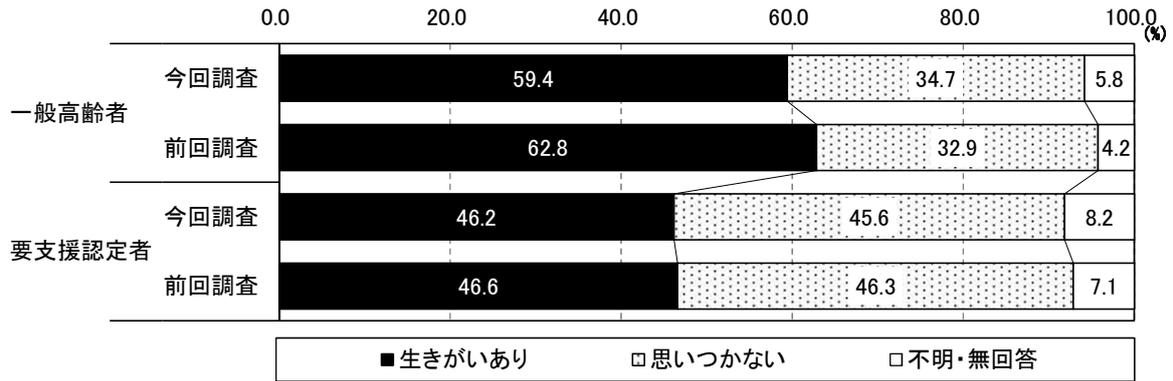
一般高齢者



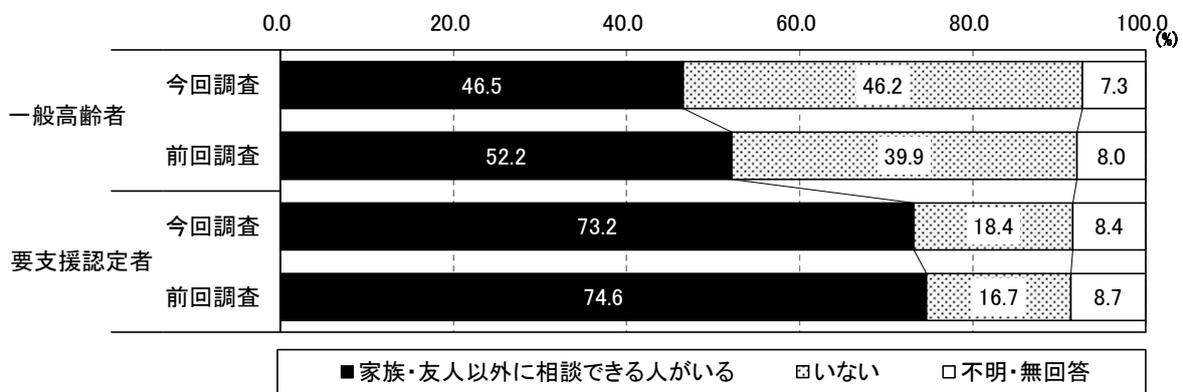
要支援認定者



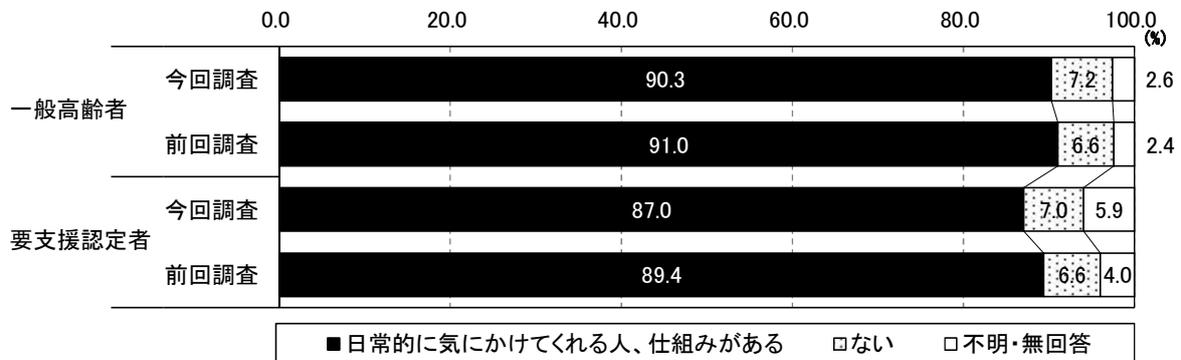
⑤生きがいの有無



⑥家族や友人・知人以外での相談相手について

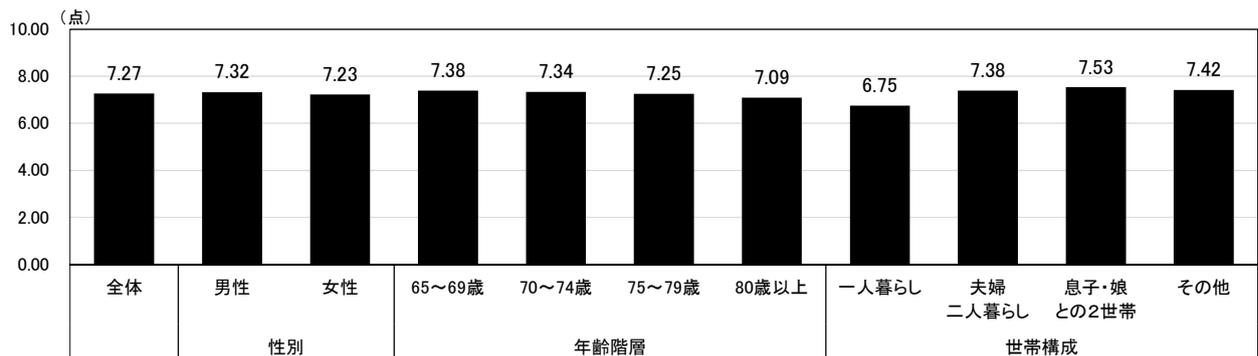


⑦日常的に気にかけてくれる人・何か起きた時に気づいてくれる仕組みの有無

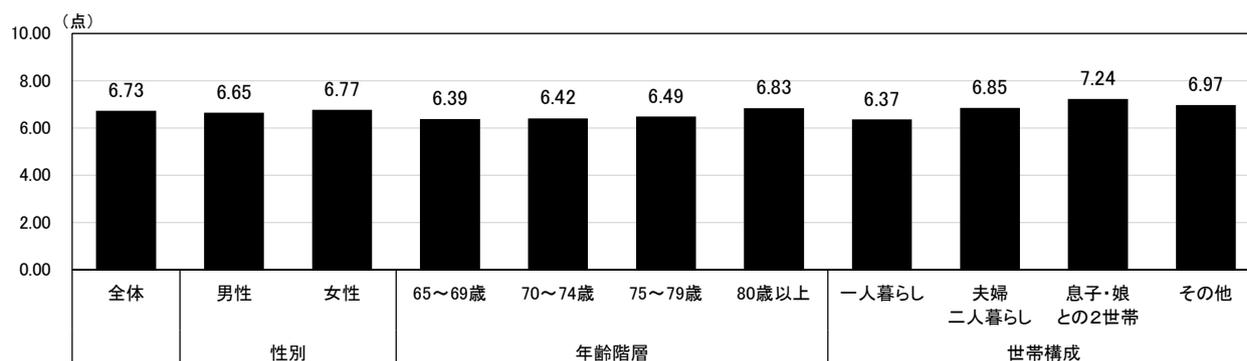


⑧地域で暮らしの安心度 (10点満点)

一般高齢者

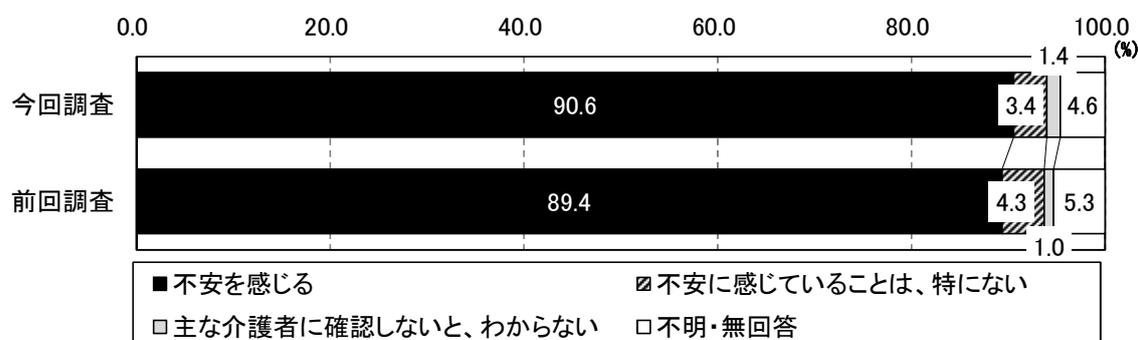


要支援認定者

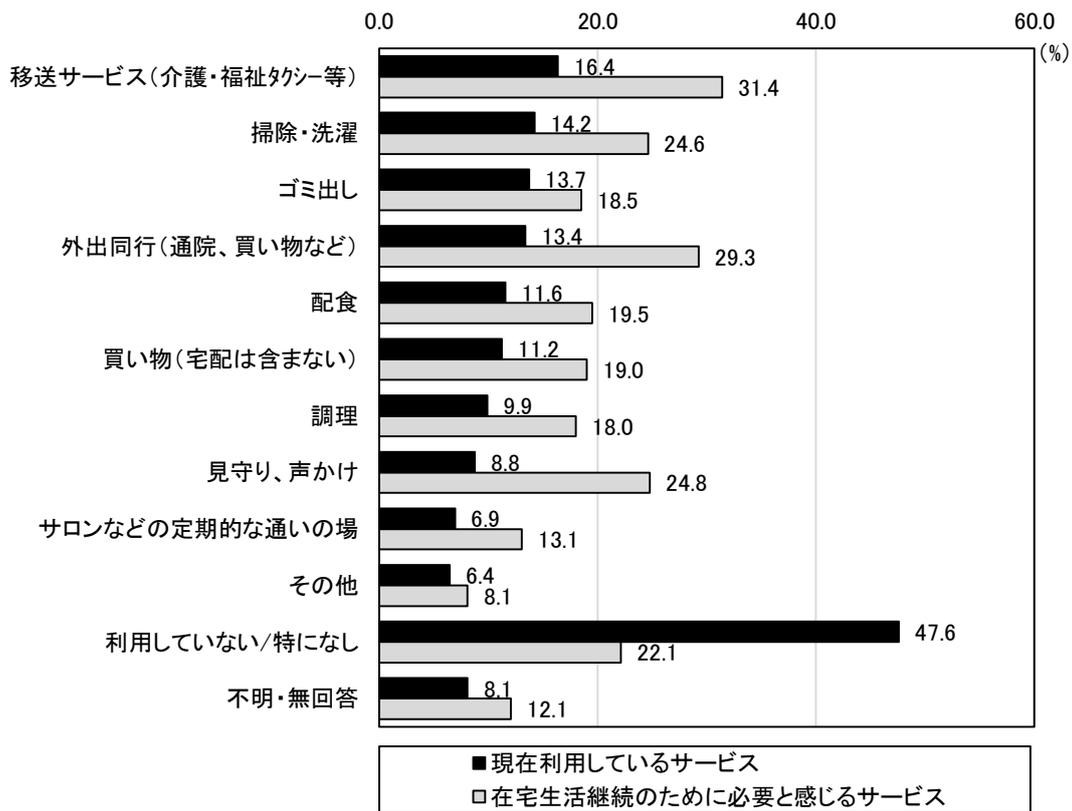


⑨在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安を感じる介護

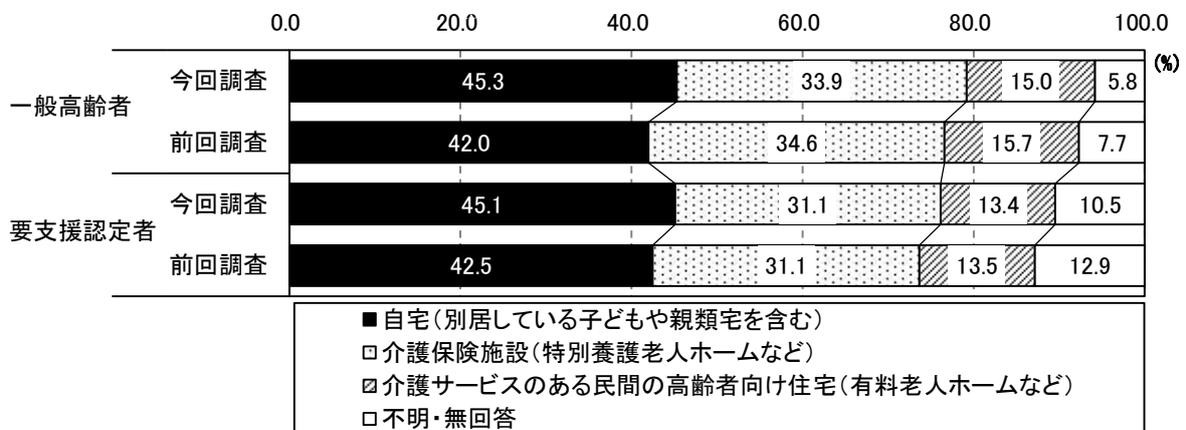
	全体(n=499)	要介護1・2(n=279)	要介護3以上(n=219)
認知症状への対応	39.4	40.5	37.9
夜間の排泄	33.9	26.9	42.9
入浴・洗身	31.7	29.7	34.2
日中の排泄	25.9	20.1	33.3
外出の付き添い、送迎等	25.9	28.7	22.4
食事の準備(調理等)	21.1	21.9	20.1
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	19.9	21.1	18.3
屋内の移乗・移動	16.3	14.7	18.3
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	15.1	18.3	11.0
服薬	13.1	15.4	10.0
衣服の着脱	10.0	9.3	11.0
医療面での対応(経管栄養、スーマ等)	9.8	7.5	12.8
食事の介助(食べる時)	9.2	5.4	14.2
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	7.4	6.8	8.2
その他	6.8	5.7	8.2
不安を感じていることは、特にない	3.4	4.7	1.8
主な介護者に確認しないと、わからない	1.4	2.2	0.5
不明・無回答	4.6	5.4	3.7



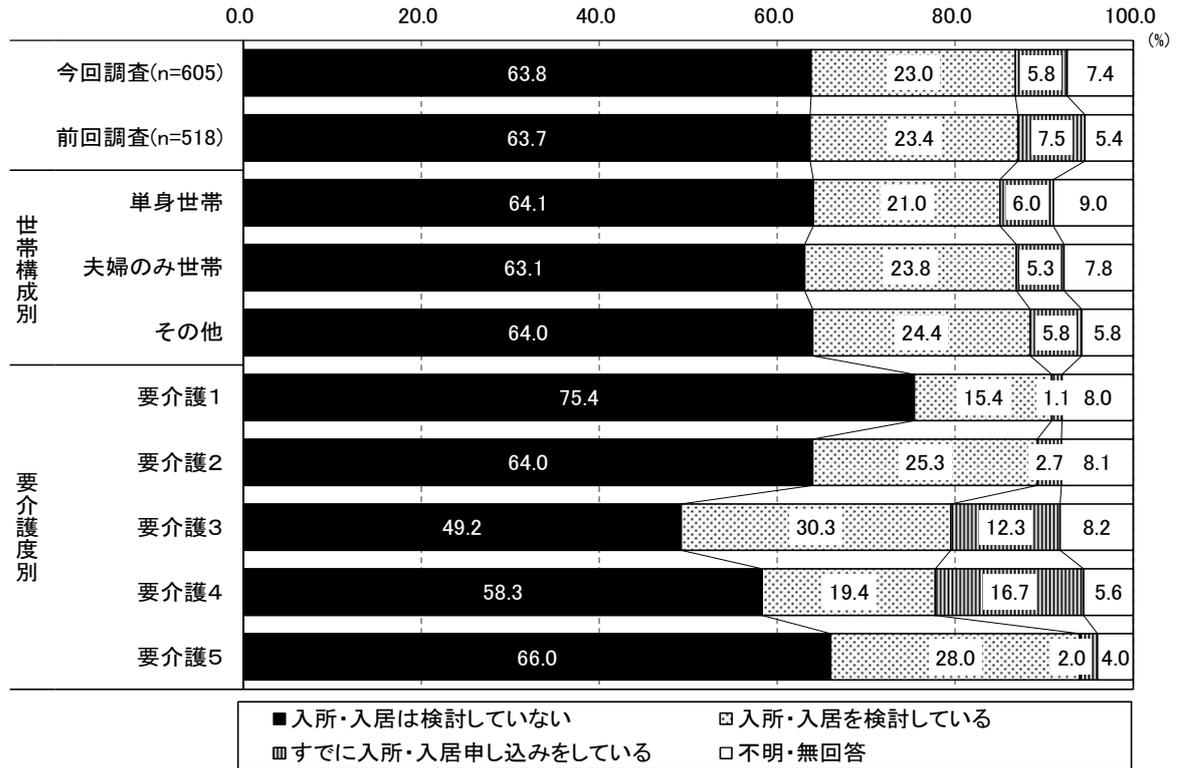
⑩介護保険外の支援・サービスの利用状況、ニーズ（要介護認定者）



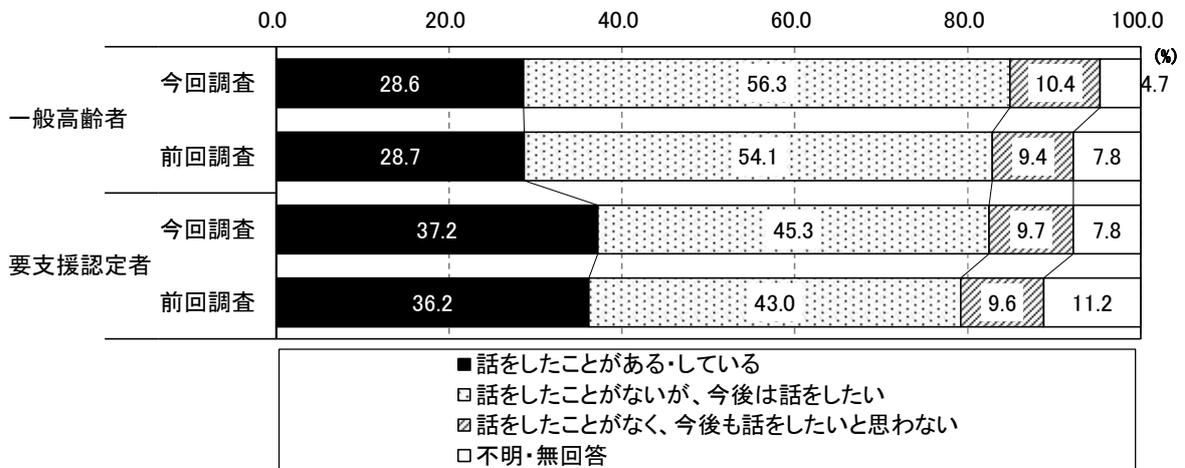
⑪介護が必要になったときに暮らしたい場所



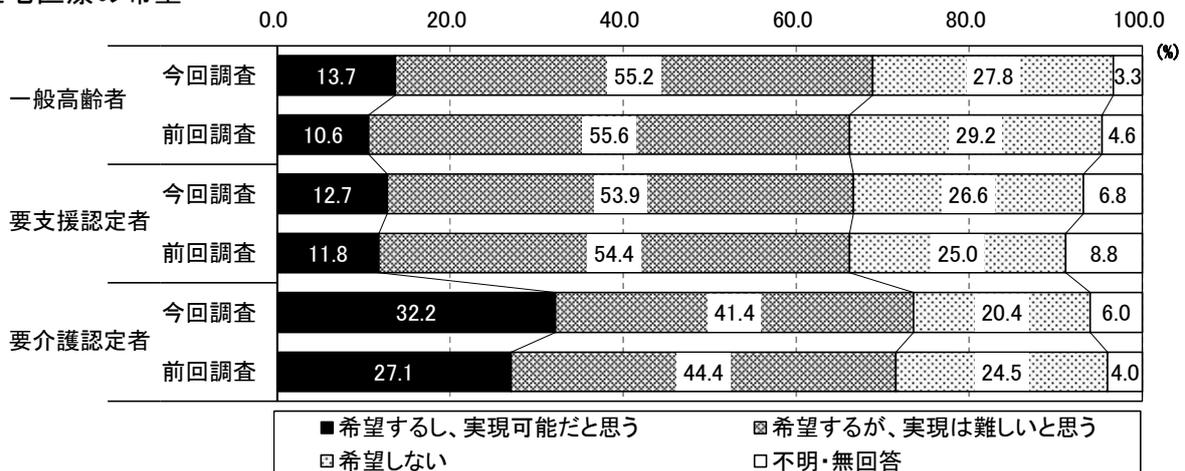
⑫施設等への入所・入居検討状況（要介護認定者）



⑬介護・療養についての家族等との話し合いの状況

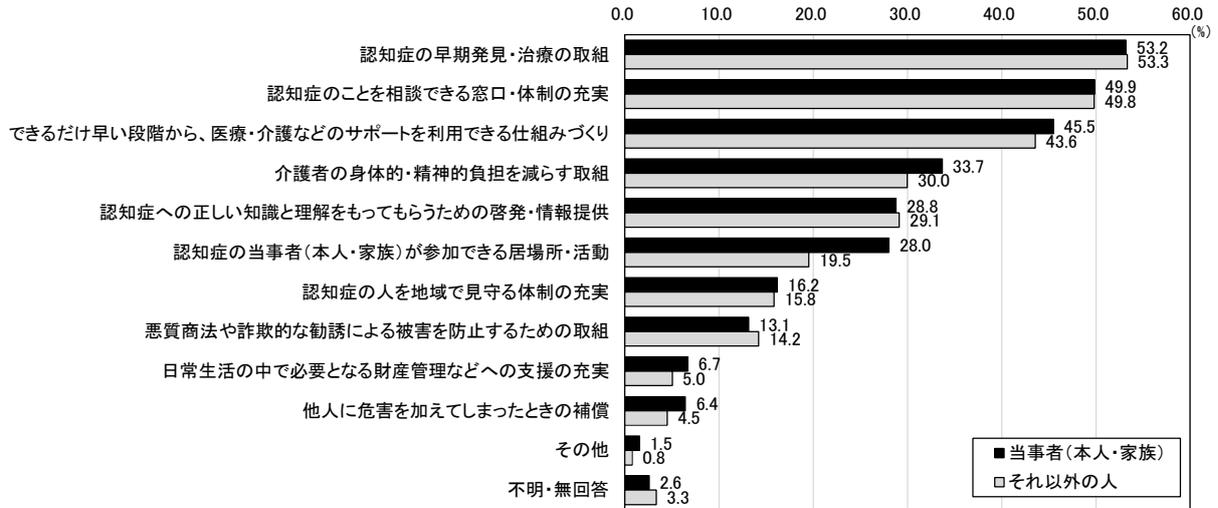


⑭在宅医療の希望



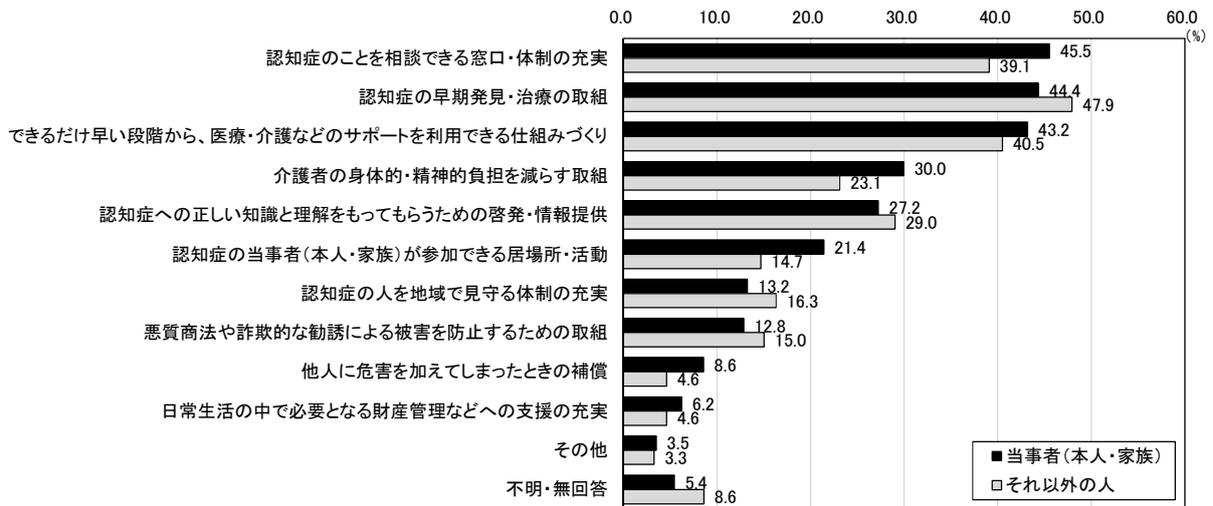
⑮必要な認知症支援策

一般高齢者

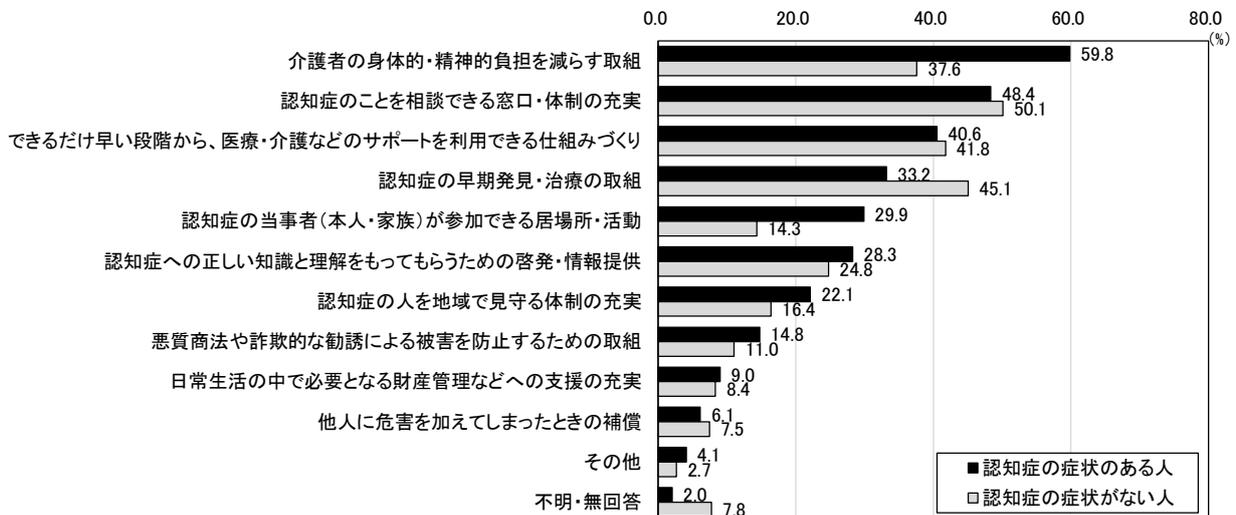


※当事者：本人または家族に認知症の人がいる人
 ※それ以外の人：本人または家族に認知症の人がいない人

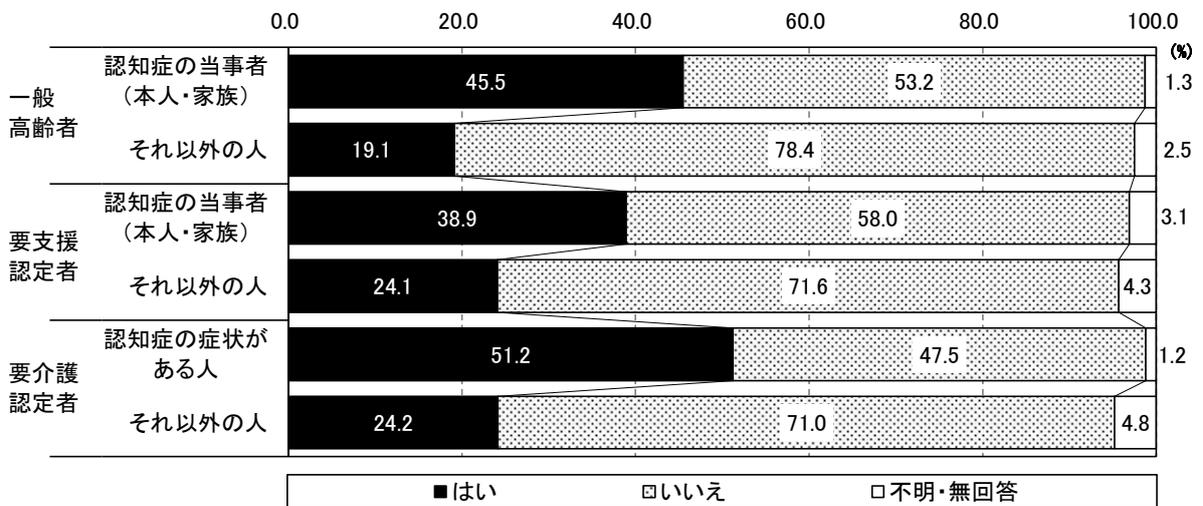
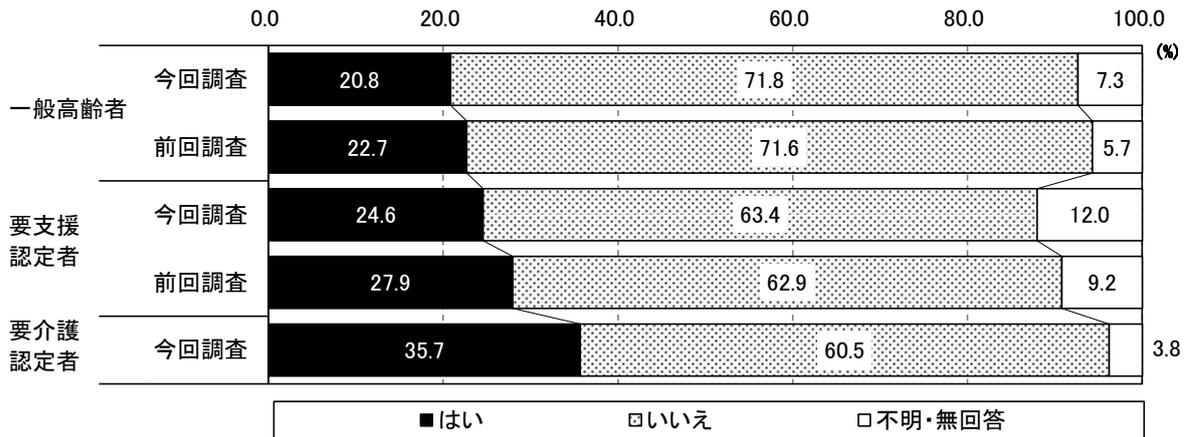
要支援認定者



要介護認定者

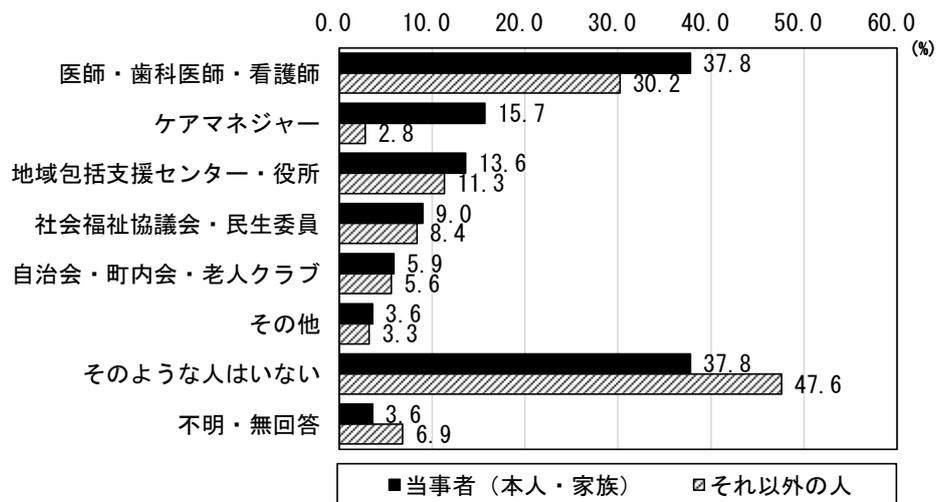


⑩認知症に関する相談窓口の認知状況

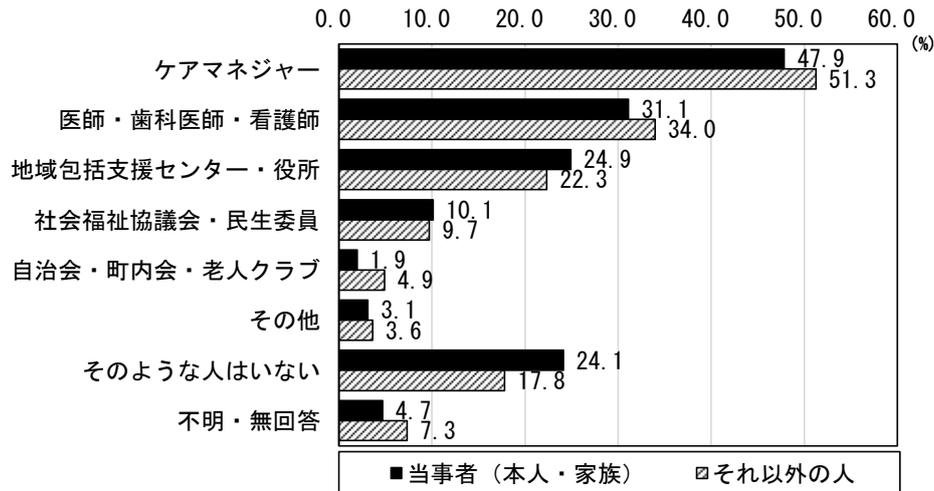


⑪家族や友人・知人以外での認知症に関する相談相手について

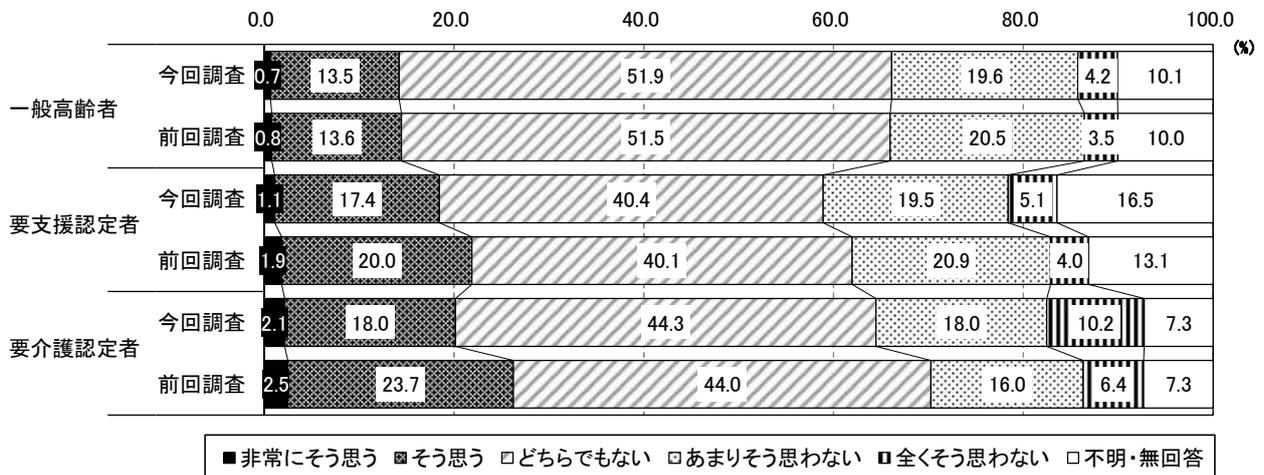
一般高齢者



要支援認定者



⑱西宮市が認知症の人にとって安心して暮らすことができるまちと思うか



⑲高齢社会に対応するために市が力を入れるべき施策

一般高齢者

	今回調査(n=4,224)	前回調査(n=3,809)
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	42.2	41.7
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	38.6	32.4
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	37.9	36.0
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	37.3	34.6
介護保険サービスの質の向上	28.0	27.7
認知症支援の充実	24.0	21.6
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	20.3	19.0
近所や地域の支えあいや見守りの充実	13.6	13.9
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	12.0	13.0
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	4.7	4.7
その他	2.5	2.6
不明・無回答	6.3	9.1

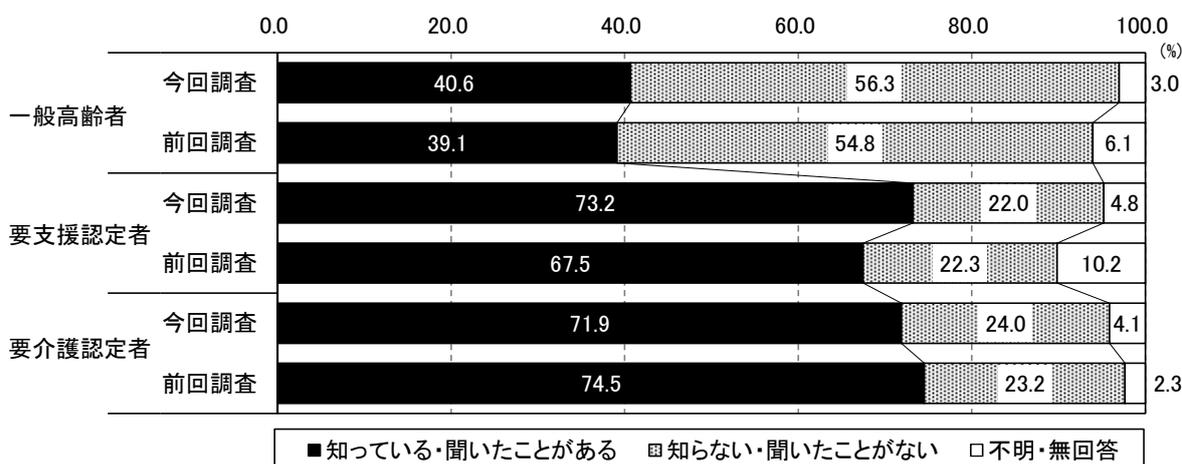
要支援認定者

	今回調査(n=1,884)	前回調査(n=3,111)
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	40.8	41.8
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	39.3	36.1
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	31.6	29.1
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	30.9	33.4
介護保険サービスの質の向上	26.1	26.6
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	23.4	21.8
認知症支援の充実	18.2	18.2
近所や地域の支えあいや見守りの充実	15.5	15.5
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	12.9	10.7
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	4.4	4.1
その他	3.0	3.3
不明・無回答	9.2	11.3

要介護認定者

	今回調査(n=605)	前回調査(n=518)
認知症支援の充実	37.5	36.3
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	34.2	36.5
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	33.9	29.7
介護保険サービスの質の向上	32.9	34.4
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	29.6	31.3
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	29.6	23.6
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	27.3	25.1
近所や地域の支えあいや見守りの充実	17.7	19.3
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	10.6	8.9
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	5.3	5.0
その他	4.0	3.3
不明・無回答	5.0	4.8

⑳高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の認知状況



②1 高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の機能・役割の認知状況

	一般高齢者		要支援認定者		要介護認定者	
	今回調査 (n=1,717)	前回調査 (n=1,209)	今回調査 (n=1,379)	前回調査 (n=2,099)	今回調査 (n=435)	前回調査 (n=386)
高齢者の総合的な相談を行っている	76.5	73.7	71.7	70.8	76.8	79.5
介護予防の支援や相談を行っている	53.1	52.7	60.8	63.9	54.3	54.4
認知症に関する相談を行っている	34.7	34.9	22.7	24.3	31.3	33.7
地域のネットワークを活用し、高齢者の実態把握を行っている	14.1	13.2	13.3	13.2	14.0	15.8
悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止と対応に関する取組を行っている	9.1	8.8	6.1	8.7	8.0	7.8
成年後見制度の周知活動を行っている	8.4	8.5	5.1	4.5	5.7	5.7
高齢者虐待の早期発見や対応に関する取組を行っている	8.3	7.6	4.7	4.7	4.8	6.7
いずれもよく知らない	12.8	13.4	9.9	9.9	14.5	9.6
不明・無回答	2.7	2.0	4.4	3.4	1.6	2.8

(2) ひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果概要

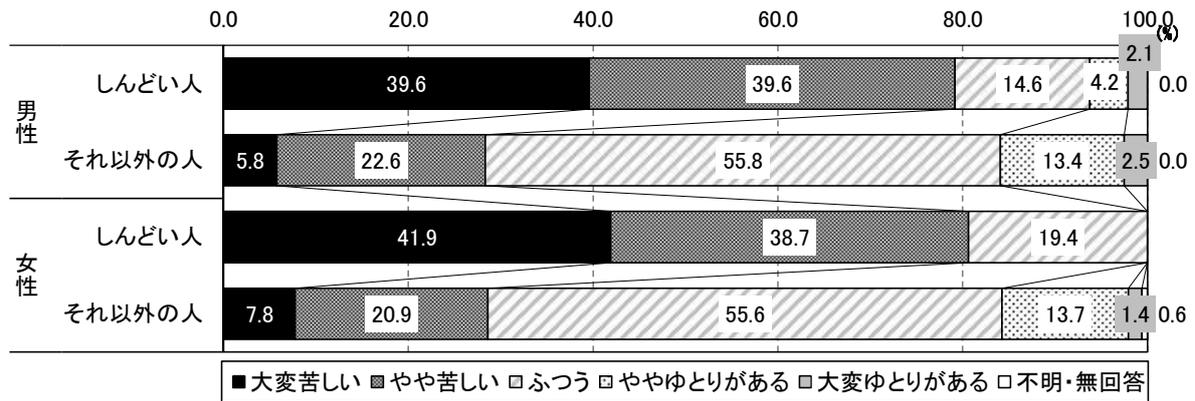
ひとり暮らし高齢者のなかでさらに「しんどい人」を以下のように定義し、それ以外のひとり暮らし高齢者と比較分析を実施。

「しんどい人」＝「孤独感があり※¹」かつ「幸福度4点以下※²」と定義

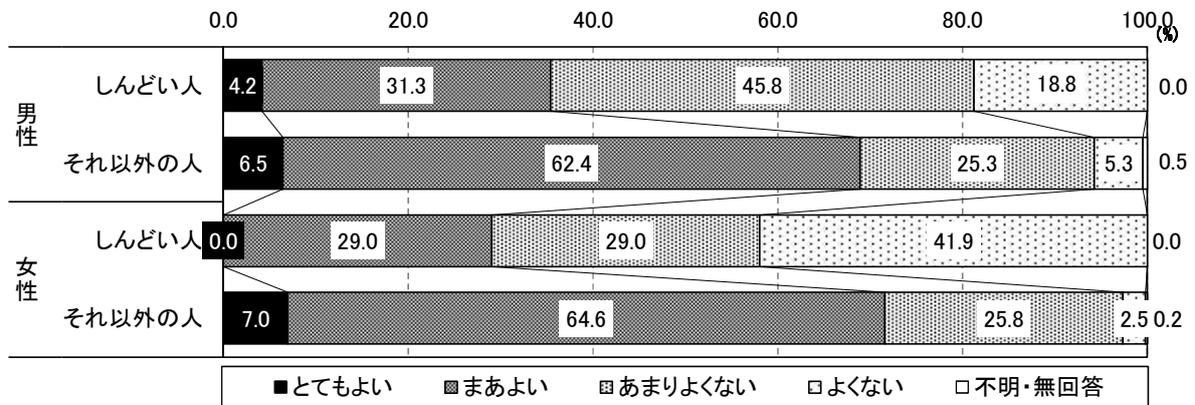
※1：ひとり暮らし高齢者実態把握調査の「居場所がない・問題をひとりで抱えていると感じますか」で「1. 強く感じる」または「2. 少し感じる」と回答した人。

※2：ひとり暮らし高齢者実態把握調査の「あなたは、現在どの程度幸せですか」において、幸福度を0～10点（点数が高いほど幸福）で0～4点と回答した人。（5点の回答が最も多かったため4点以下を“しんどい”層と設定）

①経済状況



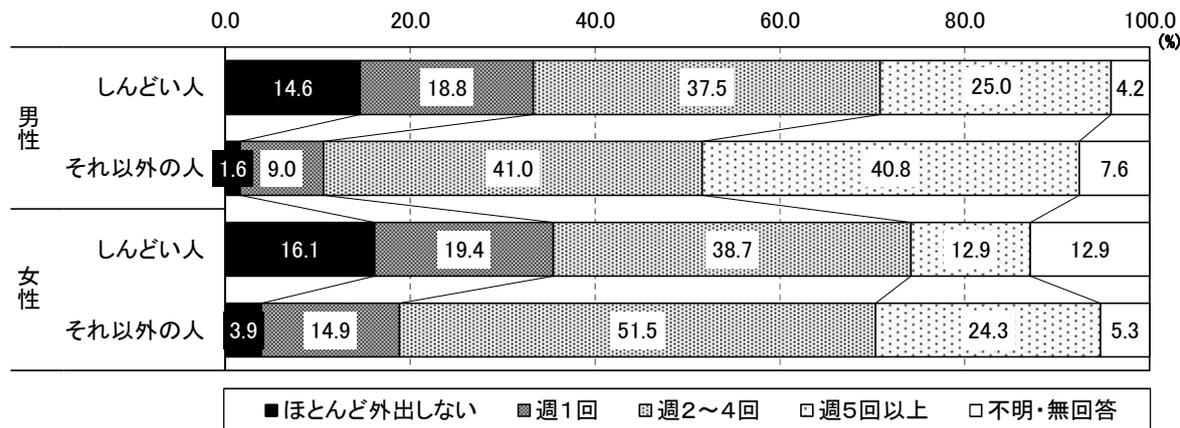
②健康状態



③福祉・介護などで困った時の相談相手・相談先

	男性		女性	
	しんどい人 (n=48)	それ以外の人 (n=434)	しんどい人 (n=31)	それ以外の人 (n=489)
公的な相談窓口(高齢者あんしん窓口・市役所など)	37.5	38.0	22.6	48.9
民生委員・児童委員	29.2	21.7	12.9	23.1
家族や親戚	27.1	60.1	51.6	75.1
医療機関(病院・診療所など)や薬局	22.9	35.7	25.8	31.1
友人・知人・職場の同僚	16.7	20.7	12.9	24.5
福祉施設やサービス事業所	8.3	16.6	16.1	17.0
近所の人	6.3	13.6	9.7	20.4
社会福祉協議会	6.3	4.6	3.2	3.3
その他	0.0	1.2	0.0	1.4
誰(どこ)に相談すればよいか、わからない	14.6	4.1	3.2	1.0
誰(どこ)にも相談するつもりはない	2.1	2.5	3.2	0.4
不明・無回答	0.0	0.9	6.5	1.2

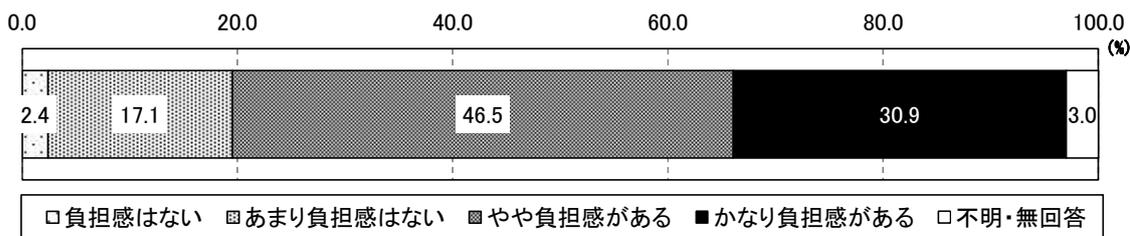
④外出の状況



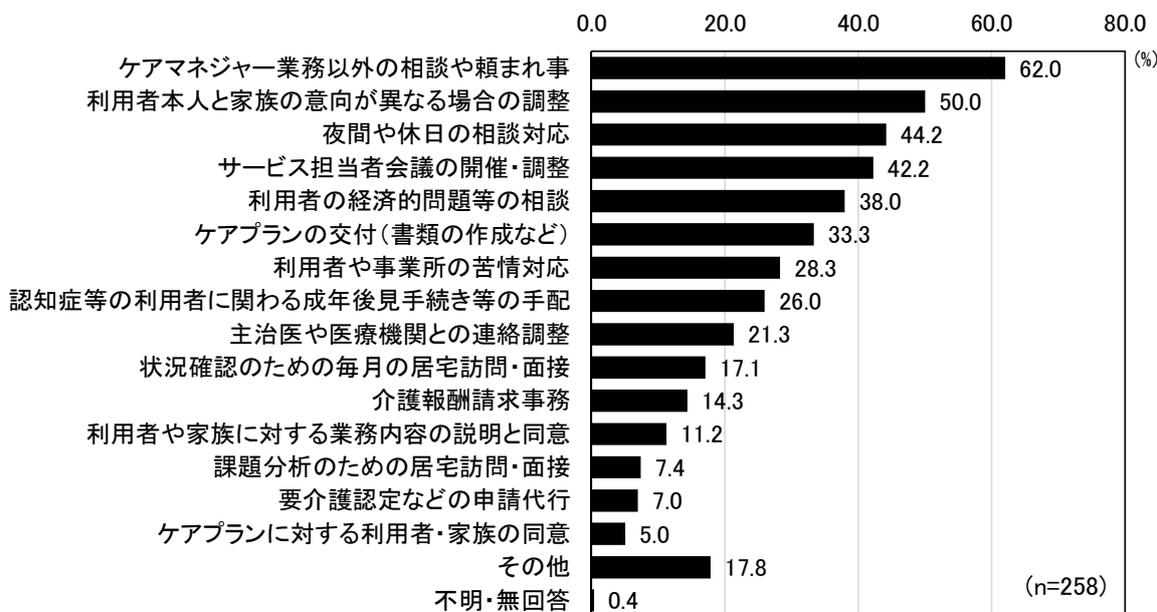
(3) ケアマネジャー調査の結果概要

①ケアマネジャーの負担感について

■業務全般に関する負担感の状況

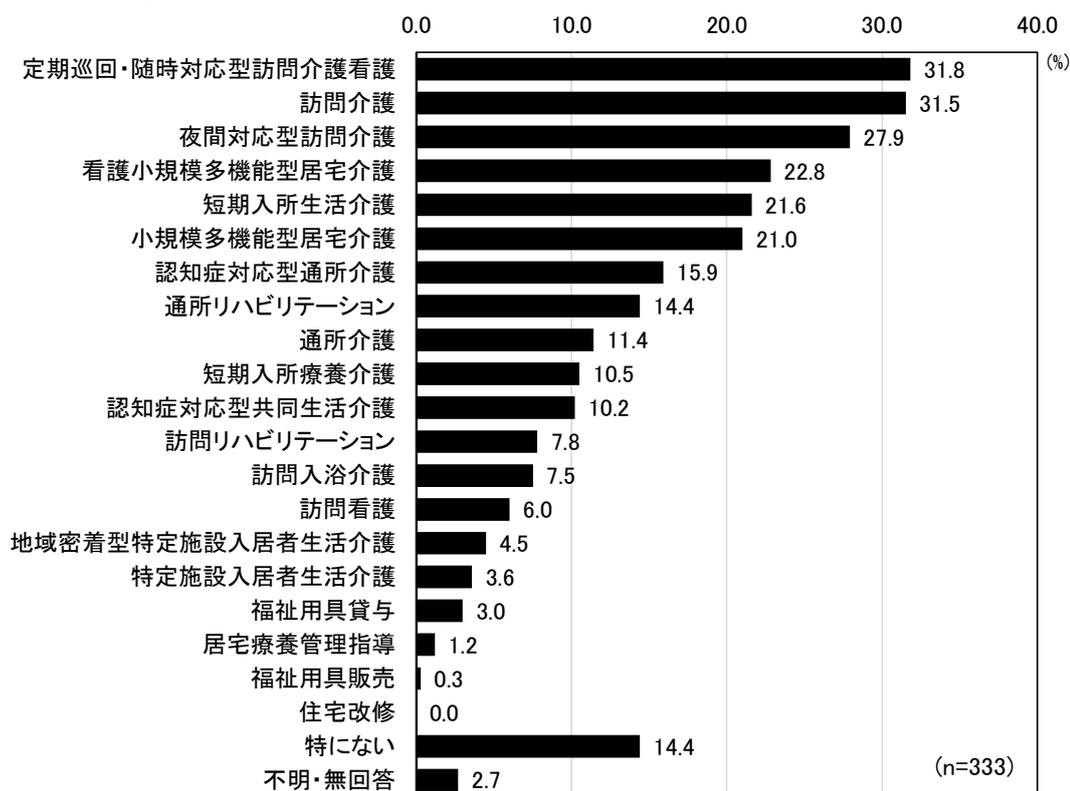


■負担となっている業務内容



②担当している利用者が最も多い日常生活圏域のサービスの状況について

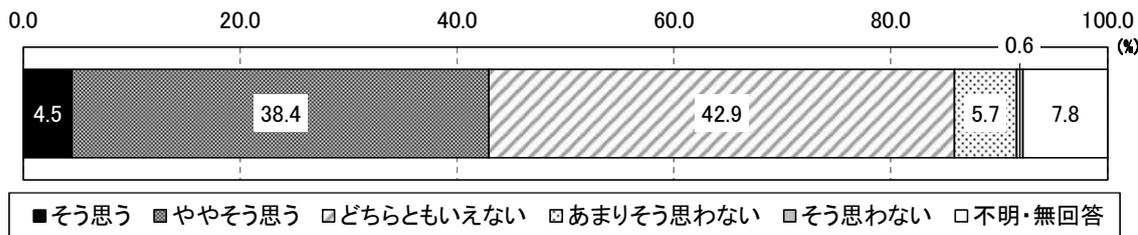
■特に不足していると思われる介護保険サービス



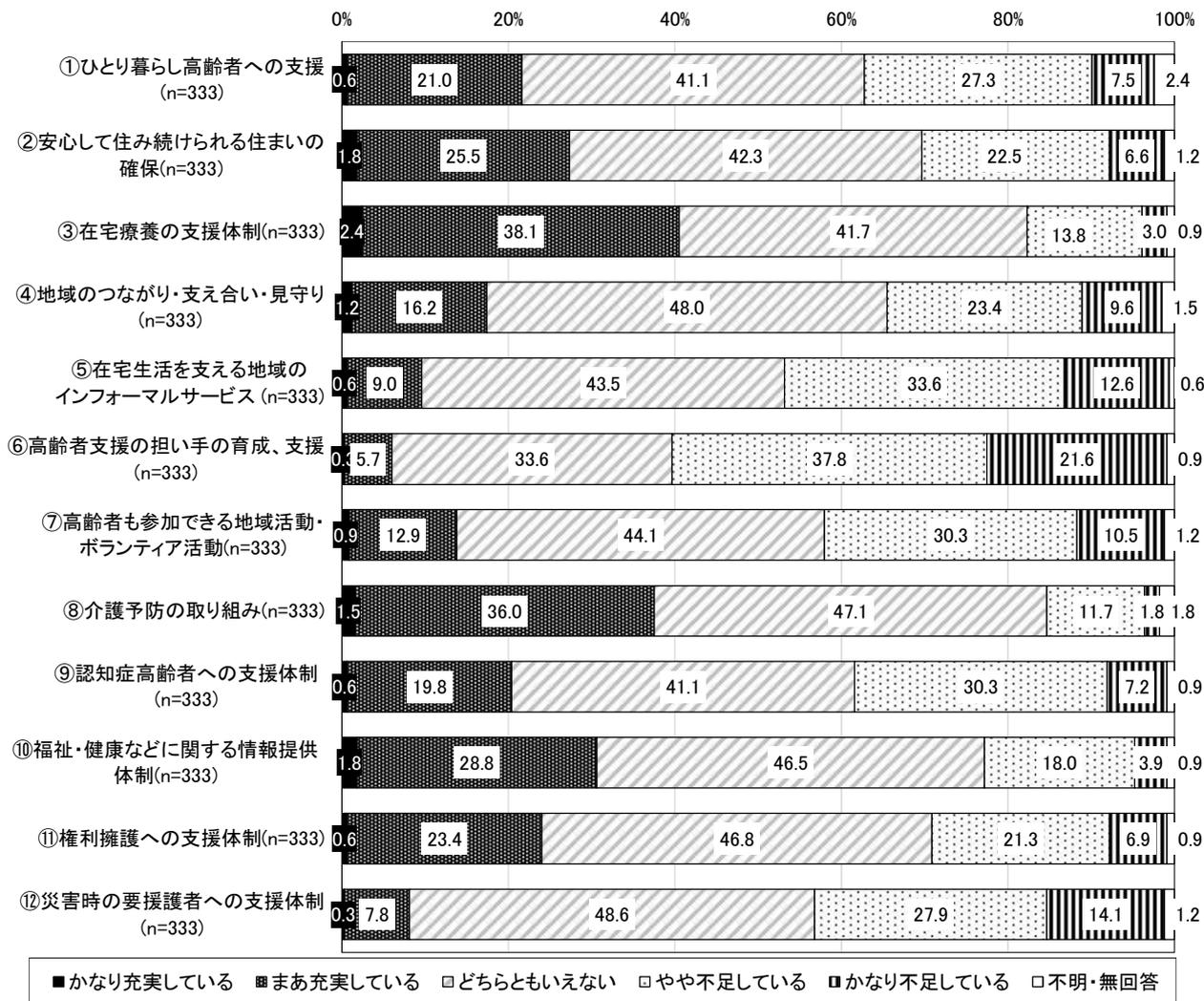
■在宅生活を支えるために特に必要と感じるサービス（インフォーマルサービス含む）

要支援認定の利用者		要介護認定の利用者	
相談・話し相手の訪問サービス	43.2	緊急時の短期入所サービス	39.3
病院への送迎・通院介助	35.7	夜間のホームヘルプサービス	36.9
見守りや安否確認等の声かけ	35.4	病院への送迎・通院介助	33.3
ごみ出し、掃除、買い物等の訪問サービス	32.4	歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療	27.3
移送・送迎、外出支援サービス	28.8	医療対応のある通所サービス	20.4
入浴のみの短時間の通所サービス	21.3	入浴のみの短時間の通所サービス	18.3
リハビリのみの短時間の通所サービス	15.9	家族が休むための短期入所サービス	16.8
歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療	9.9	見守りや安否確認等の声かけ	16.2
緊急時の短期入所サービス	9.9	移送・送迎、外出支援サービス	15.6
子どもと交流する通所サービス	8.4	ごみ出し、掃除、買い物等の訪問サービス	9.6
食事のみの短時間の通所サービス	7.8	夜間の訪問看護	9.3
家族が休むための短期入所サービス	3.6	相談・話し相手の訪問サービス	8.4
夜間のホームヘルプサービス	3.3	食事のみの短時間の通所サービス	3.0
医療対応のある通所サービス	2.1	リハビリのみの短時間の通所サービス	2.4
夜間の訪問看護	0.6	子どもと交流する通所サービス	1.8
訪問理美容サービス	0.6	訪問理美容サービス	1.8
その他	2.7	その他	2.7
特にない	0.0	特にない	0.0
不明・無回答	6.6	不明・無回答	9.3

③自立支援に向けたケアプランの作成が十分にできているか

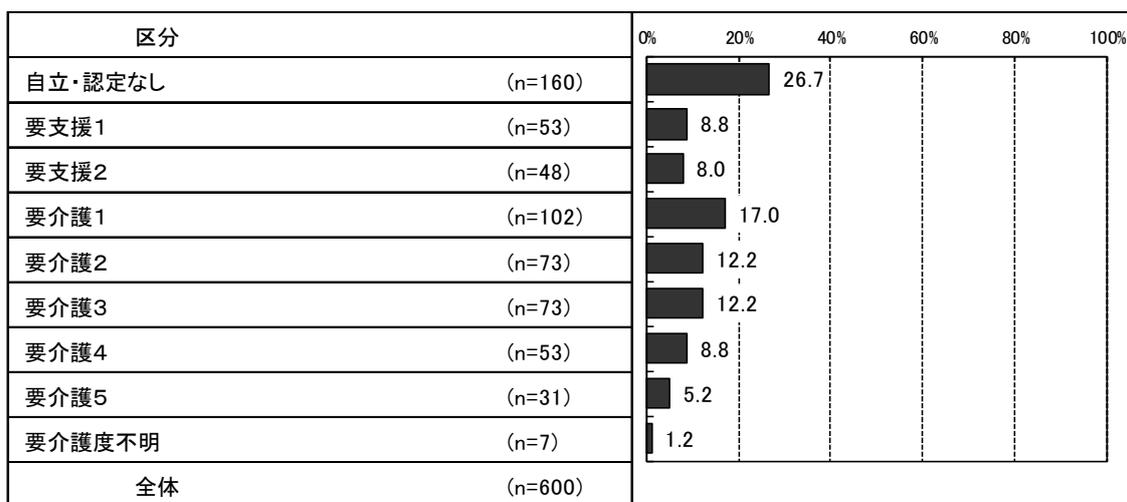


④ケアマネジャーから見た西宮市の高齢者支援について



(4) 高齢者向け住まいに関する調査の結果概要

①入居者の要介護度の状況



②認知症の症状がみられる人^{※1}の状況

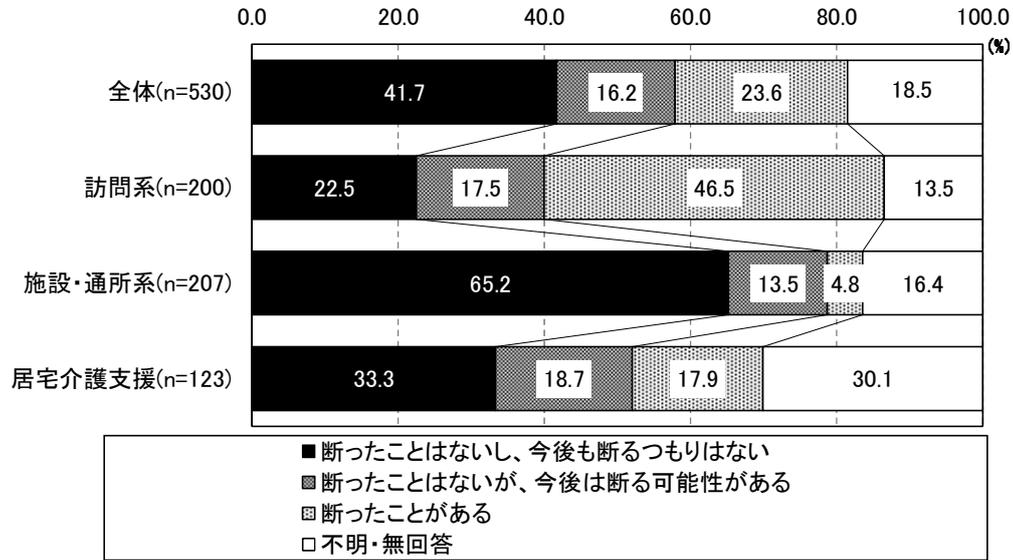
	自立・認定なし	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明要介護度	全体
入居者数 ^{※1}	127人	46人	43人	86人	60人	63人	47人	26人	7人	505人
うち認知症の症状がみられる方の人数 ^{※2}	6人	3人	7人	53人	34人	41人	38人	25人	3人	210人
入居者数に占める割合	4.7%	6.5%	16.3%	61.6%	56.7%	65.1%	80.9%	96.2%	42.9%	41.6%

※1：認知症の症状がみられる方を把握している施設の入居者数

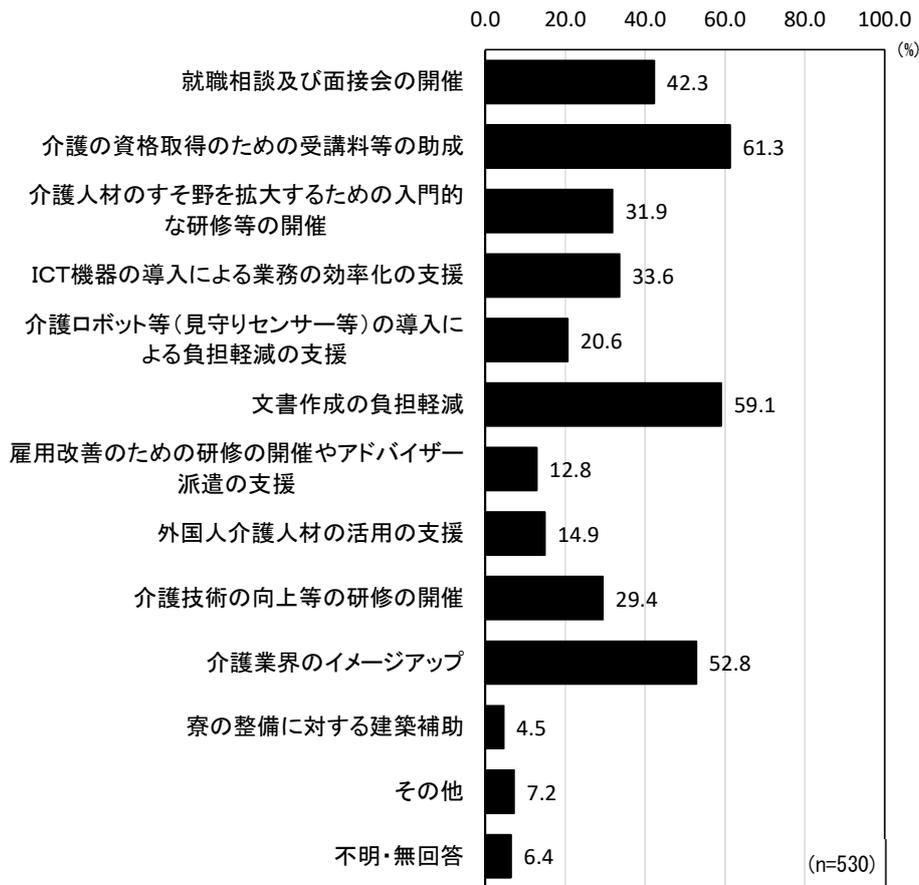
※2：高齢者の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb（見られる症状・行動例：服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等）以上

(5) 介護人材実態調査の結果概要

①職員不足を理由にサービス提供を断ったことの有無



②市に求める介護人材確保に向けた取組



2. 第8期計画の成果指標と活動指標の状況

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）」の各基本目標で設定した成果指標と活動指標の状況を整理すると、次のようになります。

なお、第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、市の活動を一部停止、または縮小し対応にあっております。

第8期計画 基本目標1 介護予防の推進と生きがいくくり・社会参加の促進

成果指標		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価	
		実績	目標	実績		
1) 高齢者の 身体機能の 維持・向上	①運動器機能リスク高齢者の割合	12.5%	↓	11.6%	B	
	②転倒リスク高齢者の割合	31.6%	↓	29.3%	B	
	③認知機能の低下リスク高齢者の割合	46.0%	↓	45.1%	B	
2) 高齢者の 社会参加・ 活動的な 生活習慣の 実現	①閉じこもりリスク高齢者の割合	12.7%	↓	14.0%	B	
	②地域での会・グループ活動 に参加している高齢者の 割合	一般	67.6%	↑	68.2%	B
		要支援	47.0%	↑	43.8%	C
	③つどい場やサロンなど気軽 に集える場に月1回以上 参加している高齢者の割合	一般	4.8%	↑	2.8%	C
		要支援	6.7%	↑	5.2%	B
	④生きがいがある人の割合	一般	62.8%	↑	59.4%	C
要支援		46.6%	↑	46.2%	B	

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
1. 介護予防と 健康づくりの 充実	「西宮いきいき体操」 自主グループ数	目標	275グループ	290グループ	305グループ
		実績	254グループ	253グループ	275グループ
	「西宮いきいき体操」 参加者数	目標	8,300人	8,800人	9,300人
		実績	7,212人	7,168人	8,300人
	介護予防サポーター養成講座修了者数（累計）	目標	2,600人	2,750人	2,900人
		実績	2,445人	2,604人	2,750人
2. 生きがいくくり と社会参加の 促進	「つどい場」の箇所数	目標	65か所	75か所	85か所
		実績	52か所	54か所	65か所
	共生型地域交流拠点の 設置数	目標	10か所	15か所	20か所
		実績	6か所	7か所	9か所

第8期計画 基本目標2 日常生活を支援する体制の整備・強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 支え合い、 助け合える 地域の実現	①家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる人 の割合	一般	52.1%	↗	46.5%	C
		要支援	74.6%	↗	73.2%	B
	②愚痴を聞いてくれる人・ 聞いてあげる人・看病を してくれる人・してあげ る人のいずれもない人 の割合	一般	1.2%	↘	1.7%	B
		要支援	2.0%	↘	2.7%	B
	③日常的にご自身のこと を気にかけてくれる人 がいる、仕組みがある人 の割合	一般	91.0%	↗	90.3%	B
		要支援	89.4%	↗	87.0%	B
2) 介護者の負担軽減	①在宅の継続に向けて不安を感じる 主な介護者の割合		89.4%	↘	90.6%	B

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	目標
1. 日常生活を支援する サービス等の充実	協力事業者による高齢者 見守り事業協力事業者数	目標	150事業所	170事業所	190事業所
		実績	118事業所	125事業所	140事業所
2. 地域での支え合い、 助け合いによる支援 活動等の推進	共生型地域交流拠点の 設置数	目標	10か所	15か所	20か所
		実績	6か所	7か所	9か所

第8期計画 基本目標3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1. 重度化防止等の 実現	①要介護状態の悪化率		24.15%	↘	-	-
	②要介護認定基準時間の変化		平均 58.13分	↘	-	-

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	目標
2. ケアマネジメントカ の向上	自立に向けたケアマネジ メント会議開催数	目標	56回	56回	56回
		実績	32回	38回	56回
	リハビリテーション専門職 によるケアマネジメント 支援回数	目標	45回	50回	56回
		実績	13回	22回	31回
	リハビリテーション 専門職等との連携回数 (上記2項目の合計)	目標	101回	106回	112回
		実績	45回	60回	87回

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
3. 介護保険制度の 円滑な運営と適正 な事業運営の確保	認定調査の適正化 (委託調査)の実施件数	目標	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
	ケアプラン点検件数	目標	200件	200件	200件
		実績	200件	50件	180件
	介護給付費の通知回数	目標	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	1回
	住宅改修点検件数	目標	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
	医療情報との突合・縦覧 点検 実施対象月数	目標	12か月 (全月)	12か月 (全月)	12か月 (全月)
		実績	12か月 (全月)	12か月 (全月)	12か月 (全月)
4. サービスの質の向上 と利用者支援	介護相談員派遣事業の 介護相談員数	目標	21人	24人	27人
		実績	0人	0人	4人
	介護相談員派遣事業の 延派遣回数	目標	168回	192回	216回
		実績	0回	0回	12回
	介護相談員派遣事業の 受入れ施設・事業所数	目標	7か所	8か所	9か所
		実績	0か所	0か所	1か所
5. 介護人材の確保・ 育成と介護現場の 革新	介護予防・生活支援員 養成研修開催数	目標	4回	4回	4回
		実績	4回	4回	4回
	介護予防・生活支援員 養成研修修了者数(累計)	目標	760人	880人	1,000人
		実績	728人	843人	921人

第8期計画 基本目標4 在宅医療と介護の連携の強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 在宅医療・介護に関する市民理解の醸成	①在宅医療・介護について家族等と話し合っている人の割合	一般	28.7%	↗	26.4%	B
		要支援	36.2%	↗	33.4%	B
2) 在宅医療・介護の一体的なサービス提供	①在宅医療について希望し、実現可能だと思う人の割合	一般	10.6%	↗	13.7%	A
		要支援	11.8%	↗	12.7%	B
		要介護	27.1%	↗	32.2%	A

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
		目標	実績			
1. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化と市民理解の促進	多職種連携事例検討会参加人数	目標		680人	720人	760人
		実績		524人	570人	599人
2. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化	在宅療養相談支援センターの合同会議開催回数	目標		12回	12回	12回
		実績		36回	23回	24回

第8期計画 基本目標5 多様な住まい方を支援する環境づくり

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 多様な住まい・住まい方の確保	①特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数		9か月	→	8か月	B
	②高齢者人口に占める高齢者向け住宅の割合		3.3%	↗	3.8%	B

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
		目標	実績			
1. 多様な住まい方への支援	特別養護老人ホームの整備床数	目標		220床	100床	0床
		実績		80床	180床	0床
	介護付き有料老人ホーム等の整備床数	目標		380床	380床	0床
		実績		307床	0床	101床
	認知症対応型共同生活介護の整備床数	目標		72床	72床	0床
		実績		45床	0床	6床
	養護老人ホームの定員数	目標		50床	50床	50床
		実績		50床	50床	50床
	軽費老人ホーム(ケアハウス)の定員数	目標		222床	222床	222床
		実績		222床	222床	222床

第8期計画 基本目標6 認知症支援体制の充実・強化

成果指標		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価	
		実績	目標	実績		
1) 認知症の人と その家族を 支える体制の実現	①認知症状への対応に不安を感じる 主な介護者の割合	42.0%	↓	39.4%	B	
	②家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる 認知症の人または家族 の割合	一般	57.9%	↑	58.6%	B
		要支援	76.4%	↑	71.2%	C
	③西宮市は認知症になっ ても安心して暮らせる まちと思う人の割合	一般	14.4%	↑	14.2%	B
		要支援	21.9%	↑	18.5%	C
		要介護	26.2%	↑	20.2%	C

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の 展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	目標
1. 認知症に関する理解 の促進・啓発の充実	認知症サポーター養成 講座の開催数	目標	110回	110回	110回
		実績	41回	80回	110回
	認知症サポーター養成 講座受講者数(累計)	目標	31,500人	34,500人	37,500人
		実績	29,129人	31,494人	37,500人
	ステップアップ研修の 開催数	目標	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	1回
2. 認知症を早期発見・ 早期対応できる仕組 みづくり	認知症初期集中支援チ ームの支援終了事案に占める 医療・介護サービスにつな がった者の割合	目標	100%	100%	100%
		実績	89.7%	90.7%	90.0%
3. 認知症の人や介護 者を支える体制の 充実	認知症SOSメール配信 事業対象者数 (新規登録者数)	目標	30人	30人	30人
		実績	22人	48人	50人
	認知症SOSメール配信 事業検索協力者数 (新規登録者数)	目標	130人	130人	130人
		実績	82人	320人	160人
	認知症支援の質向上に 向けた専門職対象の 研修会・勉強会回数	目標	10回	10回	10回
		実績	3回	5回	6回

第8期計画 基本目標7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 地域の相談 支援体制の 構築	①高齢者あんしん窓口を 知っている人の割合	一般	39.1%	↑	40.6%	B
		要支援	67.5%	↑	73.2%	B
		要介護	74.5%	↑	71.9%	B
	②高齢者あんしん窓口で 高齢者虐待の相談が できることを知っている 人の割合	一般	7.6%	↑	8.3%	B
		要支援	4.5%	↑	5.1%	B
		要介護	7.8%	↑	8.0%	B
	③家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる人 の割合《再掲》	一般	52.1%	↑	46.5%	C
		要支援	74.6%	↑	73.2%	B
	2) 支え合い、 助け合える 地域の実現	①地域での会・グループ 活動に参加している 高齢者の割合《再掲》	一般	67.6%	↑	68.2%
要支援			47.0%	↑	43.8%	C

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	実績
1. 高齢者あんしん窓口 の機能強化と地域 で安心して暮らすこ とができる相談支援 体制の充実	高齢者あんしん窓口の人員 配置数	目標	80人	88人	88人
		実績	78人	84人	88人
2. 地域住民主体の 支援活動を踏まえ た地域づくりの推進	地区ネットワーク会議の 設置地区数	目標	25地区	27地区	29地区
		実績	22地区	22地区	22地区
3. 権利擁護の取組の 強化	権利擁護に関するセミナー・ フォーラム・公開講座の 開催数	目標	10回	10回	10回
		実績	8回	12回	11回
	権利擁護支援者 人材バンク登録者数	目標	110人	110人	130人
		実績	92人	76人	79人

3. 基本施策に関連する取組と主な内容（重点的な取組以外）

基本施策 1 介護予防の推進と生きがづくり・社会参加の促進

1. 介護予防と健康づくりの充実

1) 介護予防サポーターの養成と活動支援

- ① 介護予防サポーター養成講座を通じて「西宮いきいき体操」の実施を支援する介護予防サポーターを養成し、新規グループの立ち上げや、実施グループの中心的役割を担う人材の育成を進めます。
- ② 活動するサポーターを支援するためのフォローアップ研修を地域の高齢者が参加しやすいように各地域において実施し、その地域やグループにおいて新たな介護予防サポーターを養成するとともに、グループが継続して取り組めるよう支援していきます。

2) 介護予防事業の評価

- ① 「西宮いきいき体操」の実施状況、高齢者の参加率、要介護認定の状況等についての分析を実施します。
- ② 「西宮いきいき体操」参加者の状況把握等に努め、各種データを蓄積・分析することで、より効果的な介護予防事業の展開につなげます。

3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進

- ① 高齢者を対象とした「健康ポイント事業」を通じて、70歳以上の市民（令和5年（2023年）10月1日から65歳以上）を対象に、活動量計等及びスマートフォンアプリを使用して計測した歩数や各種イベント参加等に応じて、商品券などの賞品に交換できるポイントを付与します。
- ② 生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・治療のために、健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診を実施します。また、検診等についての啓発や情報提供を効果的かつ積極的に進め、その意義などの周知を図ります。さらに、年齢や性別、地域等による疾病構成等の分析を通して、ターゲットを絞った受診勧奨などを検討することで、各種検診等が受けやすい体制づくりを進め、受診率の向上をめざします。
- ③ 保健福祉センターにおいて、電話や面接等による健康相談や栄養相談を実施し、市民が利用しやすい健康相談の場づくりを進めます。また、相談窓口の周知を図るとともに、個別のニーズに対応した相談機会を増やすことで、市民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防の取組を支援します。

2. 生きがいくりと社会参加の促進

1) 生涯学習と芸術・文化活動の推進

- ① 高齢者の生涯学習の場としての「宮水学園」や、より専門性の高い知識や技術を系統的・継続的に学ぶ「宮水学園マスター講座」の充実を図り、高齢者の学習や交流を支援します。
また、「宮水学園」などで学んだことを地域づくりなどに生かせるような支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。
- ② 公民館や地区市民館、市民ホールなどで展開されている芸術・文化活動の活性化を図るため、日ごろの芸術・文化活動の成果を発表する機会となる各種イベントを開催します。
- ③ 高齢者の生きがいや仲間づくりの場ともなる文化・芸術団体の活動を支援するとともに、多くの人に文化・芸術に触れる機会や場を提供できるよう、各種イベント等の周知をはかり、交流の促進と文化・芸術のさらなる振興に努めます。
- ④ 図書館では、誰もが生涯にわたり読書に親しみやすい環境を作るため、大きな文字の本・朗読CDなどの読書を支援する図書館資料の充実や、また、来館が困難な市民へのサービスとして、障害者手帳を交付されている方、及び介護保険「要介護2」以上の認定を受けている満65歳以上の人に、宅配による貸出を行うなど、読書のバリアフリー化に取り組みます。

2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 子どもから高齢者まで誰もが気軽に様々なスポーツを楽しむことができるように、市内の小中学校区を基本として運営されている「スポーツクラブ21」の取組を推進します。
- ② 西宮市体育協会やスポーツクラブ21等のスポーツ関係団体と連携し、高齢者が自らの年齢や体力に応じて、生きがいくりや交流とともに健康維持・増進、介護予防などに取り組むことができるよう、「西宮市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組みます。

3) 老人クラブ活動への支援

- ① 高齢者の社会参加の場である老人クラブの活性化を図るため、魅力あるプログラムを共に検討するとともに、広報活動を支援します。
- ② 老人クラブの会員及びリーダーの高齢化が進むなかで、次代を担う60歳代から70歳代前半の若手高齢者のリーダー養成や新規会員の確保に向けた取組の支援にも努めます。

4) ボランティア活動への参加促進

- ① 高齢者も含めた地域住民がボランティア活動に取り組みやすくなるよう、各種のボランティア講座を開催します。また、60歳以上の市民がサポーターとなり高齢者援助活動を行うシニアサポート事業について、担い手の確保などを通じた活性化を図り、高齢者が相互に支援活動を行う体制を強化します。
- ② ボランティア活動への関心を高めるための広報・啓発活動を進め、ボランティア活動への参加を促します。

5) 高齢者の多様な就労に向けた環境づくり

- ① 「シルバー人材センター」の充実を図るため、会員の拡大、就業機会の確保とともに、センターの運営に関して助言・支援します。

6) 高齢者が集まる「場」「機会」の確保

- ① 「老人福祉センター」「老人いこいの家」「老人専用集会室」などの施設や、地区社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」などとの連携を図り、高齢者の憩いの場・活動の場の確保に努めます。
- ② 個人の住宅や空き家、集会所等の共同利用施設を活用し住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多くの地域で開設されるよう、「つどい場」に関する普及啓発や、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者間の情報交換等を他部局とも連携して行います。また、「つどい場」を開設していくための方策を引き続き関係者間において検討していきます。
- ③ 特別養護老人ホームなどに設けられた地域交流スペースを地域住民が地域福祉活動の拠点として活用できるよう促します。

社会参加活動の風景

【宮水学園祭】



【交流フェスティバル】



【ダンディキッチン】



【つどい場あん】



基本施策2 日常生活を支援する体制の整備・強化

1. 日常生活を支援するサービス等の充実

1) 安心できる暮らしのための支援

- ① 高齢者を振り込め詐欺等や悪質な電話勧誘から守るため、高齢者のみの世帯と、日中高齢者のみとなる世帯に対して、固定電話に設置できる通話録音装置を1年間無償で貸出し、高齢消費者被害の防止の啓発を行います。
- ② ごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみの収集を行う「にこやか収集」を実施します。

2) 外出を支援するサービスの提供

- ① 一般交通機関を利用することが困難な介護保険の要介護3～5の在宅高齢者に対して、公共機関や病院等を利用する際に使える福祉タクシー利用券を交付し、利用料金の一部を助成する「福祉タクシー派遣事業」を実施するとともに、その周知を図ります。
- ② バスを利用する高齢者の外出を支援するために、満70歳以上の高齢者を対象にバスの割引購入証を交付する「高齢者バス運賃助成事業」を実施するとともに、その周知を図ります。

3) 介護者支援サービスの提供

- ① 介護保険で要介護4・5の認定を受けていて、市民税非課税世帯に属している在宅の高齢者等を介護している家族に対して、要介護者が常に失禁状態でおむつの使用が適切と認められる場合は、紙おむつなどの介護用品を支給します。
- ② 介護保険で要介護4・5の認定を受けていて、過去1年間介護保険のサービスを受けていない場合は、家族介護慰労金の支給を行い、家族の介護負担の軽減を行います。また、対象世帯の介護実態の把握とともに、必要な介護サービス等の紹介にも努めます。

4) 高齢者に対する各種給付及び貸与サービスの提供

- ① 介護サービスの利用対象とならない人が、一時的に自宅で車いすが必要となる場合に貸出すほか、認知症等により防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者や高齢世帯の人の日常の安全のために、自動消火器・火災警報器・電磁調理器の給付を行います。また、満70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費補助券を交付します。
- ② 各種給付や貸与サービスについては、引き続き関係機関等を通じてその周知や情報提供の強化を図ります。

2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進

1) 小地域福祉活動の推進

- ① 地区社会福祉協議会で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「介護者のつどい」などの交流活動、「ふれあい配食事業」などの見守り・支援活動といった小地域福祉活動について、課題解決や拡充に向けた支援を進め、さらなる活性化を図ります。

- ② 地域住民が小地域福祉活動を知り、関心を持つとともに、活動への参加につなげるため、活動の紹介・広報を継続的に進めます。

2) 民生委員・児童委員活動の推進及び支援

- ① 身近な相談先であり支援者である民生委員・児童委員による見守り活動や支援活動をはじめ、高齢者実態把握調査を通じた支援が必要な人の早期発見・安否確認などの活動の充実を図ります。
- ② 民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を得られるよう、また、役割の明確化を進めるため、研修会の実施や福祉等の情報提供に取り組みます。

3) ボランティア活動への支援

- ① 多くの市民のボランティア活動への関心を高めるため、多様な媒体・場・機会を活用して広報・啓発活動を積極的に進め、ボランティアの発掘・養成を図ります。
- ② ボランティア活動の活性化を図るため、西宮市社会福祉協議会のボランティアセンターや地区ボランティアセンターにおいて活動体制の強化を図り、多様なニーズに対応できるボランティア活動が展開されるように必要な支援を行います。
- ③ ボランティア活動のコーディネーターの資質向上に向けた研修の実施や、連絡会議などを通じた地区ボランティアコーディネーターの横のつながりの構築・強化を図ることで、地域におけるボランティア活動の活性化をめざします。

4) 地域のつどい場づくりへの支援

- ① 個人の住宅や空き家、集会所等の共同利用施設を活用し住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多くの地域で開設されるよう、「つどい場」に関する普及啓発や、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者間の情報交換等を他部局とも連携して行います。また、「つどい場」を開設していくための方策を引き続き関係者間において検討していきます。【再掲】

5) 「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援【第5章：基本施策1－1－重点的な取組2）再掲】

3. 介護者支援の充実

1) 介護者への相談・支援体制の充実

- ① 地域の身近な相談窓口として、高齢者あんしん窓口が介護者の抱える不安や課題に対して相談及び適切な支援を行い、介護者の身体的・精神的負担の軽減に取り組みます。

2) 介護者による活動等への支援

- ① 認知症の人の介護者がともに集い、情報交換や癒しの場となる「認知症介護者の会」、若年性認知症の本人や介護者等がともに集う「若年性認知症交流会」などに対して、医療・保健・福祉などの関係機関と連携し、介護上の精神的負担を軽減できるよう介護者への支援を行います。

3) 介護者支援サービスの提供【資料編：基本施策2－1－3）再掲】

1. 介護サービスの充実

1) 在宅サービスの充実

- ① 在宅サービスについては、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、介護サービス事業者への情報提供などにより、適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。
- ② 介護老人福祉施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護相談員の派遣を行い、安心して介護サービスを利用できる体制を強化します。

2) 在宅療養を支える情報共有ツールの普及・検討

- ① 要介護者が住み慣れた地域において自分らしい在宅生活を継続していくために、様々な場面で医療・介護等の多職種を含む関係者が連携・協働できるように作成した情報共有ツールである「みやっこケアノート」の導入・普及を積極的に図ります。
また、市民も含めた研修会を開催するなどし、幅広く普及するとともに、情報共有ツールとしてのICTの導入についても、メディカルケアネット西宮を中心に検討を進めます。

3) 地域密着型サービスの充実

- ① 可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業者への情報提供などにより、適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。
- ② 地域密着型サービス事業者の指定などを地域密着型サービス等運営委員会において協議し、必要とされるサービス提供が可能となるように検討を進めます。

4) 施設サービスの充実

第5章：基本施策5—1—重点的な取組—①を参照

2. ケアマネジメント力の向上

1) アセスメント力の向上

- ① ケアマネジャーが、利用者の生活全般に関する情報収集を行い、生活機能が低下している原因を分析する、アセスメント力の向上に向けた取組を推進します。また、今後の状態を検討して目標を含む支援の方向性を導くアプローチが行えるよう研修等を開催します。
- ② 「自立に向けたケアマネジメント会議」において、アセスメントに関する多職種からの助言・提案に取り組みます。

2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の職能団体との連携

- ① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の職能団体である西宮市ケアマネジャー協会と連携し、利用者の状態に応じた適正なサービス提供に向けて支援が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修等に取り組みます。

3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保

1) 介護保険制度に関する相談体制の充実

- ① 介護保険の資格・保険料・給付・要介護認定に関する問い合わせや相談に対して、適切な対応を行います。
- ② 介護サービスの利用に関する苦情・相談について、利用者の身近な窓口として相談に応じるとともに、公的な苦情処理機関となる国民健康保険団体連合会や県及び市の指導担当部局とも連携し、問題等に対処します。

2) 介護保険制度の広報の充実

- ① 介護保険制度の理解を進めるため、制度の一般的な内容を記載したパンフレット「介護保険と高齢者福祉」や介護保険料の通知の際にリーフレット「西宮の介護保険」の配布をはじめ、市政ニュース、ホームページ、公民館等での出前講座などの様々な媒体や機会を通じ、介護保険制度に関する情報提供や広報を積極的に進めます。

3) 要支援・要介護認定の円滑な実施

- ① 介護認定の審査・判定で必要となる訪問調査や主治医意見書の実施・回収の進捗管理や督促等を行い、審査判定にかかる所要日数の短縮に努めます。
- ② 介護認定審査会の審査委員を選出する保健・医療・福祉の各種団体の協力のもと介護認定審査会の運営管理を適切に行い、要支援・要介護認定の円滑な実施に努めます。

4) 介護サービス事業者等の指定

- ① 介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業者、介護保険施設を含む）の指定・指定更新については、関係法令やサービス基準条例、報酬告示等に定められた要件を満たしているかを確認し、適切に審査を行います。
- ② 地域密着型サービス事業者等の指定については、地域密着型サービス等運営委員会において意見を聴取し、審査に反映するとともに、地域密着型サービス事業者等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項についても協議を行います。

5) 介護サービス事業者等に対する指導監査の実施

- ① 介護サービスの適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して定期的に集団指導及び運営指導を行います。また、運営指導で見受けられた介護サービスの不適切な事例は、ホームページでの公開や集団指導で取り上げることにより、介護サービス事業者等に適正な介護サービスを行うよう周知します。
- ② 利用者やその家族等からの苦情・通報、介護給付費の分析、運営指導の内容等により、不適切な運営又は介護給付費の不正な請求が疑われる介護サービス事業者等については監査を行い、行政上の措置が必要な場合には適切な措置を行います。

4. サービスの質の向上と利用者支援

1) 介護サービス事業者への支援

- ① 事業者説明会等を通じて、サービスを提供する上で必要な情報提供を行い、適切なサービスを提供できるよう支援します。

2) 地域密着型サービス運営推進会議等への支援

- ① 地域密着型サービスが地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の確保を目的とする運営推進会議において、市職員、高齢者あんしん窓口の職員、権利擁護支援者が会議の委員として参加する体制を整えるなど、会議の円滑な実施を支援するとともに、事業運営の透明性確保に努めます。

3) 介護相談員派遣事業の推進

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携して、介護老人福祉施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護相談員を派遣し、利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上をめざします。

4) 介護サービス等の評価

- ① 外部評価の受審義務がある地域密着型サービス事業者に対して外部評価の受審を指導します。
- ② 受審義務がない介護サービス事業者に対して、第三者によるサービス評価の受審を促し、よりよいサービスが提供されるよう取組を進めます。

5) サービス利用のための情報提供

- ① 介護サービスの利用方法や介護サービス事業所の情報等をまとめたパンフレット「介護サービス事業者ガイドブック ハートページ」の配布や、ホームページに掲載している事業者等に関する情報を随時更新するなど、サービス利用にあたって必要となる情報提供を行います。
- ② 都道府県が実施している「介護サービス情報の公表制度」など、利用者のサービス選択を支援するために実施されている制度の周知を行います。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な相談窓口や生活支援に関する情報を収集し、積極的な情報提供・情報発信を行います。

6) 利用者負担軽減の実施

- ① 災害等の特別な事情により利用者負担の支払いが困難と認めた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付することで、制度の周知を図ります。
- ② 介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付し、申請率の向上や制度の周知を図ります。
- ③ 医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の利用者負担額の年間合計が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付し、申請率の向上や制度の周知を図ります。

- ④ 低所得者を対象に、介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費の費用負担が重くならないように補足給付を行い、年度更新の勧奨を送付することで、制度の周知や利用者の利便性の向上に努めます。
- ⑤ 低所得者を対象に、社会福祉法人等による介護サービスの利用者負担を軽減するとともに、新規申請の勧奨を行うことで制度の周知を図り、年度更新の勧奨を送付することで利用者の利便性の向上に努めます。

5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上

※すべて重点的な取組

基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化

1. 在宅医療に関する市民理解の促進

1) 在宅医療・介護や看取りなどに関する市民理解の促進

- ① 看取り期を含めた在宅療養についての市民の理解を深めるため、市民向けフォーラムの開催やガイドブック「望む暮らしをわがまちで」の配布に取り組みます。

2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化

1) 入退院支援に関する連携強化の促進

- ① 切れ目のない支援が行えるよう、退院調整ルールの普及など病院やケアマネジャーをはじめとする関係者間の連携強化に取り組みます。

3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化

1) 在宅療養を支える情報共有ツールの普及・検討【資料編：基本施策3-1-2）再掲】

2) 在宅医療・介護や看取りなどに関する市民理解の促進【資料編：基本施策4-1-1）再掲】

基本施策5 多様な住まい方を支援する環境づくり

1. 多様な住まい方への支援

1) 都市型ケアハウス等の利用支援

- ① 都市型軽費老人ホーム等を対象とした市独自の居住費負担軽減補助を実施します。

2) バリアフリー住宅等への改造支援

- ① 「人生いきいき住宅改造助成事業」を通じて、住み慣れた住宅を高齢者等に配慮したバリアフリー住宅に改造(浴室や便所等)するために要する費用の一部を助成します。
- ② 住まいの新築・リフォームに関する困りごとに建築士が対応し、技術的なアドバイスや情報提供を行います。

3) 高齢者等、住宅の確保にお困りの人(住宅確保要配慮者)への支援

- ① 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しに協力できる不動産事業者を市に登録し公開することにより、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を行います。
- ② 住宅確保要配慮者からの相談に応じ、住宅の確保に対し必要な情報提供や支援を行うための相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を行います。

2. 安全・安心な住生活環境づくり

1) 市営住宅の住環境の改善

- ① 市営住宅で高齢者等が安心して生活できるように、建替事業時に高齢者対応住戸やエレベーターの整備及び階段手すりの設置を実施するよう努めます。
- ② 市営住宅空き家公募時の高齢者優先枠や住み替え公募時の高齢者世帯枠の維持に努めます。

2) バリアフリー住宅の整備

- ① 建築確認申請時において一定規模以上の共同住宅の新築・増改築の際に、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターの設置や玄関のスロープ化など共用部分のバリアフリー化を進めるとともに、専用部分についてもバリアフリーに配慮したものに誘導します。

3) 施設・居住系サービスの指導・監督の強化

- ① サービス事業者に対して介護保険法・老人福祉法に基づく定期的な運営指導を行います。
- ② 利用者・家族や従業者等から苦情・通報を受けた場合、状況を調査し、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、サービス事業者に対して適切な指導を行います。

4) 高齢者住宅等安心確保事業（L S A）の実施

- ① 公営住宅におけるシルバーハウジング住宅へ「生活援助員（L S A）」を派遣し、常駐型の見守りやコミュニティづくりのサポートなどを行います。
- ② 今後増加すると思われるシルバーハウジング仕様の住戸についても、生活援助員の派遣方法等を検討し、効率的な事業実施をめざします。

5) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ① 公共施設をはじめ、病院や大規模店舗、公園など、多くの人が利用する施設などについては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターや多機能トイレの設置、ピクトグラム（絵文字）による案内表示など、誰もが利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。

6) 公共交通のバリアフリー化の推進

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法令や県条例に基づき、国の施策等の動向を踏まえた適切なバリアフリー化を促進します。
- ② 路線バスにおけるノンステップバスの導入を支援します。
- ③ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法令や県条例に基づき、国の施策等の動向を踏まえた適切なバリアフリー化を促進するとともに、歩道の段差・勾配の改善や、視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化を進め、高齢者や障害のある人が安全に安心して通行できる道路環境の整備・改良を図ります。

基本施策6 認知症支援体制の充実・強化

1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実

※すべて重点的な取組

2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり

※すべて重点的な取組

3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実

1) 地域における認知症支援体制の構築・強化

- ① 認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える場として、身近な地域での「認知症カフェ」の開設・運営を支援します。
- ② 認知症により、行方不明となるおそれのある人の氏名・写真等を事前に登録し、万が一行方不明となられた場合に、捜索協力者へ電子メールで情報提供し、いち早く発見・保護へつなげる「認知症SOSメール配信事業」を実施します。また、多くの捜索協力者を募るとともに、警察と連携し、行方不明高齢者等の早期発見のための協力システムの構築を図ります。

2) 認知症や認知症支援策等に関する情報の提供

- ① 認知症に関する知識や相談窓口、支援制度・サービスなどの必要な情報が、容易に得ることができるように、市ホームページや各種パンフレットなどの内容を充実させるとともに、積極的な情報提供に取り組みます。

3) 認知症の本人及び介護者への相談支援の実施

- ① 認知症の人の介護者が集い、情報交換や癒しの場となる「認知症介護者の会」、若年性認知症の本人や介護者等がともに集う「若年性認知症交流会」などを通じて、認知症の本人・介護者の思いを発信できる場づくりを進め、本人・介護者の思いが反映された事業や施策が、協働で展開できるようにしていきます。
- ② 医療・保健・福祉などの関係機関と連携し、介護上の精神的負担を軽減できるよう支援を行います。
- ③ 認知症の医療や介護における専門知識及び経験を有する認知症地域支援推進員を高齢者あんしん窓口にも2名配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族への相談支援を行います。

基本施策7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実

1) 高齢者あんしん窓口の周知啓発

- ① 高齢者あんしん窓口の役割や機能等に関する認知度の向上を図るため、高齢者あんしん窓口の役割や機能等が記載されたチラシや、各高齢者あんしん窓口で独自に作成した広報紙等を、自治会や地区社会福祉協議会等の地域団体や、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力のもと、地域の高齢者や、医療機関、薬局に配布します。

また、地域団体や公共施設等へのさらなる周知、啓発にも努めるとともに、地域活動など多くの地域住民が集まる場・機会などを活用するなど、積極的かつ効果的な周知啓発に取り組みます。

2) 民生委員・児童委員による身近な相談対応

- ① 民生委員・児童委員は地域の身近な相談者として、悩んでいる人や、地域で気になることの相談に応じ、内容に応じて必要な支援を受けられる専門機関につなぎ、問題が解決するようサポートを行います。また、年1回市内在住の70歳以上の独居・高齢世帯を中心に訪問し、高齢者の生活状況を把握する「高齢者実態把握調査」を実施します。

3) 相談窓口の連携強化と総合相談支援体制の構築

- ① 市の高齢福祉・障害福祉等の相談窓口には福祉連携担当者を設置し、部署間の連携を強化します。(福祉の窓口の連携)
- ② 支援困難事例については、市の担当部局や高齢者あんしん窓口、関係機関が連携して迅速な対応が行える体制づくりを進めます。(福祉の支援の連携)
- ③ 市が主体となり、市社協及び高齢・障害・児童・生活困窮・権利擁護といった市の各福祉専門相談支援機関による情報交換・共有、ネットワークづくりや複合問題を抱える人・世帯への対応等を行います。

2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進

1) 地区ネットワーク会議（地域ケア連携会議）を通じた地域づくり

- ① 地区社会福祉協議会をエリアとして、地域住民をはじめとする地域の多様な主体と専門機関との連携・協働の場となる「地区ネットワーク会議」（地域ケア連携会議）の設置を推進します。

また、「地区ネットワーク会議」（地域ケア連携会議）において、地域の多様な主体が、地域課題を把握・共有し、それらの解決に向けた具体的な取り組みを検討・実施することで、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを進めます。さらに、生活支援コーディネーターは地域資源・ニーズの把握を行うなかで、地域課題を明確化し、新たな地域活動・資源の創出を進めます。

2) 地域ケア推進会議（地域福祉計画策定委員会）の開催

- ① 市民の代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される地域ケア推進会議（地域福祉計画策定委員会）を開催し、地域福祉を取り巻く現状や課題の整理を行います。
- ② 市が策定した地域福祉計画の推進状況の検証及び地域ケア連携会議から抽出された課題も含めた、市全体で解決すべき地域福祉課題への対応策を検討します。

3. 権利擁護支援の取組の強化

1) 身近な相談窓口の充実と積極的な周知

- ① 高齢者あんしん窓口において、支援が必要となった場合に適切なサービスや関係機関につなぐなど総合的な相談支援を行うとともに、制度の狭間や複合課題を抱えた相談は広く受け止め、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。また、高齢者虐待に関する相談や通報の受理、権利擁護に関する相談支援や必要な援助を行います。
- ② 高齢者あんしん窓口を身近な相談窓口として活用してもらうためにも、地域住民や関係団体等に対して、積極的かつ効果的な周知・広報を進めます。

2) 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、権利擁護に関する専門相談・支援や成年後見制度利用支援、後見活動支援、成年後見制度普及・啓発・研修などの機能の充実を図ります。
- ② 市関係課や各関係機関との連携を強化することで、権利擁護支援ネットワークの構築を進めます。
- ③ 高齢者・障害者権利擁護支援センターにおける権利擁護に関するセミナーや専門相談については、関係団体と協働して開催することで、より積極的かつ効果的な普及啓発を進め、市民理解を促進します。
- ④ 権利擁護支援者に関しては、成年後見制度の担い手となる市民後見人等を養成し、地域における権利擁護支援体制の強化を図ります。

3) 権利擁護支援者人材バンクへの登録促進と活動体制の整備

- ① 地域で権利擁護支援を必要とする市民のニーズに対応するため、権利擁護支援者養成研修修了者に対して、「市民後見人」や「権利擁護推進員」「運営推進会議委員」「生活支援員」「後見活動支援員」「介護相談員」の活動を目的とした権利擁護支援者人材バンクへの登録を促進します。
- ② 権利擁護支援者の活動が円滑に行えるよう、人材育成と活動の場の体制づくりを進めます。
- ③ 権利擁護支援協力専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の人材バンクへの登録促進と、権利擁護支援協力専門職との連携による権利擁護支援活動を推進します。

4) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知と推進

- ① 判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、西宮市社会福祉協議会が実施する福祉サービス等の利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を推進します。
- ② 福祉サービス利用援助事業と成年後見制度との連携を推進します。

5) 成年後見制度の周知と利用促進

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携し、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症の人などを援助する「成年後見制度」の利用促進に向けて、制度の利用支援や周知を進めます。
- ② 成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の申し立てなどに関して支援する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。
- ③ 適切な段階で適切に成年後見制度が利用されるように市長申立を含めた成年後見制度の利用促進体制を構築します。
- ④ 本人を中心とした支援の輪の形成による身上保護と意思決定支援を強化します。
- ⑤ 福祉サービス利用援助事業と成年後見制度との連携を推進します。

6) 高齢者虐待に関する市民理解の促進

- ① 高齢者虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解を促進します。
- ② 高齢者虐待を見聞きした場合の通報義務など、虐待防止や早期発見・早期対応のために市民一人ひとりができることについて、積極的かつ効果的な啓発を進めます。

7) 虐待防止に向けた相談支援体制の充実と連携強化

- ① 保健、医療・福祉の関係機関及び関係者が連携し、高齢者虐待防止への取組を推進する高齢者虐待防止ネットワークにおいて、高齢者虐待防止に対する取組方法や個別事例の検討などを行います。
- ② 高齢者・障害者権利擁護支援センターや高齢者あんしん窓口、警察等関係機関との連携を強化し、法的支援のもとで虐待防止や要援護者支援を行うとともに、虐待事案に対してより円滑な対応が行える体制づくりを進めます。
- ③ 市と高齢者あんしん窓口で虐待に関する相談や通報の受理等を行うとともに、窓口の周知や高齢者虐待に関する普及啓発を行い、虐待防止や早期発見を推進します。また、高齢者支援の関係者が高齢者虐待についての共通認識を持ち、適切な対応ができるよう、介護保険事業者をはじめ、ケアマネジャーや民生委員・児童委員、医療機関等を対象に、高齢者虐待対応マニュアルの普及啓発活動や、マニュアルを活用した研修を行います。

8) 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・人権啓発の推進

- ① 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育においては、人権教育担当者会や人権教育地区別研修会などの取組を通じて教職員の人権教育に対する意識や指導力を高めます。また、読み物教材を使った学習や体験活動を取り入れた学習などに取り組み、児童生徒の高齢者や障害のある人とともに生きていこうとする心や態度を育成します。
- ② 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、社会教育においては、人権に関する啓発活動や講座・学習会・情報発信・提供などを進め、市民への人権教育の深化と拡充を推進します。

4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

1) 災害時対策の推進

- ① 介護事業所等との連携による訓練や防災に関する周知啓発活動を実施します。
- ② 介護事業所等における災害発生時に必要な物資等の備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- ③ 介護事業所等に対し、非常災害対策計画や避難確保計画、業務継続計画（BCP）の策定等について周知し、各計画の作成及び訓練の実施状況を確認します。
- ④ 大規模災害時における緊急一時入所や福祉避難所開設体制を整備します。
- ⑤ 災害時に備えた要配慮者（災害時要援護者）自身の備えの充実に向けた啓発を行います。

2) 感染症対策の推進

- ① 介護事業所等に対し、業務継続計画（BCP）の策定、訓練等の実施状況を確認します。
- ② 県や協力医療機関等と連携し、介護事業所に対する支援を行います。
- ③ 利用者又は従業者に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した介護事業所等に対し、介護サービスを継続して提供するための支援を行います。

4. 計画策定の経過

実施日	項目	報告・審議案件等
令和4年 (2022年) 12月15日 ～ 令和5年 (2023年) 2月23日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査 ・ひとり暮らし高齢者実態把握調査 ・ケアマネジャー調査 ・高齢者向け住まいに関する調査 ・介護人材実態調査
令和5年 (2023年) 5月18日	第1回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長職務代理者の選出 ・諮問「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の策定について」 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策体系の見直しについて ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について ・その他の調査について
令和5年 (2023年) 8月17日	第2回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の骨子案について
令和5年 (2023年) 11月24日	第3回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の素案について
令和5年 (2023年) 12月14日 ～ 令和6年 (2024年) 1月29日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画(素案)の公表、市民意見の募集 (12月10日号の市政ニュース・市ホームページに掲載)
令和6年 (2024年) 2月8日	第4回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果及び市の考え方について ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画(案)について ・答申「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の策定について」

5. 高齢者福祉専門分科会

1) 西宮市附属機関条例（抜粋）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市社会福祉審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項ただし書の規定は、審議会の委員には、適用しない。

3 審議会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項及び第4項本文中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第3項中「副会長は、会長を補佐し、会長」とあるのは「あらかじめ委員長の指名した委員は、委員長」と、「又は会長」とあるのは「又は委員長」とする。

4 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、会議を招集しなければならない。

5 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項若しくは第2項の規定により専門分科会を置いたとき又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けたときは、当該専門分科会又は審査部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、当該専門分科会（同法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会を除く。）又は審査部会の決議をもって審議会の決議とすることが適当でないとき審議会の委員長が認める場合は、この限りでない。

- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 8 臨時委員を委嘱し、又は任命した場合の審議会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

別表（第1条関係、第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	社会福祉法第7条第1項及び第12条第1項	西宮市社会福祉審議会	市民の社会福祉に関する事項(児童福祉に関する事項を含む。)についての調査及び審議	50人	学識経験者 市議会議員 社会福祉事業に従事する者
略					

2) 西宮市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する西宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。〔3〕

(専門分科会)

第2条 審議会に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項及び第2項の規定により、次の各号に掲げる専門分科会を置くものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

〔4〕

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(専門分科会の運営)

第3条 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

- 2 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 3 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 4 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、専門分科会長を互選する会議は、市長が招集する。
- 5 専門分科会長は、専門分科会に属する委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、専門分科会を招集しなければならない。
- 6 専門分科会は、専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔4〕

(審査部会)

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に身体障害者審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。〔4〕

- 2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 3 前条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定は、審査部会について準用する。〔4〕

(審査部会の決議の特例)

第5条 審査部会は、急施を要するため、会議を招集するいとまがないと認めるときは、持回りにより決議することができる。〔4〕

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課において処理する。〔1〕〔2〕〔4〕〔5〕

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。〔4〕

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日西宮市規則第85号〔1〕西宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則9条による改正付則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日西宮市規則第72号〔2〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則6条による改正付則)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年7月31日西宮市規則第10号〔3〕市長の附属機関の委員の構成別の定数等に関する規則等の一部を改正する等の規則2条による改正付則)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日西宮市規則第45号〔4〕)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日西宮市規則第76号〔5〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則8条による改正付則)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3) 高齢者福祉専門分科会委員名簿（敬称略）

区分	役職	委員氏名	職業等	備考
学 識 経 験 者	会長	松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 心理・社会福祉学科 教授	
	会長 職務代理	藤原 慶二	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授	
	委員	加藤 由美子	認知症介護者の会「さくら会」会長	臨時
	委員	金光 伴訓	公募市民	臨時
	委員	柴原 祐子	公募市民	臨時
	委員	中川 尚美	西宮市薬剤師会会長	臨時
	委員	中坪 信也	西宮市歯科医師会会長	臨時
	委員	福井 威志	西宮市医師会副会長	臨時
社 会 福 祉 事 業 関 係 者	委員	荒巻 勲	西宮市老人クラブ連合会副理事長	
	委員	檜原 一仁	兵庫県老人福祉事業協会阪神ブロック役員	
	委員	原田 慎一	西宮市民生委員・児童委員会副会長	
	委員	福田 洋平	甲山地域包括支援センター センター長	
	委員	毎田 糸美	兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会副会長	
	委員	水田 宗人	西宮市社会福祉協議会理事長	
	委員	満永 啓太	西宮市ケアマネジャー協会会長	臨時
	委員	吉田 聖名子	訪問看護ステーションネットワーク西宮 副会長	臨時
市 議 会 議 員	委員	宮本 けいこ	市議会議員	
	委員	たかの しん	市議会議員	R5.6.1～
	委員	うえだ あつし	市議会議員	～R5.4.30

6. 用語解説

あ行

IADL

手段的日常生活動作 (Instrumental Activities of Daily Living) の略。掃除などの家事、買い物、服薬や金銭管理など、複雑な日常生活動作のこと。

ICT

情報通信技術 (Information & Communication Technology) の略。「IT」(Information Technology) もほぼ同義として用いられるが、国際的にはICTの方が広く使われている。

アセスメント

適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握すること。

か行

介護相談員

介護施設等の介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。活動を行うために必要な一定水準の研修を受けている。

介護予防・生活支援員

介護予防・日常生活支援総合事業で実施する「家事援助限定型訪問サービス」を提供する担い手のこと。市の養成研修を受講すれば正式な資格が得られ、家事援助限定型訪問サービスを実施する事業所に採用されると、介護予防・生活支援員として働くことができる。(ヘルパーの有資格者は、研修受講は不要)

介護予防サポーター

介護予防サポーター養成講座を修了した人で、西宮いきいき体操の活動実施を支援する人。

外部評価

サービスの質の確保を目的として、認知症対応型共同生活介護事業所が定期的に都道府県の認証した評価機関の実施する第三者評価を受け、その結果を公開する制度のこと。条例の規定により外部評価を受けることが義務とされているサービス以外についてもサービス向上のため受審することが望まれている。

キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」の講師。市・県等が開催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

KDBシステム

正式名称が国保データベースシステムの略。県の国民健康保険団体連合が国民健康保険加入者や後期高齢者の検診や医療情報など、個人の健康に関するデータを把握するシステム。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の人（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）が、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な場合に比較的低額な料金で入所できる施設。

権利擁護推進員

高齢者・障害者権利擁護支援センター等が行う権利擁護に関する普及・啓発等に協力する人。

合計所得金額

地方税法第292条第1項第13号に規定する金額。ただし、平成30年度（2018年度）保険料算定においては、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除し、非課税者は年金所得を控除する。

高齢者・障害者権利擁護支援センター

介護や福祉のサービスを選ぶことや契約することが難しい認知症高齢者や、知的・精神に障害のある人などに対して、成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談や支援を実施することを目的に西宮市が設置している機関。

高齢者あんしん窓口

地域包括支援センターの西宮市における呼称。高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かといった状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護サービスにとどまらず、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度への利用等につなげて支援を行う機関で、15の日常生活圏域ごとに設置されている。

さ行

在宅療養相談支援センター

地域の在宅医療・介護の連携拠点として、医療・介護関係者に対する退院支援や在宅療養の総合的な支援を実施するほか、地域住民への在宅医療・介護の普及啓発を図る役割を担う機関で、5つの地域包括ケア連携圏域ごとに設置されている。

市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人（補助人・保佐人を含む）のこと。地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神をもった市民。

障害者あんしん相談窓口

障害者やその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口。市より委託をうけて運営される相談窓口と、個別給付のサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案等の作成を担うことを通じて利用できる相談窓口がある。

小地域福祉活動

身近な小地域（小学校圏域等）を単位として、近隣の人々が行う見守り活動や支援活動など、福祉活動の総称。

自立に向けたケアマネジメント会議（地域ケア個別会議）

地域ケア会議の「地域ケア個別会議」の位置づけで、高齢者あんしん窓口主催で行う会議。多職種の協議を通じて自立支援型ケアマネジメントの充実を図り、高齢者の生活の質の向上をめざし、地域包括ケア連携圏域ごとで開催。構成員は、高齢者あんしん窓口、事例提供者、事例にサービス提供する事業者、リハビリテーション専門職、管理栄養士、薬剤師、市職員、その他必要に応じた専門職。

生活援助員（LSA）

介護保険施設や通所介護事業の職員で、公営住宅におけるシルバーハウジング住宅等で高齢者の見守り活動や一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関等との連絡などを行う人。

生活困窮者自立支援相談窓口

失業などにより経済的な困窮状態にある人などを対象として、専門の相談支援員が個別の支援プランを作成し、就労支援を始めとする必要な支援を実施することで、困窮状態からの早期脱却を図る相談窓口。

生活支援員

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）において、利用者のサービス利用や金銭管理に関する支援を行う人。

生活支援コーディネーター

住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成などを行うとともに地域資源の開発や、地域の多様な主体のネットワークの構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分なために自分自身の権利を守るのが困難な人を支援する制度。その人の意志を尊重した財産管理やサービス利用のための契約などをサポートする。

検索協力者（認知症SOSメール配信事業）

認知症SOSメール配信事業において、認知症の人が行方不明になった場合、日常生活のなかで無理のない範囲で検索する人。検索協力者として登録することで、行方不明者の情報が閲覧できるSOSメールが配信される。

た行

団塊の世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

団塊ジュニア世代

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた人々。団塊の世代の子供にあたる世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言う。

地域ケア会議

保険者又は高齢者あんしん窓口及び地域住民等が主催し、地域のいろいろな関係者が参画し、地域課題に応じた施策を展開していくために行う会議。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、高齢者の支援にかかわる諸活動を、総合的に調整、推進することを目的に行う。

地域ケア個別会議

個別事例のニーズや課題を関係者等で共有し、具体的な支援の方策の検討等を行う地域ケア会議。「自立に向けたケアマネジメント会議」のほか困難事例等についての検討も随時行う。

地域ケア連携会議

「地区ネットワーク会議」を参照。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される体制と定義されており、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要となっている。

地区社会福祉協議会

地域福祉活動をすすめていくことを目的に、概ね小学校区の身近な圏域（市内35地区）に設置されている住民組織。各地区ではそれぞれ地域性に応じて、住民の手による助け合い活動が展開されている。

地区ネットワーク会議（地域ケア連携会議）

地区社会福祉協議会域において、地域住民が主体となり、日常における見守り等の活動について、情報交換と共有を図るとともに、地域のニーズの把握・課題整理、課題解決の取り組みとして活動や事業の開発を各専門機関と連携して行う場。

地区によって構成員は異なるが、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、各福祉専門相談支援機関、地域内の当事者団体関係者、ボランティア活動者、福祉事業所・施設等で構成されている。

地区ボランティアセンター

地区社会福祉協議会活動のひとつで、「相談・情報提供」、「ボランティア活動の普及推進」、「ボランティアによる生活支援や地区ボランティアセンターの拠点機能を活用した支援」、「個人や各種地域団体及び専門機関とのコーディネート」の4つの機能を有する機関。

地区によって、開設曜日・時間が異なる。

な行

西宮いきいき体操

地域住民がグループで、身近な場所において行う高齢者向けの筋力向上を目的とした体操。手首や足首におもりをつけ、DVDの映像にあわせて行う。おもりの量を調整したり、座って体操することによって、体力に自信がない方も一緒に参加することができる。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える場。

認知症ケアパス（西宮市版認知症ケアパス）

認知症の人が相談できる窓口や利用ができるサービス、参加可能な地域活動をまとめたもの。認知症になる前の予防の段階から、症状が進行していった段階に応じて、社会資源を掲載しており、本市では「西宮市認知症サポートべんり帳」として配布。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者。キャラバン・メイドが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施することを目的として都道府県及び指定都市が設置する専門医療機関。

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を医療や福祉の専門職が訪問するなどし、集中的（概ね6か月）に支援を行い、自立生活のサポートを行う機関。

は行

バリアフリー

障害のある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。段差の解消や手すりの設置といった物理的障壁の除去だけでなく、より広く、すべての人の社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去するという意味でも用いられる。

ボランティアセンター

ボランティア活動についての相談、情報の提供、活動先の紹介、ボランティア活動をしたい人と受けたい人のニーズの調整やボランティア災害共済の受付などを行う機関。西宮市社会福祉協議会に設置されている。

ま行

看取り

近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように、日々の暮らしを営めることを目的として援助すること。

みやっこケアノート

医療や介護が必要となった方でも、住み慣れた地域で自分らしい在宅生活を送ることができるよう、本人・家族をはじめ、医療や介護などの関係者で情報の共有や交換をするためのノート。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれる。

メディカルケアネット西宮

医療関係者・介護関係者等多職種の代表者により設置された「西宮市在宅医療・介護連携推進協議会」のこと。

メディカルケアネット西宮では、「在宅医療・介護の連携及び推進」「在宅看取りの推進」「多職種のネットワーク化」などに関する取組を実施。

や行

養護老人ホーム

介護の必要のないおおむね 65 歳以上の高齢者が、環境上の理由や経済的理由などにより居宅において養護を受けることが困難な場合に入所できる施設。

ライフステージ

人間の成長を色々な考え方に基づいて分けた、それぞれの人生の段階のことをいう。例えば、乳児期・幼児期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期といった区分がよく用いられ、それぞれの段階ごとに、節目となるような経験をし、特徴的な悩みや問題などがある。

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

令和6年(2024年)3月

西宮市健康福祉局福祉部 高齢介護課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL:0798-35-3314 FAX:0798-34-2372